

令和3年9月6日開会

令和3年9月21日閉会

# 令和3年第6回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和3年第6回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 9月6日(月)から9月21日(火)までの16日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	9月6日	月	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 議案の上程、決算審査報告(全会計) 説明(一般会計)
第2日	9月7日	火	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の説明(特別・公営企業会計) 3 議案の上程、説明 (条例制定、補正予算ほか)
第3日	9月8日	水		休 会
第4日	9月9日	木	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の質疑、委員会付託 3 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第5日	9月10日	金	午前9時	休 会(本会議) 和気鵜飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第6日	9月11日	土		休 会
第7日	9月12日	日		休 会
第8日	9月13日	月	午前9時	休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午前9時～
第9日	9月14日	火	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～
第10日	9月15日	水		休 会
第11日	9月16日	木	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問
第12日	9月17日	金	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問
第13日	9月18日	土		休 会
第14日	9月19日	日		休 会
第15日	9月20日	月		休 会

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第16日	9月21日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会

## 令和3年第6回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 9月 6日 (月)	.....	1
◎第 2 日 9月 7日 (火)	.....	13
◎第 4 日 9月 9日 (木)	.....	23
◎第11日 9月16日 (木)	.....	73
◎第12日 9月17日 (金)	.....	103
◎第16日 9月21日 (火)	.....	129

令和3年第6回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和3年9月6日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年9月6日 午前9時00分開会 午後0時00分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 尾崎 智美                      2番 太田 啓補                      3番 從野 勝  
4番 神崎 良一                      5番 山本 稔                        6番 居樹 豊  
7番 万代 哲央                      8番 西中 純一                      9番 安東 哲矢  
10番 当瀬 万享                      11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町長 草加 信義                      副町長 稲山 茂  
教育長 徳永 昭伸                      民生福祉部長 岡本 芳克  
総務課長 永宗 宣之                      危機管理室長 河野 憲一  
財政課長 海野 均                      まち経営課長 寺尾 純一  
税務課長 岡本 康彦                      生活環境課長 山崎 信行  
健康福祉課長 松田 明久                      介護保険課長 井上 輝昭  
産業振興課長 新田 憲一                      都市建設課長 西本 幸司  
上下水道課長 田村 正晃                      総務事業課長 久永 敏博  
会計管理者 清水 洋右                      教育次長 万代 明  
学校教育課長 國定 智子                      社会教育課長 鈴木 健治  
代表監査委員 宇高 進
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	9 番 安東哲矢 10 番 当瀬万享
日程第 2	会期の決定について	16 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	報告第 5 号 令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	説明
	報告第 6 号 令和 2 年度和気町一般会計継続費精算報告書について	説明
日程第 5	議案第 5 1 号 令和 2 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 2 号 令和 2 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 3 号 令和 2 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 4 号 令和 2 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 5 号 令和 2 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 6 号 令和 2 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 7 号 令和 2 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 8 号 令和 2 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 9 号 令和 2 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 0 号 令和 2 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 1 号 令和 2 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 2 号 令和 2 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 3 号 令和 2 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 4 号 令和 2 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第65号 令和2年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第66号 令和2年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	令和2年度決算審査の報告 (一般会計、特別会計、公営企業会計ほか、基金)	宇高代表監査委員 報告
日程第6	議案第51号 令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回和気町議会定例会を開会します。

なお、議会中は感染拡大防止のため、マスク着用の奨励をしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方は出席を控えていただくようお願いをいたしております。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 安東哲矢君及び10番 当瀬万享君を指名します。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

ここで、去る8月27日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、去る8月27日、議会臨時会終了後に3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、令和3年第6回和気町議会定例会の会期、日程等を協議いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日9月6日から9月21日までの16日間に決定いたしました。

日程につきましては、第1日目、本日議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

なお、一般質問の通告期限は、本日の正午まででありますので、よろしく願いいたします。

第2日目、9月7日は、1日目に引き続き、議案の上程、説明を行います。本会議終了後に、議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目、9月8日は、休会であります。

第4日目、9月9日は、本会議を開催し、議案の質疑及び委員会付託を行います。また、請願2件及び陳情3件を受理しておりますので、併せて上程、説明、質疑及び委員会付託を行います。

第5日目、9月10日、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。また、特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

第6日目及び第7日目は、休会といたします。

第8日目、9月13日、本会議は休会とし、午前9時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第9日目、9月14日も、本会議は休会で、午前9時から厚生産業常任委員会を開催いたします。

第10日目、9月15日は、休会であります。

第11日目、9月16日は、本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第12日目、9月17日は、一般質問の予備日になっております。

第13日目から第15日目までは、休会といたします。

第16日目、9月21日は、本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

なお、今定例会に提案されます案件は、報告2件、決算16件、条例4件、補正予算16件、その他9件及び請願2件、陳情3件となっております。

以上、議会運営委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月21日までの16日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりであります。後ほど御一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日ここに、令和3年第6回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

それでは、令和3年第5回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。町内での感染者の状況についてでございますが、昨日までに32名の感染が確認されております。7月18日に町内16例目が確認されて以降、1か月半で17名の感染が確認されておまして、今回の第5波は第4波までとは感染状況が明らかに違っております。特に今回のデルタ株でございますが、従来のアルファ株に対しまして2倍の感染力があると言われており、最近の県内感染者の約8割がデルタ株と確認されております。感染拡大防止には今まで以上に3密の回避、マスク、手洗いの徹底が肝要でございますので、引き続き啓発活動に努めてまいります。

次に、ワクチンの接種状況でございますが、町内対象者全体に対しまして、1回目の接種が終わった人が73.4%、2回の接種が終わった人が64.8%となっております。接種状況の傾向といたしましては、65歳以上では9割の人が2回目の接種が終わっているのに対し、65歳未満では約4割と低くなっており、年齢が低くなるにしたがって未接種の割合が高くなっております。参考までに申し上げますと、8月30日現在での町内の中学生までの接種率は23.4%となっております。町内のみならず、全国的にも若年層での感染拡大が大きな問題となっていることから、若年層へのワクチン接種について正しい情報を発信し、接種の勧奨に努めてまいります。

また、妊婦へのワクチン接種についてでございますが、町内の妊婦を対象に接種案内を送付いたしております。現在、26名の方が対象になっております。町といたしましても、希望があれば早期に接種ができるよう医療機関と調整をいたしております。

次に、ワクチンの供給見込みでございますが、前回の臨時議会でも申し上げましたとおり、県へワクチンの安定供給を強く要望いたしておりましたところ、先般県から9月20日の週に2箱、2,340回分が和気町に割り当てられることになりました。これによりまして、10月20日頃までは安定した接種が実行できることとなります。引き続き、希望者全員への接種の早期完了に向けて、ワクチンの安定供給を強く県へ要望してまいります。

町の主なイベントといたしましては、毎年11月23日に開催をいたしておりましたふるさとまつり、関連行事の片鉄ロマン街道ふれあいウォーキング大会、体力づくりロードレース大会につきましては、関係者と協議をいたしまして、誠に残念ではございますが、本年度も中止とすることに決定させていただきました。

次に、小・中学校とにこにこ園の状況でございます。

町内小・中学校は8月27日から、またにこにこ園は9月1日から2学期がスタートいたしておりますが、今までの感染症対策からレベルを1段階上げまして、万全の感染症対策を講じ、園児、児童・生徒の健やかな成長と学びの保障を目指し、教育活動を行っております。緊急事態宣言中の学校行事につきましては、オンラインまたは少人数のものを除いて、中止や延期をするなど適切に対応を進めてまいります。

次に、8月30日、日笠地区公民館及び消防団第3分団機庫の起工式が地元区長の皆様をはじめ、関係者参集の下、滞りなく実施をされました。年度内には完成をすることとなっております。

次に、8月31日、総合教育会議を開催いたしまして、緊急事態宣言発令を受けた今後の教育活動をはじめ、国指定重要文化財の旧大國家住宅の活用等について委員の皆様にご報告並びに御協議いただきました。

また、同日、介護保険事業運営委員会が開催され、令和2年度の実施状況と第8期介護保険事業計画に沿った取組について委員の皆様にご報告いただきました。

次に、本町に関係いたします今年度の国・県主要事業について、進捗状況を御報告いたします。

国の事業として、吉井川と金剛川の合流地点の中州をしゅんせつする工事2万5,000立米を予定いたしております。かわまち事業として、河川公園上流部の駐車場と通路の整備を予定いたしております。

次に、県の事業として、藤野地内の県道岡山赤穂線改良工事についてでございますが、全体計画延長が1.1キロメートルで、平成21年度から実施し、令和3年3月には歩道部を含め新しい田ヶ原橋バイパスでの供用開始がなされました。今後は、町道に払下げ部分の舗装修繕と県道と払下げ町道との間の残地処理を10月より順次発注する予定にいたしております。また、田ヶ原橋旧橋については、9月に車道橋の撤去を発注し、年度内の完成を目指しております。歩道橋については、地元区から生活道の確保のため残してほしいとの強い要望により、残すことといたしております。

次に、国道374号の衣笠交差点からビレッジハウス、旧雇用促進住宅付近までの歩道整備につきましては、全体計画延長が390メートルで、地元交渉を行い、用地買収に向けて調整段階であります。

次に、県道佐伯長船線、父井原地内の歩道橋整備につきましては、取り合い部の縁石及び舗装工事を予定いたしております。

次に、本町の岩戸から赤磐市稲蒔地内にかけた、吉井川佐伯工区の改修事業であります。全体計画延長が10.8キロメートルで、小原地区の用地測量と竜ヶ鼻地区の詳細設計並びに王子川の用地買収の後、護岸工事を予定いたしております。

次に、田土地内の西の谷川通常砂防事業につきましては、堰堤工を令和2年度から3か年を予定しており、令和3年度施工分は既に発注をいたしております。

次に、佐伯地内堅町地区の急傾斜崩壊対策事業については、残る東側のり面の防護柵の工事予定をいたしております。

次に、広域農道につきましては、岸野及び田土地内のり面補強工事を予定いたしておるところでございます。

す。

最後に、令和2年度決算状況についてでございますが、一般会計の実質収支は1億7,667万円と、前年度に比べて4,418万円の減額となりました。財政調整基金への積立て、取崩しを加味した実質単年度収支では7,405万円の黒字となっております。定額運用基金を除く基金全体の残高は1億2,345万円増加し、42億3,013万円となっております。

一方、一般会計の地方債現在高につきましては、1,666万円増加し、91億7,185万円となっております。また、特別会計を含めた全会計の地方債現在高の合計は、前年度に比べて6,079万円減少し、167億691万円となっております。

財政の硬直化を示す指標であります経常収支比率は4.1ポイント改善し、87.2%となっております。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(山本泰正君) 日程第4、報告第5号及び報告第6号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、本日提案をいたしております報告第5号及び報告第6号について説明いたします。

初めに、報告第5号の令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

内容についてでございますが、令和2年度における実質公債費比率は9.9%、将来負担比率は47.4%と、早期健全化基準を下回っております。また、資金不足比率につきましては、各特別会計ともに資金不足を生じておらず、報告数値はございません。

次に、報告第6号の令和2年度和気町一般会計継続費精算報告書についてでございますが、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、小規模ため池補強事業、尾水尾池改修工事で、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3か年にわたり継続事業を実施し、改修工事が令和2年度に完了したことから、精算報告を行うものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(山本泰正君) 次に、報告第5号及び報告第6号について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) 報告第5号・報告第6号説明した。

○議長(山本泰正君) 以上で報告第5号及び報告第6号の2件の報告を終わります。

(日程第5)

○議長(山本泰正君) 日程第5、議案第51号から議案第66号までの各会計の決算認定16件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、議案第51号から議案第66号までの令和2年度決算の認定16議案についてでございますが、別添のとおり決算書の調製ができましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めらるものであります。

令和2年度決算を受けての財政状況は、諸般の報告で述べさせていただきましたので、ここでは省略させてい

たきます。

なお、決算の認定に関する詳細につきましては、お手元に配付いたしております説明書にかえさせていただきます。

以上御説明申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者、担当課長に説明いたさせますので、御審議、御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、令和2年度和気町各会計の決算審査報告を求めます。

代表監査委員 宇高君。

○代表監査委員（宇高 進君） 改めまして、おはようございます。第6回の議会定例会、大変御苦労さまでございます。

それでは、早速でございますが、令和2年度の決算の審査状況について報告させていただきます。

審査意見書の1ページを御覧ください。

まず、第1、審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計13件の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2といたしまして、公営企業会計2件の決算。

3、基金として、2件の基金運用状況が対象になります。

第2といたしまして、審査の実施場所及び日程でございますが、和気町役場において、令和3年7月20日から8月5日までの間審査を行いました。

第3としまして、審査の方法でございますが、町長から提出された令和2年度一般会計及び特別会計の決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査いたしました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているかなどを審査いたしました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施いたしました。

続きまして、2ページの第4、審査の結果及び意見でございますが、1、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算、証書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき作成されており、適正に表示されているものと認めました。なお、予算の執行、収入及び支出、現金の出納保管、財産の管理など、財務に関する事務については、一部において立替払いや科目誤り等の不適正な事務処理が見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認めました。

基金の運用状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認めました。また、基金の運用はおおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、事務審査の過程において、一部の書類に不備なものがございましたので、早急な改善を別途指示いたしました。

続きまして、2として、決算審査の概要及び意見でございますが、(1)で決算の総括、①の決算の規模でございますが、会計別決算額は表に記載してあるとおりでございます。

3ページにあります一般会計及び特別会計ですが、純計として歳入歳出差引き6億4,015万6,619円の黒字でございます。

②決算収支の状況でございますが、繰り越すべき財源598万9,000円があるので、6億3,416万7,619円の黒字となっております。

次に、4ページでございますが、(2)の一般会計の①概況です。収支差引きで1億8,246万3,238円となっております。実質収支は繰り越すべき財源579万5,000円がございますので、1億7,666万

8, 238円の黒字となっております。

続いて、歳入でございますが、経常一般財源の6割以上を占める普通交付税は、合併算定替えによる増額分の縮減が最終年度となったが、国の制度改正により地域社会再生事業費の算入が行われ増加しており、地方税において税率の変更や新型コロナウイルスによる企業の業績悪化などにより法人税が減少となったが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金及び特別定額給付金給付事業事務費補助金などの要因により、歳入全体では増額となっております。

また、歳入決算額を財源別に見ると、次の表のとおりであり、自主財源比率が21.9%、依存財源比率が78.1%となっております、自主財源比率が前年度より7.2ポイント減少しております。

次に、5ページでございます。

歳出でございますが、新型コロナウイルス関連事業による増額が主なもので、歳出全体では大幅な増額となっております。

次に、(3)の特別会計といたしまして、①国民健康保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりでございます。

歳出総額の77.3%が保険給付費で占められ、被保険者1人当たりの費用額は49万4,092円となっております。運営については、現在特定健診の受診や特定保健指導、ジェネリック医薬品の推進を含む啓蒙活動による医療費抑制への取組を行っているが、さらに計画的な運営に努められたい。保険税の未収については、税負担の公平性、国民健康保険会計の健全性の観点から、一層の収納率向上と滞納額の回収に努力していただきたい。

②国民健康保険診療所特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

地域医療の重要性を鑑み、保健・福祉・医療の包括的な施設として、町民に安心と信頼を享受できるよう一層の努力を期待しています。

次に、6ページの③後期高齢者医療特別会計ですが、決算については記載のとおりです。

国民健康保険特別会計同様に、医療費支出の抑制が最重要課題でございます。保険料の未収については、早期徴収、戸別訪問など、実効性のある方策により引き続き他会計とも連携を密にして、その解消に一層努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

④介護保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

介護予防などの取組により保険給付費の増加抑制を行い、計画的な運営に努められたい。保険料の未収については、被保険者負担の公平性、介護保険会計の健全性の観点から、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして一層の収納率向上と滞納額の解消に向けた努力をしていただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

次に、7ページの⑤合併処理浄化槽設置整備事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

本年度、管理浄化槽は22基で、うち1基は休止しております。

⑥住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

滞納者について精査するとともに、返済計画の見直しを含めた回収業務について、近隣市町の状況も確認し、適切に処理していただきたい。

⑦農業集落排水事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

現在の管理は、昨年と同様の4処理区と4処理場でございます。

⑧駐車場事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

次に、8ページの⑨公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

下水道事業全般に言えることですが、老朽化した排水管や処理施設の改良更新を計画的かつ着実に進めていた

だきたい。使用料の未収については、使用者負担の公平性の確保、長期滞納にならないよう、引き続き他会計とも連携を密にしてその解消に一層努力していただきたい。

⑩特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

公共下水道事業特別会計同様に、今後の事業執行に努力していただきたい。

⑪和気鶴飼谷温泉事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月中旬から5月末にかけて休館したことや利用客が減少したことにより減収となっているが、自動改札機の設置による人件費の削減や職員の業務のオールマイティー化等、健全な事業運営に向けた努力が見られました。厳しい状況ではあるが、広報等を行い、一層の集客に努められ、さらなる経営改善に努力していただきたい。

⑫ごみ焼却施設解体事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

次に、9ページの⑬地域開発事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

(4)として公営企業会計でございますが、上水道事業会計、簡易水道事業会計ともに収入、支出については記載のとおりでございます。

上水道事業会計の事業運営については、新型コロナウイルス対策免除分として他会計負担金が増加し、総収益の増額が見受けられるが、人口の減少や節水機器の普及等により水需要の伸びが一般家庭において期待できないため、維持管理等が最重要となります。支出においては、老朽化施設の更新等、経費の増加が見込まれます。今後の事業運営に当たっては、有収率の向上や水道料金の収納確保、経費の節減など、企業としてより一層効率的、合理的な経営に努められ、安全で安心な水の供給を行い、健全なる経営努力をしていただきたい。

次に、11ページの簡易水道事業については、上水道事業同様に、新型コロナウイルス対策免除分として他会計負担金が増加し、総収益の増額が見受けられるが、施設、設備が老朽化しており、今後も維持管理費の増加が予想されるため、健全なる経営努力をしていただきたい。維持管理等鋭意努力はされているものの、給水原価が供給単価を大幅に上回っているため、今後の使用料金等の見直しを検討し、健全な経営努力をしていただきたい。

(5)といたしまして、基金でございますが、①土地開発基金と、11ページの②奨学資金及び入学一時金貸付基金の運用状況については、記載のとおりとなっております。

なお、奨学資金及び入学一時金貸付基金の滞納額については、減少しており、今後も粘り強く納付指導を行うなど、滞納額の解消に向け努力していただきたい。

第5、監査委員の意見でございますが、まず、1、収入未済の解消について、一般会計、特別会計及び公営企業会計並びに基金を合わせた収入未済額は、前年度末と比較すると8.3%、額にして3,315万5,839円減少し、3億6,790万1,156円となっております。不納欠損処分については489万3,480円となっております。徴収体制を強化されているところではありますが、今後とも自主財源を確保し、負担の公平性を維持するため、より一層他課との連携を密にして徴収体制の強化を図り、滞納額の縮減や新たな収入未済の発生防止に努められるとともに、徴収困難案件については執行停止処分を行い、適正な不納欠損処理を行っていただくよう望みます。

未済額一覧表につきましては記載のとおりでございます。

2としまして、公共施設及び公有財産についてですが、町財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、公共施設等総合管理計画にのっとり適正な施設管理を行うよう努力していただきたい。

3として、財務事務の適正かつ効率的な執行等についてですが、各種の監査の中で予算執行、収入及び支出、契約、現金の出納保管、財産の管理など、前年度の審査結果に対する意見において、今年度の審査では指摘事項、注意・指導事項ともに件数が減少するなど、全体として一定の改善が見られたところであるが、財務事務の

一部において改善指摘事項等に対し改善が認められない事案が見受けられました。また、随意契約による契約件数が多く見受けられるが、適正な随意契約の施行令にのっとり運用していただきたい。なお、法令等を遵守した事務執行はもとより、不適正な事務処理の発生を未然に防ぐために、決裁過程等における組織的なチェックや指導の充実などを図り、財務事務の適正かつ効率的な執行に一層努力していただきたい。

最後に、12ページの第6で、まとめといたしまして、令和2年度は経常収支比率の改善、4.1ポイント下降、基金の増額等から財政健全化に向けて進んでいると言えます。しかし、歳入は経常的な収入の大部分を地方交付税に頼る構造となっており、合併算定替えが終了した普通交付税の影響を考えると、今後早急に財政規模の縮減が求められる状況にあると考えられます。また、新型コロナウイルスの影響で景気の動向が減退局面である現在、令和2年度は企業業績の悪化による法人税の減収があり、今後も町税が減少していく可能性を考慮しなければなりません。引き続き、ふるさと納税寄附金など、新たな自主財源の確保に取り組んでいただきたい。また、投資的事業実施に当たっては、補助金、交付税算入率の高い地方債の活用など、有利な財源を可能な限り活用し、財政圧迫を回避されるよう努力していただきたい。

歳出面では、超高齢化社会の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増加が見込まれます。事業の休廃止も含めたさらなる効率化に努め、歳出構造を早急に歳入に見合ったものに転換されるよう努力していただきたい。また、特別会計への繰出金は、下水道事業への繰出金が減る一方、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等への繰出金は増加傾向にあり、総額として引き続き非常に高い水準にあります。特に下水道事業に関しては、管渠やポンプなどの処理施設の供用開始から30年以上が経過し、老朽化が進み、更新時期が迫っており、今後は赤字補填としての繰り出しが増える可能性があります。処理施設の改善や管の布設替え等に対応するため、下水道会計はストックマネジメント計画を策定し、また公営企業会計は既存の計画の下、計画的かつ効率的に管理されるとともに、施設統合等による経費の節減や歳入面では独立採算制の原則に立ち返った料金体制の見直しを図るなど、普通会計の負担額に頼らない健全運営に努力していただきたい。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により想定外の支出もあったが、新型コロナウイルスが終息した際には、事業の適正な執行を考慮しつつ、限られた財源の中でも、和気町総合計画、総合戦略に掲げる事業、特に町民の生命、財産を守るため防災力の向上や福祉の向上に資する事業、人口減少対策に関する事業等、町の根幹をなす主要事業については不断の努力により重点的に取り組んでいただきたい。

以上、簡単でございますが、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） これから監査委員の決算審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

宇高代表監査委員、御苦労さまでした。退席していただいて結構でございます。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、議案第51号令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明を求めます。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第51号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計で、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第51号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、11時25分まで暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第51号説明した。

○議長（山本泰正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、出席方よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時00分 散会

令和3年第6回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 令和3年9月7日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年9月7日 午前9時00分開議 午後1時32分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 尾崎 智美                      2番 太田 啓補                      3番 從野 勝  
4番 神崎 良一                      5番 山本 稔                        6番 居樹 豊  
7番 万代 哲央                      8番 西中 純一                      9番 安東 哲矢  
10番 当瀬 万享                      11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町 長 草 加 信 義                      副 町 長 稻 山 茂  
教 育 長 徳 永 昭 伸                      民生福祉部長 岡 本 芳 克  
総 務 課 長 永 宗 宣 之                      危機管理室長 河 野 憲 一  
財 政 課 長 海 野 均                      まち経営課長 寺 尾 純 一  
税 務 課 長 岡 本 康 彦                      生活環境課長 山 崎 信 行  
健康福祉課長 松 田 明 久                      介護保険課長 井 上 輝 昭  
産業振興課長 新 田 憲 一                      都市建設課長 西 本 幸 司  
上下水道課長 田 村 正 晃                      総務事業課長 久 永 敏 博  
会計管理者 清 水 洋 右                      教 育 次 長 万 代 明  
学校教育課長 國 定 智 子                      社会教育課長 鈴 木 健 治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則 枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 5 2 号 令和 2 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 3 号 令和 2 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 4 号 令和 2 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 5 号 令和 2 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 6 号 令和 2 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 7 号 令和 2 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 8 号 令和 2 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 9 号 令和 2 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 0 号 令和 2 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 1 号 令和 2 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 2 号 令和 2 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 3 号 令和 2 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 4 号 令和 2 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 5 号 令和 2 年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第 6 6 号 令和 2 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	日程第 2	議案第 6 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第 6 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について		説明
議案第 6 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について		説明
議案第 7 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について		説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第71号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	説明
	議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	説明
	議案第73号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	説明
	議案第74号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	説明
	議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	説明
日程第3	議案第76号 和気町税条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第77号 和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第78号 和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第79号 和気町営住宅条例の一部を改正する条例について	説明
日程第4	議案第80号 令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）について	説明
	議案第81号 令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第82号 令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第83号 令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第84号 令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第85号 令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第86号 令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第87号 令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第88号 令和3年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第89号 令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第90号 令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第91号 令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第92号 令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第93号 令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第94号 令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第95号 令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで9月6日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、昨日、本会議終了後、委員全員、町長、副町長、総務課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました結果を御報告いたします。

まず、一般質問の日程ですが、通告者が8名ということでございますので、第11日目、9月16日9時から4名、第12日目、9月17日9時から4名ということにいたしました。

以上、簡単ですが、委員長報告とさせていただきます。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第52号から議案第66号までの15件について順次細部説明を求めます。

会計管理者 清水君。

○会計管理者(清水洋右君) 議案第52号・議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号・議案第62号・議案第63号・議案第64号説明した。

○議長(山本泰正君) ここで場内の時計で、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長(山本泰正君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上下水道課長 田村君。

○上下水道課長(田村正晃君) 議案第65号・議案第66号説明した。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、議案第67号から議案第75号までの9件を一括議題として、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、本日提案をいたしております議案第67号から議案第75号までの9議案につきまして提案理由の説明をいたします。

議案第67号から議案第72号までの6議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございます

が、毎年行われる辺地状況調査において、辺地と指定された集落内で施設整備を行う際に、財源として辺地対策事業債を活用する場合の必要条件とされる総合整備計画の議決をいただくものであります。

総合整備計画は、辺地ごとに随時策定することになっておりまして、今回は対象事業のある岸野辺地、日笠下辺地、木倉辺地、清水辺地、田原上辺地、田原下辺地に係る計画を新たに上程をいたしてございまして、当該6地区住民の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第73号から議案第75号までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、議案第73号は室原すもも園の管理体制の充実、室原地区住民の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号及び議案第75号につきましては、日笠上地区、本地区住民等の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第67号から議案第75号までの9件について順次細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議案第67号・議案第68号・議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計で、11時15分まで暫時休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、議案第76号から議案第79号までの4件を一括議題として、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第76号から議案第79号までの4議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第76号の和気町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部改正により、和気町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、固定資産税のわがまち特例の税率を定めるものであります。

次に、議案第77号の和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例についてでございますが、税制改正における所得控除、給与所得控除等の改正により、意図せざる影響や不利益が生じないよう本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号の和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてでございますが、税制改正における所得控除、給与所得控除等の改正により、意図せざる影響や不利益が生じないよう本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第79号の和気町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございますが、町営住宅朝日団地の住替施策に伴い、戸数の減が生じるため、和気町営住宅条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第76号から議案第79号までの4件について順次細部説明を求めます。

税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） 議案第76号説明した。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第77号・議案第78号説明した。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第79号説明した。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、議案第80号から議案第95号までの16件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第80号から議案第95号までの16議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第80号の令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は既定の予算に1億9,937万8,000円を追加し、予算の総額を82億6,407万2,000円とするもので、主な内容は、歳入においては普通交付税の増額、感染症対策地方創生臨時交付金等の感染症関連の国庫支出金の増額、財政調整基金繰入金の減額など、歳出では新型コロナウイルス感染症への対応として地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業、防疫資材等整備事業、新型コロナワクチン接種事業、佐伯庁舎耐震補強工事費の追加等を行うものであります。

次に、議案第81号の令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ607万3,000円を追加し、予算の総額を18億6,007万3,000円とするもので、内容といたしましては、歳入では前年度繰越金の確定による追加で、歳出では総務管理費を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第82号の令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は日笠診療所勘定で既定の予算に歳入歳出それぞれ798万3,000円を追加し、予算の総額を3,956万6,000円とするもので、主な内容としては、歳入では新型コロナワクチン接種に伴う診療収入の追加、前年度繰越金の確定による追加で、歳出では新型コロナワクチン接種に伴う施設管理費及び医業費を追加し、予備費で調整するものでございます。塩田診療所勘定では、既定の予算に歳入歳出それぞれ8万5,000円を追加し、予算の総額を295万6,000円とするもので、内容としては、歳入では前年度繰越金の確定による追加で、歳出では施設管理費、医業費の追加で、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第83号の令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ211万8,000円を追加し、予算の総額を2億6,791万8,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第84号の令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は保険事業勘定で、既定の予算に7,447万2,000円を追加し、予算の総額を19億497万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では支払基金交付金及び前年度繰越金の追加、歳出では国・県等への精算償還金を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第85号の令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、予算の総額を465万9,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第86号の令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、予算の総額を130万1,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正でありまして、予備費で調整するものであります。

次に、議案第87号の令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ523万5,000円を追加し、予算の総額を8,083万5,000円とするもので、内容は、歳入では前年度繰越金、歳出では中継ポンプの修繕費でありまして、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第88号の令和3年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ50万7,000円を追加し、予算の総額を1,230万7,000円とするもので、内容は、前年度繰越金の確定による補正でありまして、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第89号の令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ2,326万5,000円を追加し、予算の総額を9億3,406万5,000円とするもので、内容は、歳入では国庫補助金、前年度繰越金、歳出では過誤納還付金、ストックマネジメント計画策定に伴う委託料であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第90号の令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ534万7,000円を追加し、予算の総額を2億9,994万7,000円とするもので、内容は、歳入では前年度繰越金、歳出では中継ポンプの修繕費であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第91号の令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ444万4,000円を減額し、予算の総額を3億4,865万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では事業収入の減額、繰入金の追加、前年度繰越金確定に伴うものであり、歳出では需用費の減額、新型コロナウイルス感染症対策に係る工事請負費、原材料及び備品購入費を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第92号の令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ111万8,000円を追加し、予算総額を2億4,411万8,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正でありまして、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第93号の令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は工業団地造成事業勘定で、既定の予算から歳入歳出それぞれ9万6,000円を減額し、予算の総額を4,310万4,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。宅地用地造成事業勘定では、既定の予算に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、予算の総額を5,264万2,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第94号の令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は収益的支出の予算総額に1万5,000円を追加し、予算の総額を7,113万1,000円とするもので、主な内容は過誤納還付金を増額するものでございます。

次に、議案第95号の令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は収益的支出の予算総額に58万1,000円を追加し、予算の総額を1億7,192万1,000円とするもので、主な内容は通信線支障移転工事に伴う負担金でございます。また、資本的収入の予算総額に1,300万円を追加し、予算の総額を9,946万6,000円とし、資本的支出の予算総額に1,300万円を追加し、予算総額を1億2,109万円とするものでございます。主な内容は、入田橋配水管支障移転工事及び衣笠地内の配水管支障移転工事に伴う設計業務でございます。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第80号から議案第95号までの16件について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第80号説明した。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第81号・議案第82号・議案第83号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 議案第84号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第85号説明した。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議案第86号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第87号説明した。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第88号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第89号・議案第90号説明した。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 議案第91号説明した。

○議長（山本泰正君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） 議案第92号説明した。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第93号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第94号・議案第95号説明した。

○議長（山本泰正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

9月9日午前9時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしくようお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時32分 散会

令和3年第6回和気町議会会議録（第4日目）

1. 招集日時 令和3年9月9日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年9月9日 午前9時00分開議 午後2時47分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 尾崎 智美                      2番 太田 啓補                      3番 從野 勝  
4番 神崎 良一                      5番 山本 稔                        6番 居樹 豊  
7番 万代 哲央                      8番 西中 純一                      9番 安東 哲矢  
10番 当瀬 万享                      11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町 長 草 加 信 義                      副 町 長 稻 山 茂  
教 育 長 徳 永 昭 伸                      民生福祉部長 岡 本 芳 克  
総 務 課 長 永 宗 宣 之                      危機管理室長 河 野 憲 一  
財 政 課 長 海 野 均                      まち経営課長 寺 尾 純 一  
税 務 課 長 岡 本 康 彦                      生活環境課長 山 崎 信 行  
健康福祉課長 松 田 明 久                      介護保険課長 井 上 輝 昭  
産業振興課長 新 田 憲 一                      都市建設課長 西 本 幸 司  
上下水道課長 田 村 正 晃                      総務事業課長 久 永 敏 博  
会計管理者 清 水 洋 右                      教 育 次 長 万 代 明  
学校教育課長 國 定 智 子                      社会教育課長 鈴 木 健 治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則 枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 5 1 号 令和 2 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 2 号 令和 2 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 3 号 令和 2 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 4 号 令和 2 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 5 号 令和 2 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 6 号 令和 2 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 7 号 令和 2 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 8 号 令和 2 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 9 号 令和 2 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 0 号 令和 2 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 1 号 令和 2 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 2 号 令和 2 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 3 号 令和 2 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 4 号 令和 2 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 5 号 令和 2 年度和気町上水道事業会計決算認定について	委員会付託
	議案第 6 6 号 令和 2 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	委員会付託
日程第 2	議案第 6 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託
	議案第 6 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託
	議案第 6 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託
	議案第71号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託
	議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託
	議案第73号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託
	議案第74号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託
	議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託
日程第3	議案第76号 和気町税条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第77号 和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第78号 和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第79号 和気町営住宅条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第4	議案第80号 令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第81号 令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第82号 令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第83号 令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第84号 令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第85号 令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第86号 令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第87号 令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第88号 令和3年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第89号 令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第90号 令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第91号 令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第92号 令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第93号 令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第94号 令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第95号 令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	委員会付託
日程第5	請願第3号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願	委員会付託
	請願第4号 「再犯防止推進計画」に関する請願書	委員会付託
日程第6	陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	委員会付託
	陳情第4号 要請書（人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること）	委員会付託
	陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、これから議案第51号から議案第66号までの16件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

また、執行部の方は質問の趣旨を十分に把握され、的確かつ明解な答弁をお願いいたします。

まず、議案第51号令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) それでは、何点か御質問をさせていただきたいと思います。

まず、決算についてですけども、説明書の中の23ページです。

特産品の中の生産物の売払収入の関係ですけども、すももの生産の出荷売上金とりんごの売上金なんですけども、昨年に比べると大幅に減額をしているということ、大体半額ほどになっていますけれども、その原因はいろいろあると思うんです。コロナ禍ということもございまして、町の執行部とすれば、とりわけ担当課とすれば、どのようにその原因を考えられているのかという点と。

それから、すもも祭りやりんご祭りなどイベントができませんでしたが、生産物の販売の方法をどのようにして販売をしてこれだけの売上金が出たのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから続いて、その下の寄附金のところですが、一般寄附金とふるさと納税寄附金が2項目上げられていますけれども、この一般寄附金というのはどういった形の寄附だったのかということをお尋ねしたいと思います。昨年はこの一般寄附金がなかったようなので、お願いします。

それから、39ページの目録13地方交通対策費の中の19の負担金・補助金及び交付金でございまして、これは赤磐市の広域路線バス運行事業負担金約300万円ほど出ていますが、これも昨年に比べると大幅に負担金が上がっています。これは路線が広がったのかということだとか、いろいろあると思うんですが、どうして負担金が100万円ぐらい上がったのかということをお尋ねしてください。

それとあと、決算認定資料のほうなんですけども、決算認定資料のほうの7ページの滞納繰越金の収納状況の表が出されていますけれども、これ毎年滞納額が増えていると、何とかしなければいけないというのは、もう皆さん同じお考えだろうというふうに思いますが、監査意見書の中でも指摘をされてはいたしましたが、徴収体制の強化と方法を再検討してみる必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えかということをお尋ねしたいと思います。

○議長(山本泰正君) 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長(新田憲一君) 失礼をいたします。

それでは、太田議員の質問にお答えをいたします。

まず、23ページの生産物売払収入でございまして、そこへすもも、りんご、それからブルーベリーということで売上げをそれぞれ上げております。減になった理由は、昨年度不作であったというのが一番の原因でございまして、ちなみにすもものほうですが、今年度から4年間をかけて木の更新作業を行っておりまして、更新したか

らすぐできるわけではないんですが、数年後にはもとの状態に戻るということを期待しております。

それから、イベントが中止になったための販売の方法ということなんですが、これはイベントやっても行っていますが、JAとかスーパー、それから特売所のほうにこちらからセールスをして売払いをしている状況でございます。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

同じく23ページ、寄附金の一般寄附金についてのお尋ねでございますが、一般寄附金、昨年度におきまして4件ございました。新型コロナの対策関連に使っていただきたいということで3団体から105万円をいただいております。それと、もう一件については具体的に申し上げますが、幸坂孝氏の胸像を贈る会という会のほうが、幸坂元町長の胸像を造るということで事業をされていまして。その精算金の余剰金について、町のほうへ寄附をするので内山・幸坂基金にでも積み立てていただきたいというようなお申出がございましたので、そのように意向に沿った処理にさせていただいております。指定寄附、用途についてはおおむね指定はございましたが、処理としては一般寄附金というような扱いで会計上の処理はさせていただいたところでございます。

○議長（山本泰正君） 税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） すみません。認定資料の7ページの滞納金についてですが、今まで時効を止めることばかりを考えて滞納が増えてきておりました。監査の指摘を受けまして、今後は執行停止等を考えていきたいと思っております。

令和2年度につきましては、新型コロナの関係で徴収猶予等がありましたので、滞納金が増えておるように思います。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。決算書の39ページ、地域交通対策費についてでございます。

赤磐市の広域路線バスの関係でございますが、運行とかそういったことに変更はないんですけども、決算額といたしますか、それから利用者の運賃を差し引きまして、それを赤磐市と和気町で2分の1ずつ負担をしております。主な内容でいうと、新型コロナ関係の利用者の減ということから負担が増えているということで御理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 再質問、一点だけ申し上げます。

税務課長のほうから滞納金についてありましたけれども、税法上3年、4年でしたかね、そういうところでの執行停止もあるんですが、執行停止を考えて、そこを執行停止をして額をなくしていくという、これは安易な考えで。私が言ったのは、きちっと滞納者に対して特例だとかということをもう少ししっかりした形でできないかということ。亡くなったりだとか、そういうことになっておられたら仕方がないんですが、そこらのところをもう少し何か方法を考えて、税は義務としてきちっと納付していただきますよという姿勢を示さなければいけないのではないかというふうに思っているんです。その点について再度申し上げます。

○議長（山本泰正君） 税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） 町では、今、税だけでなく、ほかの徴収金につきましても本部会議というものを設けて、横の連絡を密に取りながら徴収体制を整えております。徴収につきましては、町税法にのっとりまして、差押え等厳しくはなりますが、十分やっていきたいと思っております。

（2番 太田啓補君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

7番 万代君。

○7番(万代哲央君) キッズパークの事業について聞こうかなと思ってたんですけど。当初予定されとったような予算と決算を見たら、別に問題ないんで、これ、いいようにできてるといふか、この決算上は問題ないんでやめます。

それから、もう一つは、原と本にまたがる県道96号線の暗渠とか排水路の改修ですか、そういうことについても聞きたかったんで調べたんですけど、なかなか複雑で分かりにくいし、決算書にはあんまり出てないから、令和元年とかその前のいきさつがあるんで、岡山県の施工分とか負担割合もあったりすると思うんで。私もこれは地元でいろいろ説明をする必要があるんで、また個別に聞かせていただきたいと思います。

それから、もう一点も大したことじゃないんですけど、駅南側のトイレについて、どのくらいかかるもんかなと思ってたら、設計が110万円と工事請負費が1,540万円で、足せば1,650万円ぐらいでできたんだということが分かりました。ほかにかかった費用とかがあれば教えてほしいのと。それから、北側のトイレも似たような形のトイレだと思います。トイレの上にレストルームと書いておったのが印象的だったんですけども。北側のトイレ、もしどれくらいかかったか分かれば教えてほしいと思います。

○議長(山本泰正君) 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長(西本幸司君) 失礼いたします。南口のトイレの費用につきましては、議員が言われるとおりの額でございます。これだけの金額でございます。

駅前のトイレについてですが、古いものですから今資料はございませんが、同等の設計を入れております。ですから、同等の金額相当というふうに思っていたら結構と思っております。

○議長(山本泰正君) 7番 万代君。

○7番(万代哲央君) 分かりました。

もう一点だけお聞きしますが、契約についてのことですけど、最初、監査委員の方から初日に、意見ということで資料とそれから発言がありましたけど、その中で頭に残っているのは、意見書の11ページのところの下の3番のところなんですけど、要は随意契約による契約件数が多く見られると、地方公共団体の契約は競争入札を原則としていると、それが原則なんだから安易に随意契約するということは慎まなきゃいけないんじゃないんかというようなことを言われたわけです。それで、委託契約の資料がありますが、これの全部は見えてないんですけど、委託料だけ見ますと、金額も調べればよかったですけど、随意契約が99件あります。それに対して指名が35件、割合でいくと74%近いものが随意契約なんです。随意契約には随意契約の理由があって、いろいろ昔からずっとよく知っていただいているんでそこに出すとか、それから特殊技術を要するとかいろいろあると思うんですけど。監査をやったときには、そういう理由はちゃんと言うと思うんですよ、町側は。でも、しかしながらこういう指摘があるということは、随意契約じゃなくて、競争入札でできるものがあるのにしていないということを言っていることだと思うんです。

それで、この意見書というのは、書く様式というんですか、大体決まっていますよね、毎年。去年を見たんですけど、去年のにはこういうことは書かれてないんです。だから、特に令和2年度ではこういうことが目立ったんじゃないかなと思うんです。来年、決算がまたありますから、どういうふうな意見が出てくるか分かりませんが、令和3年度ももう半分済んだわけですから、こういう契約について、来年はこれも必ず減らしてくださいということを書いとるわけですよ、随意契約を。だって、それは監査でいろいろ話しとるときに、ああ、それは仕方ない、随意契約の理由だから、それは分かるというふうなことではないはずなんです。そういうふうなことなんで、これについてどのように思っておられるか一言聞かせていただきたいと思います。

○議長(山本泰正君) 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 工事等についての随意契約の考え方でございます。

議員おっしゃられますように、地方自治法のほうで随意契約によることができるものということには、金額の少額なものあるいは特別な要因があって入札等に適さないものと、緊急を要するものと、こういったようなものに該当する場合には随意契約でいいというような規定が当然ございまして、それにのっとって事務執行は行わせていただいております。

特に執行部内部でも、最近安易に随意契約をすることのないようにと、きちっと随意契約をする必要がある場合であっても、その根拠法令がどれに当たるのかと、そういったようなものを伺い決裁起案する際にも明示して書類を回すようにというような指示で、そういったところにも十分注意して事務執行を行うようにということ、常々職員に対して周知をしておるところでございます。

適正な契約、事務執行ができるように、適正な契約で事務が行えるようにというのは基本原則でございますので、その点は十分に今後においても留意しながらやってまいりたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） あと半年ありますので、令和3年度、随意契約を減らしてください。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、本会議で多少恐縮ですけども、多少細かい部分があるかも分かりませんが、まずは歳入関係からお聞きしたいと思います。

町税の不納欠損、収入未済、この辺は同僚議員が言いましたので次へ行きまして、町営バスの二百七十数万円の利用料金ですけども、これ御承知のように。

○議長（山本泰正君） 居樹議員、ページ数を言うてください。

○6番（居樹 豊君） ごめんなさい。12ページ。町営バスの使用料277万7,400円、これ200円の分ですけども。これについては、乗り継ぎ券なんかをしながら今やられておりますけれども、これはあえて全体の収支も今回決算でありますけれども、今後200円で、いわゆる投資といいますか、最初に200円に払えばもう町内は乗り継ぎなしで、乗り継ぎ券の発行を個々にせずに、という形の部分は決算の段階、この機会ですので、あえて申し述べておきたいと思っております。要望のこともちょろちょろ聞いてますので。200円、あとの乗り継ぎの200円プラスアルファ、これがなかったらどうだということではないと思っておりますので、運転手さんの簡素化も含めて、よその人じゃないんで、町内の人に200円で乗れば、乗り継ぎしても、温泉へ行こうが、佐伯で乗換えしようが、病院行って、また一旦降りて、また200円出すというようなことじゃなしに、その辺を今後の課題としてということで、あえてここで決算の関係で要請しておきます。

それから、ページ13と71、絡むんですけども、町営住宅の使用料です。三千四百数万円と、それから駐車場の約200万円、概数ですけども、約3,600万円の収入があります。これで支出関係を見ますと、修繕関係が約700万円の修繕ということがありますが、これについては、私も内々に担当課長のほうに特別会計じゃないけども収支決算ということで聞きましたけども。再度、ここは町としては、町営住宅については今後建てる考えはないというようなことですけども。言うても、町営住宅は福祉住宅でございまして、いろんな制約はありますけども、それは増やす増やさんは住宅政策の変更ですから、これはあえて言いませんけども、既存の今180人ぐらい入られてる。結構な数字、私も意外と住宅会計、住宅会計は一般会計ですけども、いわゆる独立採算的な考えからいったら結構いい数字があるのかな、結構大きな借金を返してもプラスの状況じゃねえかなというふうに思っております。そういう面でその辺の状況、考え方を。

それから、聞きたいのは、その中で修繕対応は本当に町民の入居者のニーズに合致して、そういう苦情は全くないのかどうか。いやいや、もう予算がないからこれはちょっとこらえてくれと、その辺も含めて現状を御説明

願いたいと思います。

それから、22ページの多目的公園の248万1,408円の財産貸付け、これは多分関谷福祉会のパン工房とFDDIだとは思いますが、その辺の内訳は、特に差し支えなければ、トータルは分かるので、この内訳を。これはすぐに答えられる話だと思います。

それから次に、同じく地域情報通信、これいわゆる光ファイバーの加入料金、ここが1,190万円ほどですが、加入者の人数と、それからこれも支出の36ページに保守委託がありますけども、これ約700万円ということで、これ、単純計算で町民の加入者から入って払うということで、これも収支といたらおかしいですけども、どんな状況か。それと、まだまだ加入者を増やさないと町としても持ち出しが増えるんだというのかどうか、その辺の概略をお願いしたいと思います。

それから、23ページ、ふるさと納税の約1億2,000万円、この数字を見たら、意外とふるさと納税は堅調だなと思いますけども、この中身、ベストファイブぐらいでどんなものかというのが、今までも温泉券とか聞きましたけども、その辺と新しく何か、私はあえて今はお米を、吉備中央町じゃないけども、ああいうお米なんかも、和気町としては米農家が多いんで、その辺も何とか、毎年言ってるかも分かりませんが、少しその辺は力入れてやると。これは役場の産業振興課だけではできません。関係機関、農協さんなんかと地域の米農家をどうしていくかということを含めて、その考え方をお願いしたいと思います。

大体収入関係ですけども、支出も若干、ダブったことは言いませんが、支出のほうは、ページでいったら37ページ、LEDの街灯750万円ほど、これは結構なことなんですけども、今LEDが町内どのくらいの整備、切替えができとんかというようなことが、もし分かればぐらいでよろしい。

それから、38ページのドローンの41万円何がしの保険内容、それからその次のドローン機体借上料、これも契約内容、1台借りとんか、2台借りとんか、1台だと思えますけど、大型を1台かなと思いがらも、これも、結局私もそうですけども、こういう機会ですので、御説明願いたいと思っております。

それから最後に、支出関係では、67ページの観光関係ですけども、今業務委託で観光関係のシティプロモーションを300万円で、委託料が漠然としとんですけども。ここで私が言いたいのは、今和気町の中では、1例挙げれば岡山駅の地下街のメイン通路に岡山県の観光協会のパネルを年間通じてやっておりますけれども、ああいうところの。あそこも聞くところによると、観光協会が安いということですけども、年間20万円も要らないと。私もたまに地下道を通りますけど、一番メイン道路のしかもいいところで、あれに言いたいことは、年3回とかの切替えじゃなしに、もう少し、例えばロマンツェの写真とか、それから和気美しい森とか、そういうことを含めてもう少し相手と交渉しながら広くPRということを具体的にアクションを起こしてほしいというのが私の言いたいことでございます。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。町営バスの使用料のところ200円の乗り継ぎのときの200円でずっと回れるようにならないかというようなお話をいただいたと思います。ありがとうございます。

その件につきましては、今現在いろんな路線から和気駅のほうに集まってまいりまして、まちなか線に乗り継ぐときには、まちなか線は料金はかからない状態になっています。また、お帰りになるときには料金をいただくようになりますが。

それから、和気鶴飼谷温泉を御利用いただいて、お買物をしていただいたり、食事を取っていただいたり、お風呂に入っていたりすると、そこでキャッシュバックができるような仕組みもしております。

それから、本年度5月からダイヤ改正によって、佐伯庁舎での乗り継ぎになっています。そこは乗り継ぎありきになってしまっていますので、その乗り継ぎは料金かからないようになっています。

今現在、それに加えて定期券を御利用いただいている方が結構いらっしゃいます。その方は、当然定期券ですの

で、ずっと乗り継ぎができるような状態になっております。

無償化といいますか、利用を安価でということの御意見であったように思いますが、地域公共交通会議というものもございますので、そのあたりにまた諮ったり、それからそこに町内でのタクシー業者とかとの話もありますので、そのあたりも含めて御意見いただいたことをまた検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

修繕対応は合致しているかということでございますが、入居途中及び退去のときもそうでございますが、どちらに原因があるかと、原因者の判明をきっちりして、その対応はきっちりして、御説明のほうもしております。

それで、修繕料等多額になるときもちろんございます。昨年もそうでございますが、補正をいただいて修繕に対応しとるというケースもございますので、その年、年で修繕料についても対応していきたいというふうに考えております。必ず居住されとる方と親密に丁寧にお話をさせていただいているということでございますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

22ページの財産貸付収入、土地建物貸付収入、多目的公園の248万1,408円でございますが、議員おっしゃられるとおり、貸しているところは閑谷福祉会と、それからFDDIです。家賃ですが、建設費を償却年数で割りまして、さらにそれを建物の面積で割りますと、平米当たりの単価が出ますので、それにお使いいただいている面積を掛けて家賃というのを決定しております。金額のほうですが、閑谷福祉会が年間203万8,836円です。それから、FDDIのほうは44万2,572円ということになります。平米当たりの単価は、月額で2万2,071円です。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、居樹議員の御質問に対しまして、22ページ、物品貸付収入、地域情報通信設備貸付収入1,197万5,649円。これは、IRU光ファイバーの通信施設の収入でございまして、内訳としては、今現在、町内で令和3年3月20日現在で3,164世帯御加入いただいております。金額の内訳といたしましては、月額285円掛ける12か月、3,164世帯に消費税の1.1掛けますと、約1,190万円、NTTのほうから貸付収入のほうが上がってございます。

議員御質問のとおり、収支計算ということで歳出のほうですが、36ページでございます。おっしゃられたとおり、通信設備の保守委託として約700万円、そのほか需用費の消耗品等でその上に200万円ほど上がっているんですけども、収入1,100万円に対して700万円あるいは需用費の200万円、そういったことを鑑みますと、収入に対して収支もとんとんぐらいでいっているであろうと。

おおむね当初予定しておりました加入数ですけども、3,000世帯を超えると収入に対して支出のほうもイコールで上がってきているというような目標に現在きているのではないかというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。それでは、私のほうから23ページのふるさと納税のことについての答弁をさせていただきます。

まず、ふるさと納税、令和2年度ベストファイブということでございました。1位から5位までを読み上げさせていただきますと、まず1位が備前牛のローストビーフ400グラム、2位が同じくローストビーフの650グラム、それから3位がまた備前牛のローストステーキのセット、4位がお米で姫ごのみ、それから5位がシャインマスカットというような形の順位となっております。実際、トップ10に占める中で、備前牛とか清麻呂牛

のシェアが非常に大きい状況になっておりまして、実際、昨年度、全部の寄附件数が6,333件ございました。そのうち、肉の関係で占める件数が2,800件ということで、全体の寄附件数の総件数でいくと44.2%がそういう肉関係のものが占めておるとい状況でございます。

あと、もう一つ御質問いただいた米のことですけれども、こちらのほうも、これから先ふるさと納税の納税額を伸ばしていくためには、米をもっともっと増やしていく必要があるというのはこちらのほうも認識をしております、今、生産者の方へ出していただけるように働きかけを行ったり、あとまた今後吉備中央町がやっているようなものとかも検討していくような形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

決算書37ページでございます。街路灯の関係でございます。

町が管理する街路灯につきましては、令和2年度末で町全体で1,340基でございます。そのうち、新設や器具の取替え等で560基をLED化しております。率にしますと、大体42%ぐらいかなというふうに考えております。今後、新設、それから地元からの要望とか取替え等というものが全てLEDになっていきますので、これがどんどん上がっていくようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。それでは、今度は38ページのドローンの保険と、それからレンタル料、使用料のことですけれども、それについてお答えをさせていただきます。

まず、ドローンの保険についてでございますが、こちらはドローンの総合団体保険制度というものに加入させていただいております。ジュイダというそういうドローンの関係の協会、協議会のほうの関連の会員が入れる保険のほうへ入っております。

内容といたしましては、まず機体に関わるもの、機体そのものが墜落とか他のものと接触した場合とか火災、落雷とか、そういったもので損害に遭った場合、それからあと、そういった全体として盗難に遭うとか、機体そのものに何かダメージがあった場合のもの、それからあと第三者の方、万が一落ちたとか、そういった場合に、人、それから車とか家とか、そういったものを破損した場合に関わるものというようなものについても内容として加入をしております。実際に入らせていただいているのは、金額としては時価で600万円のドローンであるということで計算をしていただいて、この金額で加入させていただいているという状況でございます。

それから、ドローンの機体のレンタル料につきましては、これは昨年度も利用しておりますけれども、ハイブリッド型のドローン、その600万円のものレンタル料でございます、月10万円の12か月ということで120万円ということでレンタルをさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

67ページのシティプロモーション業務委託料についてでございますが、これは地方創生推進交付金事業として町の観光PRの動画を作成をいたしまして、ユーチューブにアップをしたものでございます。

それから、居樹議員おっしゃられる岡山駅の地下道の件なんです、これは66ページの役務費、広告料、この中に入っております、現在岡山駅の地下道に観光PRの画像を掲載しています。今のところ、4か月ごとに3枚の画像、今年度は和気アルプスと片鉄ロマン街道、それから和気鶴飼谷温泉、この3つの画像を4か月ごとの更新で行っております。これは居樹議員おっしゃられるように、もっともっと枚数を増やすというのは、費用はかかるんですけど、1回当たり5万5,000円程度かかるんですけど、可能でございますので、有効に活用したいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 再質問ありませんか。

6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) 一通り説明いただきました。すみません。私、質問事項を少し落としとったので、この3回目の質問の中で。

66ページの佐伯の買物支援、これについてもいろいろ聞くんですけども、順調に行つとんかどうか。これ、旧佐伯地域でやってますけども、和気地域でも今後広げていこうとか、そういう考えも含めて決算質疑ということをお願いしたい。簡潔でよろしい。

それから、もう一つ、防災関係で、73ページの消火栓の設置工事、この決算、この数字は分かります。ただ、今現在、和気町内全体、安全・安心の防災関係で網羅されとんだけども、今現在もう完璧にできとんだというのか、現状を。というのが、万が一火事があった場合は、初期消火という面では地域地域で、なかなか自衛消防も職場等で日中だったらおられません。一々帰ってきょうたというたら初期消火間に合わんけども、消火栓であれば、これは比較的簡単に、私らでも機械はよう動かさせませんけど、消火栓なら接続して初期消火できるということで。この辺の整備の度合い、これは和気町、くまなく問題ないと。その辺がこの金額じゃなしに、今現在の消火栓の網羅されとる、どういう把握をされとんかということをお願いしたいと思います。

○議長(山本泰正君) 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長(久永敏博君) 失礼いたします。

それでは、居樹議員の買物支援について答弁させていただきます。

現在ですが、去年までは週2回実施しておりましたが、この9月の広報に入れておりますが、週3回、火、木、金と1日増やしまして、地域も限定しまして、週3回に回数を増やしてサービスの充実を図っております。これが、和気地域にもということなんです、今これ財源が過疎債を財源としておまして、要綱が佐伯地域に限定されておりますので、和気地域となれば要綱改正、財源等も絡んできますので、その点は慎重に今後検討したいと思っております。

○議長(山本泰正君) 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長(河野憲一君) 失礼いたします。

消火栓のことにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

今現在、令和2年度に2基増設しまして、合計で959基になっております。消防水利の基準というものがございます。1つの消火栓から半径140メートルでエリアを取って行って住宅地を網羅するというふうな基本的な考えがございます。今のところはそれで網羅されているんですが、住宅が増えておうちが建ったりして、集落といますか、何軒か集まったときに届かなくなる場所が出てくる可能性も十分ございますので、東備消防に巡回もしていただいておりますし、その辺と連携を取りながら必要に応じて増加させていきたいと考えております。

○議長(山本泰正君) 6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) 全体的な丁寧な説明ありがとうございました。今追加のもの、消火栓のほうは、これ蛇足ですけども、場所によっては消火栓の圧がなくて届かないというようなことが起きて、これはほかのことと違って火事のことだから、そういうなこと、水圧というんか、細かい技術的なことは分かりませんが、もしそういうのは、現状と、町のほうとしては、この場所は万が一火事があった場合、消火栓はなかなか駄目だということは把握されとんですか。その一点だけ。

○議長(山本泰正君) 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長(河野憲一君) 失礼いたします。

設置をするときの圧を確認しながら、ここにつけても意味がないぞということは当然確認させていただいております。ただ、そういうところへは、必要に応じて防火水槽を設置するなど、基本的に火事が起こったときの対

応を考えております。ただ、防火水槽につきましては、可搬ポンプでも来ないと水が出せないところもありますので、初期消火については消火栓の設置をやっていくように考えております。そういうところも中にはございます。

(6番 居樹 豊君「結構です」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) すみません。決算認定資料の6ページになります。不納欠損の内訳表ですか。

これが、不納欠損、今回は一般会計で町民税が3件で91万4,140円、それから固定資産税が5件で202万6,880円ですかね。件数は出てるんですけど、どういうふうな理由が多いのか、若干その説明を賜りたいと思います。

それから、これ不勉強で私が悪いのかもしれませんけれど、決算書の30ページ、歳入のほうで出てるんですけど、緊急浚渫推進事業債で300万円、これ、実際には110万円の収入済額なんですけど、これの充当先はどこなんです。よう分からなんだんで、説明をお願いしたいと思います。

それから、33ページの15の工事請負費の施設工事費9,391万4,700円、これはスクールバスの車庫整備だということなんですけれど、私は厚生産業常任委員会なんで現場を見ていないんですけど、当初藤野小学校の近辺に車庫を置くとかというふうなのが、結局こちら、役場の隣のほうが便利がいいということで設置されたわけなんですけど。その後、そういう運転手の休養場所とかトイレとかをきちっと整備されたんですか。されたんだろうと思うんですけど、その辺の状況はどうなってるのか御説明をよろしくお願いします。

それから、先ほど同僚議員が言われましたドローンの機体借上料が120万円、10万円の12か月、これはどこの会社のドローンを使われてるんですか。支払い先をまた教えて。それを言われなかったの。

それから、41ページの下の方、19、負担金・補助及び交付金で持続化給付金というのがありまして、これは新型コロナによる分だと思うんですけど、そういうたしか国への申請をした方が対象だったと思うんですけど、その辺。30万円が116件、20万円が182件ということだったと思うんですけど。7,120万円なんですけれど、まだまだ景気が大変だというふうなことで、これはもっと今後ともされるんですか。国のほうの例えば個人給付10万円も本当はもう一遍ぐらいてもええというふうに思ってるんですけど。その辺、今後どのようなお考えなのか、お願いします。補正で何かついてるんですかね、これ。

それから、43ページの町税返還金というのが22、補償・補填及び賠償金で116万100円、これは何年間分が課税を過大にやった、その分の返還でしたかね。その辺のもう一遍説明をお願いしたいと思います。それから、そういうことがないように何か対策をされたのか。時々こういう話は他の市町村でも水道料金を大幅に取っただとか、いろいろ話があるので、その辺の善後策というか、されたのかどうなのか、またよろしくお願いします。

それから、同じく43ページ、一番下の負担金・補助及び交付金、地方公共団体システム機構負担金、これはコンビニ交付の件だろうと思うんですけど、住民票や印鑑証明、その他何ですかね、どれぐらい利用があるのか。それから、もう一つ、一番するのは、紛失するとかというふうな問題というのはあるんですか、再発行だとか。その辺がどうなのかお尋ねをいたします。

それから、48ページの工事請負費、隣保館施設工事費ですか、1,176万1,200円、これは概要は舗装工事ですか。それから、三好さんの碑なんかも、これも含めての費用ですか。もう一遍、そこら辺、お願いいたします。

それから、これは58ページ、言わずもがなの話かもしれませんが、知つとろうがと言われるんかもしれませんが、58ページの上の方のところ、7段目か8段目、長期包括的運営事業委託料、これは姫路の虹技

という会社へのごみ処理の委託ですか、それからその材料まで含めての、燃料まで含めて全て委託してる金だろうと、1億2,232万円、これ、あと何年間契約があるんですか。それを教えてください。

それから、60ページで委託料のドローンの撮影委託料が96万8,000円、これ別途議長を通じて行政資料というのを見てるんですけど、どうもあまり多過ぎて意味がよく分かん。オルソ画像とか、何とかというんですけど、どうもいまいち、これでようなるんか、ならんのか、仕事が楽になるというふうなことは書かれとんだけれど、説明を。私は、転作確認で区長らと一緒に歩いたりして、それは田んぼの耕作状況ですよ、見てるんですけど。そうじゃない、これは農地そのものの確認ですかね。そこが荒れているのか、それとも耕作しているのか、それだけの確認でしたかね。その辺の目的も含めて、それで実際、これでほんならもうドローンでやっってしまうというふうになっているのか、来年度から。その辺の結論を教えてくださいたいと思います。

それから、67ページ、吉井川DMOが340万円、19、負担金・補助及び交付金ということですが、これはたしか赤磐市の民間でやられていたのが、和気町へ事務局が来たんじゃないかなというふうに思うんですけど。どうも芳しくないというんか、どういう今の流れというんか、もっとやろうとしてるのか、もうええわというふうになってるんか、その辺の内容がよく分からないんで、そこを教えてくださいたいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） それでは、西中議員の質問にお答えさせていただきます。

認定資料の6ページ、不納欠損の内訳であります。個人住民税、固定資産税ともに、今回の不納欠損につきましては、滞納整理組合のほうへお願いしておりました古い案件ではありましたが、徴収することができないという意見書をつけて返納を受けました。それによりまして、第15条の7第5項により即時の不納欠損をしております。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

それでは、御質問の決算書30ページ、地方債、緊急浚渫推進事業充当110万円についてでございます。

こちら、事業費に100%充当で普通交付税で元利償還金の70%が後年度財政措置になるものでございます。

内容といたしましては、上見川及び西谷川のしゅんせつ事業となっております。詳細につきましては、決算認定資料の29ページに河川総務費の内訳の中、一番下の段でございますが、町内河川改修維持19か所のうち、先ほど申し上げました上見川と西谷川、そちらについて、事業費全体では655万6,550円ですが、財源内訳の110万円、こちらが先ほど申し上げた起債対象の事業の財源内訳となっております。備考欄にもその旨を記載しております。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

決算書33ページの町営バスの管理事務所についてでございますが、車庫駐車場の一角に管理事務所を設置させていただいております。そこでバスの運行管理、それから運転手の休憩場所として利用しながら安全に運行をしているところでございます。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員から御質問いただきました38ページのドローンの機体の借り上げの業者名につきましては、大阪府箕面市にございます株式会社エアロジーラボという会社でございます。契約先はそちらで、もちろんレンタル費用のほうもそちらの会社の口座のほうに振込をしております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

41ページの負担金・補助及び交付金の中の持続化給付金単独分という7,120万円についてですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして事業活動に影響を受けた事業者の方の事業継続のために、国の実施してありました持続化給付金の支給を受けていた事業者、それから和気町でセーフティーネット保証の4号または5号、もしくは危機関連保証の認定を受けている事業者、個人事業者に対して行ったものでございます。認定資料にもございますが、法人で116件、1件当たり30万円です。それから、個人事業主が182件、1件当たり20万円、こちらのほうを支出しております。

○議長（山本泰正君） 税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） 続きまして、43ページの町税返還金についてですが、昨年の9月議会で議決いただきました国家賠償法によります返還金です。これにつきましては、固定資産税担当者が現地確認等を十分行いまして、このようなことがないように確認を十分やるようにいたしております。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼します。

それでは、続きまして43ページが一番下の地方公共団体情報システム機構負担金でございますが、このうち、コンビニ交付に関わる市町村負担金は69万963円でございます。なお、コンビニ交付でございますけど、平成30年度100件、令和元年度165件、令和2年度279件となっております。令和2年度の内訳につきましては、認定資料12ページを御覧いただきますと、住民票163件、それから税の諸証明が17件、印鑑証明99件となっております。

また、マイナンバーカードの再発行でございますけど、その中に個人番号カード17件というのがあると思いますが、これが再発行の件数でございます。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 鈴木君。

○社会教育課長（鈴木健治君） 失礼いたします。

48ページ、隣保館管理費の工事請負費の内訳、内容についてでございます。

まず、駐車場の整備、舗装、それから倉庫、駐車場のコーン設置、それから駐車場の照明工事を行っております。

三好伊平次さんの碑が含まれているかということですが、含まれております。

○議長（山本泰正君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） それでは、58ページの長期包括的運営事業委託料ですが、これは議員おっしゃるとおり、契約は姫路市にございます虹技株式会社と行っておりまして、クリーンセンターの可燃物の処理の一切を委託しておりまして、委託期間は平成29年度から令和14年度まででございます。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

60ページのドローン撮影委託料について御説明をさせていただきます。

農業委員、それから推進委員が中心となりまして、農地法に基づく農地パトロールというのを毎年行っておりまして、これは農地法第30条第1項に基づく利用状況調査ということで実施をしております。調査をする中で、特に中山間地域での荒廃農地の拡大でありますとか、原林化の進行が顕著でありまして、その農地、現地に

行くことすら困難な中、今回、令和2年度からドローンによる航空写真の撮影を行うことで、調査員の目的は安全確保が1つ、それから負担軽減、それから調査日程の短縮、それから最後に調査結果の精度の向上、これらの目的達成のためにドローンの調査を実施いたしました。

令和2年度は、丸山、北山方、南山方、奥塩田、この4地区で実施をしております、今回、令和3年度以降も実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、67ページのDMOの負担金340万円につきましては、平成30年5月に和気町、赤磐市、瀬戸内市、この3市町で立ち上げました。目的はインバウンドの誘客ということで立ち上げたわけなんですけど、最近の新型コロナの世界的な拡大によりましてインバウンドが減少しております。令和3年度からは一旦立ち止まって新たに事業を行わず、DMOの今後の事業方針、推進体制について改めて見直す期間ということにさせていただいております。特に令和3年度からは負担金のほうは予算を組んでおりませんで、DMOの事務員につきましても現在は雇用していません。法人として必要な事務は、それぞれの市町の職員で構成する推進協議会のほうで行っております。

それから、先ほどの西中議員の御質問で持続化給付金、今年度以降どうするのかということなんですが、今持続化給付金の制度がございませんので、今年度は今のところする予定はございません。ただ、商品券を今回提案させていただいております、それで事業者支援ということで考えております。

○議長（山本泰正君） 再質問はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 一、二問もう一遍聞かせてください。

町税返還金ですか、あれは国賠法と言われたんですけど、固定資産税か何かの計算が間違ってたんですか。一番基のが私記憶がはっきりしてないんで、もう一遍そこら辺のことを教えていただきたいんですけど。だから、今後そういうことが起こらんよというの、よく意味が分からなかったというか、どういうことをしたのかよく分からん。もう一遍その対策について教えてもらいたいと思います。

あとは、持続化給付金。確かにプレミアム付商品券ですかね、6,000円分を3,000円で販売されるんですけど、額が違ったかもしれませんけど。それはそれで、それに該当しないような特に工業系の会社もあると思います、会社というか個人も。その辺があるので、今後とも、12月とかまた補正があると思うんで、検討をお願いしたいなというふうに思っております。その2点だけもう一度お願いします。

○議長（山本泰正君） 税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） 返還金につきましては、固定資産税につきまして同じ物件を2人の方にかけていたということで、その誤りを発見いたしましたので、所有者でない方のほうへ返還をさせていただきました。そういうことがないように現地の確認を十分するようにいたしております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

持続化給付金の今後についてですが、まだまだこれから国とか県の制度も明らかになってこようかと思っておりますので、そのあたりを確認をしながら町でできることを考えていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

（8番 西中純一君「はい、分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 2点ほど教えてもらいたいことがあるんですが。

37ページの地方創生推進費のところ職員報酬が上がったんですが、移住推進員の。移住推進員は何名おる

のかと。それから、同じくその下に地域おこし協力隊員の職員報酬が上がると。これも何人おるのかと。それから、定住促進アドバイザーの謝礼金が上がるとんですけど、この定住促進アドバイザーというのは、今何を、それは定住促進の仕事をしとんじやろうけど、これも何名おられるのかとこのを教えてくださいたいのが1点と。

それから、269ページから270ページまでに企業債のところがあるんですが、証書番号がないんですが、これ、証書番号がないというのは、信用貸し。何かよう分からんのじゃけど、これは何で証書番号がないか、それを教えてもらいたいんじやけど。

それと、これはもうほんまに単純な質問で、何言よんならおめえというて怒られたらしょうがないんですけど。今、ドローンの関係のいろんな委託か何かしとるわけですが、これはドローンの委託先にはドローンの機体、それから保険、そういうものを全て町が持って、それで委託先には要するに労力だけ提供しなさいということなんでしょうかねえ。その辺よう分からなんだじやけど。その辺教えてくださいたい。

以上3点をお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それではまず、最初にお尋ねいただきました37ページの報酬のところでございます。

移住推進員については1名でございます。それから、地域おこし協力隊員につきましては、これは途中で退任された方も含めまして延べ9名でございます。

それと、定住促進アドバイザーの謝礼金、人数は1名お願いをしております。内容といたしましては、移住者の方の相談に乗ってもらったりとか、そういったようなことのフォローということで、移住推進員とともに活動していただいております。

○議長（山本泰正君） 269ページの企業債の関係は、次の水道会計のほうで質問を願いたいと思います。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） あと、ドローンの委託に関する考え方というか、方式でございますが。今、実際議員おっしゃられたとおりで、今は機体のほうは町のほうで準備をいたしまして、実際に企画、それから実際の飛行とかのそういう運営、そういった部分について委託業者のほうにお願いをしているという状況でございます。現状はそういうことでございます。昨年度も同じような状況でさせてもいただいております。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 分かりました。ほんで、地域おこし協力隊が途中の退任で3名、常時は何名おるのかなと、今現在は。

それから、今言うたドローンは虫のいい仕事ですよ。何も持ってこんでも、資格か何かあつて、したら、体だけ持っていきゃあ仕事になる。何か物すごく恵まれたような仕事みたいな気がするんだけど。その点については何も考えられてない。何も感じてねん。それが当たり前だと思ふとんか。その辺をもう一回だけよろしく。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それではまず、今現在、地域おこし協力隊員の活動している人数は、6名活動をしております。

それから、先ほどのドローンの委託の状況ですけれども、もちろん機体はこちらで準備をしておりますが、実際に機体の監視するシステムとか、そういったようなものは委託料の中で委託業者のほうで段取りをしておりますので、もちろん人件費のみということではございません。中の機材、そちらがお持ちの機材も使っているという状況でございますので、そこらあたりのところは全くもって、人だけが来て、動けばというような状態ではないということで御了承いただければと考えております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（3番 従野 勝君「よろしいです。もう何ぼ聞いても一緒じゃろう」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 1点教えてください。決算書12ページの町営バス利用料約280万円ということで、それから認定資料の14ページの下のほうの燃料費、スクールバスの運行費用ではなくて公共交通バス運行経費ということで燃料費が630万円ほどです。ということは、燃料費の半分も受益者は負担していないというふうな理解でいいのかというのを教えてください。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

町営バスの利用料、それから燃料費の関係でございますが、利用料につきましては、1回乗車していただくと200円、それから定期の購入代とか、回数券の購入代とかというものが収入源ということになっております。実際に運行するに当たりまして、燃料費が634万1,227円かかっておりますので、議員がおっしゃいますとおり、そのような状況でございます。

（1番 尾崎智美君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第52号令和2年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 100ページ、国庫支出金で制度関係業務準備事業費補助金、調定額116万4,000円、収入済額116万4,000円ですか。これ、歳入のほうでございますが、これはオンラインの資格確認システムの補助金ですか。マイナンバーカードにも関係があるんじゃないかな、これ。健康保険証に使えるという話があったんだけど、結局断ち切れというんか、10月ぐらいからできるんか、もしそれも分かれば、関係があるんでしたらそれを教えてもらえればと思います。

それから、105ページの19節、負担金・補助及び交付金、特定健診等データ管理システム負担金が4万4,532円ですか、これはどういうことでしたかね。ほかの例えばJAなんかで組合員健診があったと、それを特定健診のほうのデータへ入れて、特定健診を受けたことにすると、同じようなデータなので、そういうふうなシステムの負担金なんですか。今はそういう団体とか医療機関はほかにあるんですか、農協とか厚生連というんですか、正式には、そういうところからデータをもらったりして、それを特定健診を受けたことにしているんでしたかね。それを教えてください。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） それでは、100ページのシステム開発等補助金でございますけど、議員おっしゃられますように、マイナンバーカードをオンライン資格確認として使うためにシステムを改修するのに要した経費でございます。

保険証の利用につきましては、当初令和3年3月からということで一時運用を始められましたが、その後、10月に変更するというので、この10月から運用が開始される予定でございます。

次に、105ページの特定健診等データ管理システム負担金でございますけど、これは国保連合会へ委託しているものでございまして、特定健診等のデータの管理委託をしているものでございます。国保連合会において管理委託をしているための負担金でございます。

それから、データの提出につきましては、特定の厚生連からのデータの提出等も可能でございますし、一般の病院へかかられていて、特定健診と同じような検査項目を実施しているといった形のデータの提出でも構いません。特定の病院を指定しているわけではございません。

○議長（山本泰正君） 再質問はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 8番 西中。

ほんなら、今言う1つは、マイナンバーカード、10月から健康保険証としても使えるようになるんですか。全医療機関でそういうふうになるんですか、が1つ。

それから、特定健診を国の考え方としては6割方しなさいということなんだけど、それが和気町の場合三十ウン%、40%弱ぐらいですよ。その辺で、これはほかの病院等でも受けた分がそれになる場合があるんだというふうなことをもうちょっと宣伝というか、全然その辺が一般の方は御存じないんじゃないかなど。今であれば、町内の医療機関あるいは備前市の医療機関等でそれが指定されたところではできるんだと。それが11月から12月まではできるんですかね。そのようなことじゃないかなど。宣伝をせにやいけんと思うんですけど、その辺のことはどういうふうになってますかね。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） マイナンバーカードによります保険証としての利用でございますけど、10月から運用は開始されますが、2年間をかけて全ての医療機関で対応できるような推進をやりたいというようなことを国のほうも言っております。ですから、令和5年3月がめどだと思います。

それから、情報提供の関係ですけど、各病院と医療機関と打合せをするときがありますので、そのときにもし同じような検査をしておられる方があったら、医療機関のほうからも提出するようにということを御助言いただきたいということで協力要請をいたしております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

○8番（西中純一君） 分かりました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 105ページです。私も今年の5月から国保でお世話になるようになりました。今回、初めて特定健診を10月に受けるようにしているんですが、このページにある委託料の中で特定健診の未受診者の対策事業、この業務の委託、これはどういうことをされるんでしょうか。全く分からないので、教えてください。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 委託料の中の未受診者対策事業の委託でございますけど、これは特定健診が7

月から始まりますけど、7、8月で受診をされていない方に9月に未受診ですよというはがきをお送りさせていただきます。そのための未受診者の抽出とはがきの作成、そこらあたりを委託料でお支払いをしております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

○2番（太田啓補君） はい。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第53号令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第54号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第55号令和2年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 145ページに総合相談事業費というのがありますよね。これは介護保険の窓口でやっていることだろうと思うんですけど。これは大体どういうものなのか。1つは、これを見ると見守り支援員というのが報酬で163万4,400円ありますよね。これは多分介護保険以前の方の見守りじゃないかなと思うんですけど、そういうのもやられて、それから窓口でいろいろな御相談をやっているんだろうと思うんですけど、その辺の今の状況というか、どういうふうなことをやられているのか、教えていただきたいと思います。

また、和気町は成年後見のNPO法人をつくったりしてるんですけど、その翌ページの扶助費が246万9,000円ですか、成年後見制度利用支援事業、これが大体今何件ぐらいあるのか。いろいろな方が相談窓口というか、後見をやられてる司法書士の方だとか、いろいろな方がやられていると思うんです。後見人も3種類ぐらいあるらしいんですけど、その辺のこと。

それから、NPO法人の研修もやられてるということなんで、その辺の研修なんかは十分やられているのか。その上に、養成研修負担金が8,000円ありますけどね。何か非常に少ない感じがするんですけど。不用額が3万2,000円で、4万円のところ8,000円しか使っていないと思うんですけど、その辺の研修のほうは今どういう具合になっているのか、その点だけお願いします。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 失礼します。

ただいまの総合相談事業についてでございますが、地域住民の方もいろいろな心身及び生活の安定のための御相談があるところを介護予防ケアマネジメントができるような格好で御相談を受けるということをしております。

それから、見守り支援員につきましては、和気地域に1名、それから佐伯地域に2名を配置しております、それぞれ見守り対象者の方を訪問して、巡回をして状況をお聞きしたりということをしております。

それから、後見人の制度のことでございますが、現在の件数のほうは、こちらのほうで把握しておりませんので、後ほど調べましてお答えさせていただこうと思います。

それから、市民後見人制度の事務費のことですが、市民後見センター和気のほうに委託しております、14万5,850円ということになっております。

それから、研修の負担金ということで8,000円ということになっておりますが、こちらのほうは株式会社東京リーガルマインド岡山支社というところに委託をしております、研修の講座を1件実施しております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

〔8番 西中純一君「はい」の声あり〕

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第56号令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第52号から議案第56号までの5件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号から議案第56号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号から議案第56号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第57号令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第57号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第58号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に、議案第59号令和2年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 決算の報告でもありますように駐車場会計のほうは昨年も新型コロナ関係で利用料が全体的に減つとも思います。なおかつ、収支関係を見ますと、健全な黒字で出てますけども、昨年なんかも一般

会計に繰入れとかということですが、そういう状況の中で、1点、決算質疑の中で今現状の駅前の駐車場の整備、皆さん御存じですが、白線がもう見えなくなったということで、従来私もちょっと外れますけども、全体的なJRの土地購入とかということ、あれはそういう中での、一括のありましたけども、いろんな事情の中でなかなか土地購入が難しいということの中では、現状の中で何とか町民の方の利用料金で、あの辺の現状、駐車場の環境整備、要は簡単に言えば、白線をきちっとそれなりのことをしてあげても、メインのところですが、全体を見たら一番あそこが白線がもう消えてというんか、狭いし、事故がないからいいんだけど、きちっと1回その辺を検討されたらどうかというのがあります、考えを含めて、決算の内容を含めて、ここで決算の状況もかいつまんでどんな状況か、せつかくの機会ですのでお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

駐車場会計につきましては、償還等が終了いたしまして、ある程度黒字会計で一般会計に繰り出しをしているという状況でございます。決算書のとおりでございます。

ただ、整備についてでございますが、JRの跡地等もございます。それと白線とおっしゃられましたけど、白線だけではなく、白線を引く上では舗装面が傷んだる面もございます。オーバーレイといって、舗装を直して、その上に白線を引かないといけないという状況もついておりますので、今後の課題というふうに捉えておりますので、その点につきましては御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 決算の状況も説明されまして、現状認識はそこまでやる必要があるなということも含めて検討するということですので、そういう環境改善に向けてお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 駐車場の環境整備が構わないみたいなんで、関係ない質問なんですけど。駐車場というんか、あそこを散歩していると、3台廃車の車がありました。1台、フェアレディーZはなくなったんですけど、まだ小豆色と何かがパンクの状態が残ってますけど、あのまま廃車置場みたいにだんだん増える可能性があるみたいなんですけど、担当課としてはどういうふうに思われとるか。この決算認定とは関係ないんじゃないけど、環境整備ということでお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

議員おっしゃるとおり、現在、3台まだございます。それ以前が、平成24年程度からまだ三、四台ございました。その三、四台を処理しております。今年になりましたも、先ほどフェアレディーZを言われましたが、やっと所有者が見つかりまして対応したところでございます。もう一台についても、所有者と交渉いたしておるところで、めどがついているところでございます。もう2台につきましてはやっと所有者が分かったんですが、県外の方で、それを追っている段階というところでございます。今後の処理につきましてですが、一番遠くの目のつかないところにあるというところが盲点になっております。その対応につきまして、防犯カメラ等も含め、検討をしていきたいというふうに担当課は考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） よろしい。

（10番 当瀬万享君「いいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第60号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第61号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第58号から議案第61号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第58号から議案第61号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第58号から議案第61号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が11時15分まで暫時休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 失礼します。

先ほど議案第55号介護保険特別会計での西中議員の御質問につきまして、不足のありました後見人制度の件数についてお答えします。

昨年度の相談件数は40件ございました。新規に昨年利用された方は17名、町全体での利用者数は100名でございます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第62号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） これは、まず206ページの歳入のほうから、一般会計繰入金1億6,100万円、これがその当時予算修正とかいろいろありながら、最終的にこうなったと。1億5,000万円を7,500万円に減らして、それでまた後からつけてこういうふうな形になったんだろうと思うんですが。結果どうなったかというのを見ると、今の9月補正を見ますと、温泉会計は6,800万円繰越しをされてますよね。ですから、実際は大きい額ですけど1億円ぐらいの繰入れで本当は済んでたんじゃないかなというふうに思います。執行権というものがあるんで、それで足らなかつたらどうするんたらというふうに言われたら困るんですけど。その辺のお考えというか、今後新型コロナが簡単に収まらない、恐らくまだ二、三年は新型コロナというのはかかると思います。その中でこういう営業をしていかなければならない、大変なことだろうと思います。だから、そういう町民の方に御迷惑をかけないような形にしていかなきゃいけないと思っているので、その辺の考え、また特別委員会でもお聞きしますが、どのように考えておられるのか教えていただければと思います。

それから、個別の問題で208ページを見ましたら、需用費のところ例えば、11、需用費です。光熱水費が4,839万9,097円、それから賄材料費が2,474万99円ですか、それから仕入材料費が1,336万1,116円というふうなことで契約業者がかなりあるんだろうと思うんですけど。これはほとんど随意契約ですかね。何か入札するようなものあるんですか。その辺の話をまた教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

令和2年度の実質単年度収支についてでございますが、これは1億872万4,014円のマイナスということになっております。昨年度末、特に新型コロナの状況が変動というか、安定しておりませんでしたので、精算できず、今回の繰越金の確定によって精算をさせていただきました。

今後なんです、コロナがすぐには収束ということは思っておりませんが、できることを温泉のほうで考えていきたいというふうに思っています。それから、何か政府のほうも少し緩和というか、そういったことも打ち出すというふうに聞いておりますので、そのあたりも期待しながら運営方法を考えていきたいというふうに思います。

それから、208ページの需用費、光熱水費、賄材料費、仕入材料費、随意契約かということでございますが、取引業者がたくさんございまして、比較をして一番安価なところから特に仕入れとかはさせていただいております。それから、光熱水費の電気代は、これは年に1回入札をしております。それとガスも単価見積りで入札をして業者を決定しております。それから、お米も入札により業者を決定しております。

（8番 西中純一君「分かりました。あとは特別委員会でもう一度お聞きします」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第63号令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第64号令和2年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第65号令和2年度和気町上水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第66号令和2年度和気町簡易水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 269ページから270ページまでのところで企業債のところがあるんですが、証書番号のない項目が三、四点あるんじゃないけど、なぜそういうふうになっとんか、それを教えていただきたいと思えます。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 決算書269ページから270ページまでの証書番号のないものについては、これは民間資金を活用したものでございます。たしか去年も決算審査の折で御指摘をいただいております。この様式の表記につきましても、再度皆様方に分かりやすくするように、このままでしたら書き忘れかという御指摘にもなるかと思えます。そのあたり精査をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 民間金融機関、財務省の関係は全部入っとんじやけど、民間のほうはかえってこういうものは厳しいと思うんじゃないけど、取扱いが。にもかかわらず、こういうふうに、今金融機関皆あるわけですけど、それはこの和気地域に支店のある金融機関ですか。一つだけ教えて。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） この民間資金を活用するに当たっては、県のほうから国の予算がこれでもうないので民間資金を活用してくださいということでお話がございます。それを受けて、財政課のほうで入札をいたします。この資金について町内の金融機関で入札をいたしまして、一番利率の低いところと契約をさせていただいているということでございます。

（3番 従野 勝君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 265ページに原水及び浄水費で受水費というのがありまして、4,194万8,524円、これ広域水道企業団の受水費ほかというふうになってるんで。これは要するに苦田ダムの水というか、県から佐伯地域では南山方、北山方、それから日笠、それから石生の一部地域に県の水道をわざとポンプで上げたりいろいろしながらやってる。これは水をずっと買わざるを得んのでしょね。愚問なんですけれども、忘れたらいけんのんで、ああいう苦田ダム、要らんだム造ったために、これをずっと買わにやいけんような。実際は、例えば旧佐伯町でいうと、旧英田町から水道を分けてもらおうて、それをあれをつけたために、ぱちやっともう切っしもうて、旧英田町の水道というか、それで上へ上げるようにしとんじやろうと思んですけど。そういうことですよ。忘れたらいけんのんで、もう一遍その辺ことを教えてください。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） ここにあります受水費でございますが、広域水道企業団の水と、それから一部赤磐市から受水を受けているものがございます。その合算でございます。

それから、広域水道企業団の受水については、安定的な水を地域に供給するというところでございますから、私は旧和気町の出身でございましたけど、私の地域にも広域水道企業団の水を受水しております。受水がされる前は、冬場になると断水というようなこともあって、役場の職員が水を持っていくというようなことも多々あり、住民の方にも御迷惑をかけていたようなこともありました。今、広域水道企業団の受水を受けているということ

で、安定した水が供給できるというふうを考えておりますので、今後もこの体制を維持していきたいというふう  
に考えております。

(8番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 259ページの説明で事業報告書なんですけど、大体ここの6行目、給水人口とそれから年間の総配水量というのが当然出てますので、それで割れば大体1人当たりが出てくると思うんですけど。このあたりの近年の状況というのは何か変わってるんでしょうかね。ごめんなさい。私、本当はこの会計と、それから前の会計と両方一緒にくっついてたけど失念をしております。大体和気町全体で2つの大きな水道事業になってますけど、要は人口が減る中で大体高齢化が進むと水道の使用量がだんだん減っていったりとか、はたまたおじいさん、おばあさんになって、いろんな人が行き来して介護したりせにやいかんのんで増えていっているとか、そういうここ5年間とか10年間ぐらいの一人頭の配水ということは使用量ということだと思うんですけど、量というと、使っている量のほうです、実際の水道の水の体積はどうなっとんだらうかなというのを疑問に思いましたので、質問させていただきます。

○議長(山本泰正君) 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長(田村正晃君) 比較でございますが、261ページに業務量の比較を、これは2年間だけでございますが、比較をさせていただいております。給水人口は年々減少の一途をたどっております。特に簡水については、数戸のために配水池を設けているというような状況もございます。効率が非常に悪くなっております。ですから、給水原価のほうがすごく高くなっているという状況でございます。しかし、町民に対して蛇口をひねれば安全な水が出るというのは、これは我々の責務だと考えて、それが当たり前ということでございますので、少々ここは赤字になろうが、町民のために安全な水を届けるということは引き続きやっていくべきだなというふう  
に考えております。

○議長(山本泰正君) 4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 当然、町としての体制というか、そういう考え方はごもっともだと思うので、そこはい  
いんですけど。単純な使用状況の変遷というようなものももし分かればと思いましたので、また何か後日でもそ  
ういったものがあればと思います。

本当は、もう一議題前で言わなあかんかったんですけど、それが気になっとなんで、それと比べようたら次  
へ行ってしまいましたので。240ページを見ていただいたらいいんですけど、答えていただくか、いらないか  
はいいんですけど、ここは要するに上水道のほうが前年に比べて93人減っておるんですけど、配水量が1万  
9,000立米ほど増えとるという、こういう状況なんで、またこれについては、もうこれ済んだるので、また  
後日というか、今度の委員会までに何かこの原因を教えてくださいたいと思います。答弁は要りません。

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第63号から議案第66号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第63号から議案第66号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。

したがって議案第63号から議案第66号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しまし

た。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、議案第67号から議案第75号までの9件の質疑を行います。

まず、議案第67号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) すみません。聞きたいのは、草刈機、自走の草刈機ですか。それをその地区地区に配置するんですか。例えば8ページのところでは、3台というふうな説明があったんだけど、後のところでは言われなくて、一体何台これで自走式の草刈機を買われるんか。それぞれの地区に置かれるんだろうと思うんですけど、その辺の説明がなかったので。

それから、予算措置は、12月議会ぐらいに出してされるんですかね。まだ出てないですよ、これ。補正予算に出てるんですかね。そこら辺のもう一遍説明をお願いします。

○議長(山本泰正君) まち経営課長 寺尾君。

詳細に説明してあげてください。1度説明はあったと思いますが。

○まち経営課長(寺尾純一君) 失礼いたします。

まず、西中議員からお尋ねいただきました草刈機の配置状況でございますが、先日細部説明をさせていただいた際、冒頭で和気地域のほうで使用いたしますラジコン式草刈機1台、それから手持ちで押す草刈機2台分の総事業費419万8,000円のうち、410万円を辺地債で財源措置するために、各辺地へ人口ベースで事業費を割り振っておるといふ御説明を申し上げております。ですので、これは各地域へそれぞれ草刈機を配置するのではなく、草刈機3台を和気地域で活用していただくというようなものでございます。

予算措置につきましては、令和3年度の当初予算のほうにもう計上されておりました、もう購入のほうも済んでおります。

(8番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

7番 万代君。

○7番(万代哲央君) 今の答弁で、私も見当違いのことを言うかもしれませんが、正してもらったらいいい。よく分からなかったんですけど。結局、辺地のこの事業で草刈機を買うということですよ。それを何台買うんか。今だったら、ラジコン1と手持ちのが2ですか。それから、佐伯で3あれば、全部で6台買うんですか。もう実際今の話だと、令和3年度で予算措置して買ってるんですよ。買ってる草刈機を、予算措置だったら、財源更正するんかどうか知りませんが、そういう扱いになるんでしょうけど、もう一回上げ直すんですか。そこははっきりしてほしいなと思うんです。別に悪いことじゃなしに、これが辺地で使えるんなら、それはそれで私はいいかなとは思ってますけども。そのあたりが、もう実際に買っているものを、予算が通って買ってるんですよ、それをまた、まだ予算、お金払ってないから振り替えて、それでこの整備事業のお金が町へ入るんですか。そこがよく分からないんですけどね、予算措置についてと。それから、実際に買っているものを、もちろん多分お金は払ってないんだと思いますけど、払ってたらもうこれ、こういう事業に乗れないと思うんですけど。その辺がよく分からない。説明してください。

○議長(山本泰正君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) こちらにつきましては、まず買う費用につきましては当初予算のほうに計上いたしております。それで、もちろんこれを買うに当たっては、事前に辺地債のほうを活用するというような計画を基にはしております。ただ、今年度の辺地債の計画を立てるに当たっては、タイミング的に前年度、前の

年の時点ではこれが上がっておりませんでしたので、今年度の計画を立てるに当たっては、年度が変わった6月に入ってから実際に協議をしておりますので、このタイミングでの計画の上程となっております。ですので、後から予算を充てるような形にはなりませんけれども、財源措置を、これにつきましては問題なく辺地債を借りれるという状況になっておりますので、御了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 当初予算ではどのように上がっていったんですか。まず、幾らで、款項目はどれ、私も見たんですけど、よく分からなかった。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 当初予算の36ページの町債のところの辺地対策事業債の一番下のところに農業振興事業充当ということで410万円、予算措置のほうはされております。

（7番 万代哲央君「支出は」の声あり）

支出は、80ページの農業振興費の備品購入費のところに機械器具購入費といたしまして839万6,000円を予算計上しております。これは、ほかのものも含めての備品購入費ということになります。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 最初に同僚議員のほうが、これを各地区に置くんですねというような、そうではないんですけど、そういうふうに考えるのは間違っていないと思うんですよ。例えば、辺地債というのは、辺地のところへスクールバスを買って、その辺地のところからスクールバスとかというのを走らせとるわけです。特定の辺地が利用するためにやってる事業ですよ。それを全町には貸し出すけども、草刈機の事業費を捻出するためにこの事業をやるようにも考えられますよね。けども、それをうまく活用すればこういうことができるんだと言われれば、僕は反対するつもりはありませんし、ああそういうのもできるんじゃないかなというふうに思うんですけど、事業としてこういうのができるかというんが気になるんですよ。例えば、県に聞かれたんか、それで言われたからいいというものではないと思うんですよ。そのあたり、どういうふうに認識というか、納得してやられとるかなど。何かえっという感じが、不思議に思えるんですけど。要するに、特定の地域に他の地域と格差がないようにするための事業でしょ。それを草刈機の購入費をこの事業で充てて、なお全町で貸し出すわけでしょ、全町のみみんなに。不思議に思いません。不思議なことはないですけど、そういうのがこの事業でできるのかなという疑問を思ったものですから。そのあたりはどういうふうに考えられていますか。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） こちらの貸出用の自走式草刈機の整備事業につきましては、まずこちらの計画を立てる前段階で産業振興課におきまして、備品購入をまず企画した段階で辺地債の対象になるかどうかというのは岡山県のほうに確認をしております。その後、またこちらのほうで辺地債の計画のほうを当てる段階で各事業のところ分割振ってくださいというようなことのお話があったので、分割振っているという状況でございます。確認のほうは、もちろん先ほど議員おっしゃられました県に確認したからええという話じゃないということもありますけれども、岡山県のほうとかでも問合せをした中でこれで事業として計画を上げてよいというお話をいただいておりますので、そういったふうに理解しておりますし、実際に農業用機械というものの購入につきましても、備品購入につきましても辺地債の対象になるというふうな回答もございますので、問題はないというふうに認識しております。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 備品購入はもちろんいいのは、それはそうなんですけど。これは本当に事業にできるかなというのを最終日まで考えて判断させてもらいたいと思います。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) 私もそこが疑問で、課長のほうに事前に施設整備事業以外に機器の購入で辺地債が使えるのかということを確認したら、県のほうに指導いただいたということで、案分してくださいというところまで指導をいただいたんだということ言われたんで、ああ、そういうこともできるのかなということは思ったんですが。先ほどの同僚議員の言われたような辺地債の目的は、辺地の方々に中心地の人と格差のないようにということとされとる。その目的をちょっと外れるなということは、私も今聞いてなるほどなあということは感じたんですが。それはまた、厚生の方へこれが付託されますので、そこで議論するにしても、もうあと3台あるんですよ、佐伯の方の分、これについてはどのようなことを考えられとんでしょうか。

○議長(山本泰正君) 太田議員、内容が内容でございますので、また委員会等で確認はしていただきたいと思えます。

○2番(太田啓補君) はい、分かりました。どんなことを考えられとんかどうかということがあったんですが、直接この議案の中にあることではありませんので、また違うところでお尋ねをしたいというふうに思えます。

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第68号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第71号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 26ページになるんですけど、辺地の人口が赤字で65人となっておりますが、これは国勢

調査の結果で変わるものなのか、毎年何か基準があつて見直しをされてるのか、その基準をお聞かせください。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） こちらにつきましては、年度末の人口となっております。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 議案第73号で、室原のすもも園の改修の中に備品購入費で149万3,000円ですか、これは運搬車を買うというようなことで追加された。前回、運搬車を買ってないですかね。今手元に資料が見当たらずであれなんですけど。そのように記憶してるんですが、どうですかね。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 室原すもも園の作業用の運搬車、多目的の大型運搬車の購入費用で149万3,000円を今回追加したものでございます。これは、今回初めてでございます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 記憶で当初の予算で機器の購入費が468万円でしたか、それと施設備品の購入が191万9,000円でしたか、ついてて、それは何かというふうに私聞いたら、噴霧器を買うのと運搬車を買うんだというふうに答弁があったというように思つて。運搬車を1台買って、ここでまたそういうふうに追加をして買うのかなというふうに思つてたんですが、どんなんでしょうか。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

購入費につきましては、当初予算の81ページのほうに機械器具購入費として計上しているものの中に含まれておるということでございます。すみません。失礼いたしました。備品購入費のほうに計上しておりまして、そちらの財源としてこちらの149万3,000円を新たに計画のほうに上げたというような形となっております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 備品の中に機械器具の購入費と、それから施設備品の購入費と2つあつて、両方で六百何万円ついとつたと思うんです。そのうちの191万9,000円が恐らくこの運搬車だというふうに思うんですが。それは今回の自走式の草刈機と同じように、この辺地債のほうで購入しようというようなことを考えられたんだろうと思うんですけど。額も違うでしょう。191万9,000円だったのが149万3,000円になつてるし、そこらがどういうふうになつてるのかなというふうに思うんですが。

○議長（山本泰正君） 暫時休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

それでは、議案書25ページからの議案第73号につきまして、この事業の流れを私のほうから御説明をさせていただきますと思います。

当初予算におきまして自走式の草刈機並びにすも園の運搬車の歳出におきまして備品購入費として予算を計上いたしております。それに合わせまして、その財源としては辺地債を活用するというので、こちらも当初予算のほうでお認めをいただいております。

充当する起債事業につきましては、国、県の補助事業とは違いまして、交付決定前の事前着手はできないといったような取扱いではございません。起債の許可なりをもらう前に予算に認められたものは自治体の判断で事業執行、事業着手することが可能でございますので、当初予算でお認めをいただいたこちら草刈機、運搬車の購入事務を進めてきておるところでございます。

過疎債のほう、起債事務につきましては、通常であればその年度の事業計画、事業内容や事業費が決まった段階。

（「辺地債」の声あり）

すみません。辺地債につきましては、その年の事業内容や事業費がおおむね全体計画が見えたところで協議をいたします。そして、和気町は今年度こんな事業を辺地債を活用してやりたいんだということでヒアリングを受けております。その上で、今後、秋以降には、最終的には起債の同意というのを求める必要がありますが、起債の同意を求めるまでには起債の事務の流れとして今回御提案をさせていただいております総合整備計画というものを策定して、その内容については議会の議決を得てきなさいということになっております。例年ですと、この会議で御議決をいただいた計画書をもって10月頃に予定されます協議で起債の同意をいただく予定となっております。

それと、本日は、皆さん、当初予算書はお手元にはお持ちではないと思いますので、簡単に御説明します。

午前中のところで、当初予算書の81ページ、特産物振興費のところの備品購入の191万9,000円と運搬車140万円、大きな開きがあるのではという御指摘、御意見、御質問があったかと思うんですが、ここにつきましては、この特産物振興費という目にはすも園、りんご園、楽市楽座の管理運営経費をまとめて計上しているものでございまして、今回の運搬車のみならず、ほかの施設の備品等もこの191万9,000円には含まれておるところでございます。

ちなみに、当初予算に盛り込みました今回の運搬車の購入に対する予算は149万3,000円でありました。そのほかに噴霧器でありますとかその他の物品がございますので、当初予算書の数値と今回お示しとする事業費とのそごといひますか違いが生じておるところということで御理解をいただけたらというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 貸出用の自走式の草刈機と同じような形で今回の運搬車のところもそういうふうな辺地債のほうに回したということの理解でそれは分かりました。

あと同時に、備品購入費のところも、ほかのところも入っているという説明でございましたので、ほかのところがこの自走式が159万6,000円になるんで、あと30万円ほどのお金がほかのりんご園だとか楽市楽座とか、そういうところの備品の購入、管理運営費のほうに入っているということで、そのように理解をします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に、議案第74号辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 辺地債は先ほどの説明にもあったように、元利金70%相当を交付金で充当ということ

で、非常に有利な債券だと思いますので活用願いたいので、その基本的な知識として、さっき人数のことは聞きました。その年の会計年度、3月末ですか、その人口に合わせて当然人口を出すということで、今回もこれ305人になっているので、そのときの人口だということ。これは当然人口が減れば減るほど辺地度数は上がるものだという理解でよろしいでしょうかということ、それから今回については辺地の中心地が変わっております。辺地の中心地が変わるというのは理解ができないので、どういう基準でもって変更になるのかということを教えていただきたいのと。

最後は、辺地度数が高ければ高いほど、たしかこれは国が決めた金額を地方公共団体で、言葉は悪いですけど、取り合うといったらあれですけど、というような理解でおるんですけど、辺地度の点数が国が判定する割当に関係するのかどうか、そのあたりのことを重ねて教えていただければと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

まず、辺地度の点数のことでございます。

これは、例年2月頃に実施されます辺地状況調査におきまして、当該年度の集落の状況調査で辺地の中心点、こちらはその年の固定資産税の課税台帳に登録された宅地の1坪当たりの価格が最高の地点を中心点と定めますので、こちらを税のほうに確認をいたしまして決まりますので、毎年、若干ずれが生じるというものでございます。

その中心点から、役所、学校、バス停、病院などの施設からの距離を測りまして、それを点数化して、基準点100点でございますが、100点を超えると辺地に指定されるというものでございます。

指定単位といたしましては、集落の人数が50人以上いるというのが条件としてございますので、実際に集落の人数が減ったから点数が上がるというようなものではないということで御理解いただければと思います。

また、辺地度数が高いから全部の予算を取り合うというものの中で有利に働くというものでもございませんので、そちらも御理解いただければというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 今の説明で分かりました。だから、簡単に言えば、毎年中心点も変わるし、人数も変わるし、辺地の基準はどんどん変わっていくと。今説明があったように、減って50人を割っちゃうと辺地に当たらないとなると、それはさっき言った過疎のほうになるのかどうか分かりませんが、別のことになっちゃうわけですね。だから、50人を割ってしまえば人がいなくなると、もう辺地債は使えないと、こういうことになるわけですね。ということだと思いますから、それはそれでまた別の対応を考えにやいけません。あとは、100点以上あったからといって、多ければ多いから割当が優先的ということもないということで、非常に難しいものだと思いますが、今回の説明で分かりました。取りあえず有利な資産運用といいますか、借りてもそのうち3割程度しか負担がないということで分かりました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第75号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第67号から議案第75号までの9件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第67号から議案第75号までの9件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号から議案第75号までの9件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、議案第76号から議案第79号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第76号和気町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第76号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第76号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第76号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第77号和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第78号和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第79号和気町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 議案第79号です。46ページになりますけれども、44ページからありますけれども。この条例の改正部分については、この表を見ると22戸が削減されるということは、これは理解ができます。朝日団地を解体した後、説明のときにプロポーザル方式によってするんだというふうに説明されたんですけど、そこを詳細に説明をいただけたらというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、町営住宅のその後の管理についてということで、先日都市建設課長のほうから条例改正の答弁の中でプロポーザルを実施してというような発言がございました。今回、行政財産そのままでは売却できないということで、今回条例改正に伴って普通財産に変更というわけですが、普通財産の売払いということで、原則、民法にのっとって売却ということで、地方公共団体においては、当然契約の締結に關しまして適正な価格の設定等について地方自治法あるいは地方自治法施行令もしくは和気町の財務規則、そういった法律等にのっとっての売却を考えております。

今回、和気町が所有します土地を売却するに当たりまして、戸建ての住宅建設を整備することで良好な住環境の整備あるいは若者世代の移住・定住の促進、そういったことを目的に売却のほうを考えております。そういっ

た際にプロポーザル方式ということで民間等に価格以外で住環境整備に係る御提案をいただいてプロポーザル形式を取って、そういった提案に対して一番いい住環境の整備に対する御提案について町のほうでも審査いたしまして、そういった手法にのっとって普通財産の売却ということを考えております。そういう意味で、先日西本課長のほうからプロポーザル方式ということで、普通財産に変更した際には財政としてもそういった手法で売却のほうを考えているということでございます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） そうすると、そうした民間の住宅会社なり、いろいろなそういうことを手がけるようなところをお願いをして、いろいろ提案をしていただくという形になるんでしょうけれども。それはそういうことをお願いしたら、そこに手数料みたいなものは払わなくてもこれはいいんですか。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 当然、提案ですので、民間業者が提案に係るプロポーザルにつきましては業者負担ということで、あくまでそういった提案は民間のほうで考えていただいて、町としてはそういった提案を評価、審査させていただくというような立場であろうかと考えております。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第77号から議案第79号までの3件の質疑を終わります。  
お諮りします。

議案第77号から議案第79号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第77号から議案第79号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、議案第80号から議案第95号までの16件の質疑を行います。

まず、議案第80号令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 60ページの事業費補助金、これがプレミアム付商品券、6,000円のを3,000円で購入ですか。これは購入引換券を対象者に郵送し、引換券を持って指定販売所で購入というふうなことで、指定販売所というのはどういうところでやられるのかですけど、もうちょっと詳しく説明を。一旦はされたんかもしれないですけど、よく分からないんで。これはテイクアウト事業補助金とは違って、何でも使えるようなものなんですかね。もう一遍そこら辺を詳しく教えていただきたいと思います。

次に、60ページです。工事請負費の15、地方創生臨時交付金のうちの15の工事請負費88万円、防災事業工事費88万円、これの内容というか内訳がよく分からないんでもう一遍教えてもらえますか。そのうち、またその下が備品購入費46万4,000円、これが何か。これもよく分からなかったんです。お願いします。

次に、64ページ、これは多分総務文教常任委員会に行くと思うんで、ここで聞いておかないと聞けなくなるので。教育費の保健体育費、学校給食共同調理場費で使用料及び賃借料で機材借上料100万円、佐伯調理場の空調設備ということなんですけど、これが機材借上料ということなので、どういうふうな内容なのか。エアコンが古いやつがあったと思うんですけど、もう一度趣旨というか、100万円というのがどういうなのかもう一

遍説明をお願いしたいと思います。

それから、前後して申し訳ございません。61ページのワクチン接種委託料4,282万4,000円、これによって12歳以上の方がどの辺までいくんでしたかね、その辺のめどというか目標がどういうふうになっているのか教えてもらえればと思います。

これ、余談ですけど、もし教えていただければ、備前市あたりは希望者で4,000万円ほどだったと思いますが、抗体検査かPCR検査のどちらかを子供で不安な方にはそれをやらせるとかというふうなことなこともあるんですけど、和気町はそういうことはもう全然考えてないのかどうなのか。それは余談でございますが、分かるようでしたら教えてください。お願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員御質問の60ページ、事業費補助金についてでございますが、今回御提案させていただいておりますプレミアム付商品券の内容について少し詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

和気町の全ての方に1冊6,000円の商品券を3,000円で販売をするプレミアム率100%の商品券を今回計画をいたしております。使い方は、昨年度も商品券事業をやったんですけど、御議決いただいた後に加盟店を募集いたしまして、日用品でありますとかお食事、そういったものに使っていただけるように考えております。前回は128店舗応募がございました。

事業費のほうなんですけど、ここの60ページの中に、加盟店を募集したり、それから商品券を現金に換えたり、換金する手数料が要ったりというような費用を入れております。需用費のほうでは127万4,000円、役務費、これは町民の方に御案内するわけですから郵便料で192万円、それから委託料として502万4,000円です。この中には、加盟店の募集業務の委託料、商工会にお願いするつもりでおりますが、そういったものも含まれております。あと、負担金・補助及び交付金で8,280万円ということで、予算計上しております。

指定販売所とありますが、今のところ、本庁舎のほうと佐伯庁舎のほうで販売するように、もちろん密にならないように注意しながら販売するように計画をしております。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

西中議員御質問の60ページです。一般管理費の中の防災事業工事費についてでございます。

和気町には、今11施設が指定避難場所ということになっております。その中で、避難場所もコロナ対策をする必要があります。ファミリー向けのパーティションであったり、そういったものを配置するようなことになってまいりました。それを置いておく場所がない11か所のうちの4か所につきまして、収納の物品倉庫を設置するというものでございます。

場所としましては、和気中学校、和気小学校、本荘小学校、石生地区館ということになるんですけども、それを当初一般管理費で組ませていただいておりますが、地方創生臨時交付金の交付決定したことによって、一般管理費を落とさせていただいて、地方創生臨時交付金のほうへ振替えさせていただいて、工事請負費のほうに上げさせていただいております。

もう一件でございますが、地方創生臨時交付金事業の中の18、備品購入費の46万4,000円につきましては、内容といたしましては、本庁舎と佐伯庁舎にそれぞれ新型コロナウイルスの懸垂幕を作成させていただくものが23万6,000円、それから先ほど申し上げました避難場所に11か所の分、9か所分は簡易トイレが準備できておりますが、あと2基必要でございますので、その2基の不足分を購入させていただく22万8,000円の合計で46万4,000円とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

64ページの保健体育費の中の学校給食共同調理場使用料及び賃借料で100万円機材借上料を計上させていただいております。

こちらにつきましては、佐伯学校給食共同調理場のエアコンにつきまして、職員のほうからききが悪いという要望がありましたので。今の現在のものが壊れとるわけではございません。それを補強する意味で、約2か月の冷房機器のレンタルを行う予定で概算で100万円を計上させていただいております。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 予防費の委託料の5,770万円の内訳でございます。

まず、1点目のワクチン接種事業委託料でございますが、こちらにつきましては、当初国のほうで9月末までということで予算を計上しておりましたが、11月末までということになりましたので、電話対応のコールセンターのスタッフを9月末から11月末までということで延期をするということの増額と、それからそれに合わせまして、接種の多い場所、北川病院、平病院へスタッフを派遣しておりますので、そちらの委託料の増ということで補正をさせていただいております。

それから、もう一点、ワクチン接種委託料の4,282万4,000円でございますが、こちらにつきましては、国のほうで個別接種促進対策事業ということで、時間外加算、休日加算ということで、例えば日笠診療所ですと月、水、金の午前中が通常の診察時間になっておりますので、その時間とは別に月、水、金の午後接種をすれば、時間外の接種割増しがもらえると、また火、木の休診日に接種すれば、その分の割増しがもらえるということで、国のほうで制度ができましたので、そちらのほうの加算金に対する医療機関への支出の増でございます。

それに合わせまして、そのほかにも、病院におきましては、1日50人以上の接種をした場合、1日当たり10万円であったり、診療所におきましては、1週間に100件以上接種した場合、1件当たり2,000円の割増しと、そういった制度がございます。こちらにつきましては、歳出のほうで4,282万4,000円ということでございますが、歳入のほうで全額国費の補助がございますので、それぞれ56ページ、57ページ、58ページに書いております歳入のほうで計上をいたしております。

それから、12歳以上の接種でございますが、こちらにつきましては、引き続き個別接種ということで、接種希望の方につきましては保護者の方の同意の下、接種をしていただくということでございます。今、若年層における感染が拡大しておりますので、一人でも多く、強制ではございませんので、できるだけ皆様に御理解をいただいた上で接種のほうを進めていきたいというように考えております。

それから最後、PCR検査でございますが、PCR簡易キットのほうをお配りして調べるというようなこともございますが、御本人がそういった症状がある場合は、簡易検査をするよりも直ちに病院のほうで診療していただいたほうが早い判断、コロナがプラスかマイナスかというあたりがはっきりと早く判断ができますので、できるだけそういった場合は、簡易キットを用いるよりも医療機関のほうで診察をしていただいたほうがいいのかというように考えております。

（「抗原検査もあったよな」の声あり）

○議長（山本泰正君） よろしいか。

健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） すみません。

また、それとは別に、早急に調べる場合に備えて、町としましては抗原検査キットのほうを用意しておりますので、PCR検査を行うまでの間、抗原検査につきましては、定性検査の場合ですと直ちに結果が分かりますの

で、そういった簡易キットを用いて早急な判断に使用しております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 避難所の件の4か所、和気小、和気中、石生地区館、もう一か所どこでしたかね。よく聞き取れなかったんで、もう一遍そこだけ確認をしたいのと。

それから、ワクチンの接種については、11月まで延長するという事で、目標としてはどれぐらい、65歳以上の方は結構90%ぐらいいってるんだと思うんですけど、目標をどれぐらいにしているのか。それから、希望者、特にこれから子供たちの分が何かいろいろ問題になるようなんですけど、10代の人が昨日亡くなったとかというようなこともあります。その辺のPCR検査とか、抗原検査等、希望者ができるような体制にはしていくような考えは取りあえずないのか、その辺だけお願いします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

4か所ですが、議員がおっしゃった3か所、和気中、和気小、石生地区館と、あと本荘小学校でございます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

65歳以上の方につきましては、約90%の方が2回の接種が終わられているところでございます。また、65歳未満につきましては、46%の方が終わられるということでございます。町全体としましては、約65%の方が2回の接種が終わられているということでございます。今の状況を見ますと、大体75%ぐらいではないかというように考えております。ただ、コロナの感染拡大防止には、ワクチン接種というのは非常に効果があるということで認識されております。ただ、副反応といったようなことも御心配されているかと思いますが、そのあたりをきっちり正しい情報をお伝えして、一人でも多くの方に接種していただくというように考えております。

それから、抗原検査とPCR検査でございますが、PCR検査については簡易キットを用いるよりも直接医療機関で検査をしていただくのが一番早いかというように考えております。

また、それとは別に、症状がある場合等につきましては、抗原検査、こちらは簡易キットでもすぐに結果が出ますので、そちらを用いてある程度の目安というものには、判断基準にはなるのではないかと考えているところでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 結局、政府がコロナの対策というか、最終的に撲滅するというか、感染を防ぐという点では、無症状感染者まで捉えていってやると、検査を確実にしていくということが重要だと思うんです。だから、広島県あたりは、かなりだからそういう検査を充実しようということで無料でそういうものを、簡易キットを配ったんか、そこは分からないですけど、PCR検査そのものではないかもしれないんですけど、検査を増やそうというふうなことにはなってるんで。そういうことをどうしてもやっていかないと、感染力が強い、それから無症状感染者というのがあるんで、そこをカバーしていかない限りは解決ができないというふうに思っております。これ以上あれですから、回答はよろしいですけど、よろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、57ページの款15県支出金です。目5の教育費委託金で小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業の委託金、県のほうから63万円ほどいただける。具体的にどのような事業なのかということをお教えてください。

それから、2点目が、60ページです。款2の総務費の中の目20の地方創生臨時交付金事業費の中で11の

需用費の消耗品費、これの内訳。多分、消耗品だから2つ、3つあるんでしょうけど、その内訳を教えてください。

それから、62ページ、款5の農林水産費で目4の特産物の振興費の中で修繕費が49万5,000円上がってますけど、これは具体的に何でしょうか。何を直すのでしょうか。

それから、63ページ、款6の商工費の観光費の中で和気鶴飼谷温泉へ繰出金が1,300万円、この内容を教えてください。

それから、64ページ、先ほど同僚議員のほうからあった空調設備です。これ、先ほど万代次長のほうから、壊れているわけじゃないけどききが悪いんだということを言われたんなら、これから温暖化なんですから、2か月リースよりきちっとききがいいようにすべきではないかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方をよろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

まず、57ページ、県支出金の中の教育費委託金、小学校費委託金の中で小学校における長期欠席・不登校対策システム推進事業委託金63万8,000円です。こちらにつきましては、本荘小学校が不登校対策として登校支援員を配置しております。その登校支援員を配置しとることにつきまして、県のほうから委託金が今回出ることが決定しましたので、歳入のみの補正をさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、60ページ、目20、地方創生臨時交付金事業の11需用費242万2,000円の内訳でございます。消耗品費に関しましては3つの事業がこちらに加わっておりまして、消耗品内訳といたしましては、生理用品の事業で30万円、商品券購入事業で2万円、防疫資材の購入事業で79万8,000円、3つ合計しますと111万8,000円でございます。先ほど説明もあつたんですが、印刷製本費に関しましては商品券購入事業で125万4,000円、修繕料5万円につきましては防疫資材に係る修繕の5万円でございます。3つの事業がこちらにまとまってる関係上で69ページの金額と若干差があるんですけども、先ほど申し上げた内訳で経費の計上をしております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼をいたします。

62ページの特産物振興費の修繕料49万5,000円でございますが、これはすもも園の隣に旧さくらんぼハウスというのがございまして、今ぶどうをそこで栽培をしております。実は、さくらんぼハウス時代にありましたハウスのビニールが老朽化いたしまして、3,100平米あるんですけど、飛んだりして周りの圃場に入って御迷惑をかけたるといふことで、今回撤去させていただきたいといふことで、今回修繕料としてさせていただいております。よろしくをお願いします。

続けてすみません。63ページの観光費の繰出金1,300万円、和気鶴飼谷温泉特別会計への繰出金ということで、これは新型コロナウイルスの影響によります今年度の赤字部分の補填ということで、今回お願いをしております。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

64ページの使用料及び賃借料の100万円、補強ではなく全体を捉えて考えるべきではないかという御質問でございます。

確かに佐伯の学校給食共同調理場のエアコンは大変老朽化しております。そういったことを踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、再質問は総務文教常任委員会に関わる点だけしたいと思います。

まず最初に、先ほど言われた万代次長のほうから大変古いんで今後検討するというので、早急に予算組みをしていただいて、それはそういうふうをお願いしたいというふうに思います。

それから、もう一点、需用費の中で生活困窮者への生理用品の配布事業というのが30万円手当てをされているということで、69ページにその内容も書かれてるんですが、なぜ、これは児童・生徒だけなんですか。新聞で読ませてもらったんですけど、配布方法もどのような配布方法かなと思ったら、新聞には既にもう学校のほうに預けて、保健室へ希望者に50人程度考えているというようなことも、我々が知らないようなことも出てましたけども。なぜ、これが児童・生徒だけなのかと。生活困窮者は成人でも同様ではないかなというふうに思うんですが、その点はどうですか。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） ひとまず児童・生徒に配布するというので、このたび30万円の予算を計上させていただいております。

その積算根拠を紹介させていただきます。小学校5年生から中学校3年生までを対象としております。その女性が227人対象がおります。そのうち、教育委員会がつかんでというのが、就学援助の関係がございます。その227名の女性のうち、就学援助等の受給者が45名おるということで、貧困率約2割ということで、月1人当たり1,100円必要なので、そういう計算で30万円の予算計上をさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 再質問に対する答弁をお願いします。誰か。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 生理用品の関係でございますが、太田議員から何で学校の子だけならというお話をいただいたんですが、当然、そのことについて私たちも検討したんですが、1つには生活困窮者の拾い出しというんですか、確認です。それがなかなか難しいんじゃないかなというものが1つと。それから、私たち男性ですから分らないんですが、女性の場合、いろんなメーカーがあるらしくて、個人個人違うらしいんです。ですから、そのあたりのこともありますし。今後、財源の確保をしながら慎重に検討していきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ナプキンにこだわるようなことも分かるんですが、ジェンダーギャップを解消していくという視点から、全体に広げていくということを考えていただきたいということで。

実はもう皆さん御承知のとおり、瀬戸内市では公共施設の女性用トイレに生理用ナプキンを置くというようなことを実施しています。これは、新聞記事で見たんですが、設置会社と提携をして、お金ももう、その会社がそこへ設置するというようなことで、あまりお金もかからない状況でやって、今4か所やってるんですかね、それを広げると、もっともっとということで。非常に先進的にやられてるということで、そうしたところに倣って、町の財政規模も当然承知をしていますが、そういうことも含めて、取りあえず児童・生徒だけとかというような視点ではなくして、もう少しジェンダーギャップの視点からも考えていただけたらよかったなあとというふうに思います。結構です、答弁は。

○議長（山本泰正君） 10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 57ページですけど、同僚議員が言われた小学校費委託金なんですが、システム化推進事業というのをもっと詳しく教えてほしいんと。それから、本荘小だけ言われたんですけど、長期欠席と不登校対策というんですけど、学校によって何人ずつおるかというのを把握しとんどですかね。そのためにどういうふうにするか。我々でしたら、その子が背負ってる環境というんか、いろんな事情が必要と思うんで、家庭訪問をしっかりとってほしいという思いもあります。

小学校のときに不登校だと、中学校に行っても不登校のままという子が見受けられます。だから、早く解決してあげないと、義務教育の間ずっと不登校になるというような可能性もあるし。お金だけの問題で小学校なんですか、これ。中学校の長期欠席とか不登校というのは、単町でもやる気はないんですか。取りあえずそれだけ教えてください。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

不登校への対応についての御質問をいただきました。

まず1番に、なぜ小学校だけなのかということですが、この不登校対策システム化推進事業というのは、県がそういう名前で事業推進をしておりますので、内容としては不登校ぎみの生徒に対して登校できるような形で学校がそれぞれの手だてをし、また計画をして対応している学校に対して登校支援員を配置するという県の事業であります。それで、もちろん町内の3小学校、また中学校にも不登校ぎみ、あるいは不登校と思われる児童・生徒はおります。その一人一人に対して持っているバックグラウンドというんですか、背景が違うんで、それぞれに応じた形で、先ほど議員が言われましたように、家庭訪問をするとか、関係機関との連携、また専門家、学校にはスクールカウンセラー等も配置になっております。そういう専門家との連携、あるいはスクールソーシャルワーカーというのも県のほうで配置していただいておりますので、そういう方を活用しての保護者との面談、いろんな形で対応はしてきております。これは小学校にのみ教育支援員を配置する事業ですので、中学校のほうには県としてはそういう事業をしていないということ。また、県が事業枠が決まっておりますので、県との話合いの中で和気町では1校この事業がもらえるかもらえんかというような形で、和気町の取組を評価していただいて、本荘小学校にこの事業を適用するというので交付決定がなされております。各校にはスクールサポーターを配置していただいておりますので、そういう方を活用して、朝不登校ぎみの生徒あるいは児童の家に迎えに行き一緒に登校するとか、いろんな形で対応しております。不登校あるいは長期欠席の子供たちがゼロになるように、我々教育委員会も学校と連携を密にしながら取り組んでおります。

また、もう一つ御質問がありましたように、不登校、長期欠席の児童・生徒数の把握は毎月教育委員会としてはしております。また、それぞれの子供一人一人についても適時会議等を持って、それぞれの対応について検討しております。残念ながら、そういうことを進めておるんですけども、なかなか不登校・長期欠席の生徒がゼロにはならないという現状もあることは我々も大変重く受け止めております。今後とも不登校・長期欠席の生徒がゼロになるように、それぞれの子供たちが学校現場でそれぞれ自分の思いを十分発散できる、充実した毎日が送れるように我々教育委員会としても頑張っていきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

1点補足をさせていただきます。

今、補正予算で上がっております小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおり、本荘小学校への登校支援員の関係の委託金でございます。中学校のほうでは、これと同じ事業については実施はされておられませんけれども、ただいま和気中学校のほうで別室指導の研究指定事業を受けまして、敬愛ルームという、教室に入りにくい生徒あるいは長期欠席・不登校から教室へ復帰をする前段階の生徒につきまして、別室で専門の教員、支援員を配置をして対応をするという、そういった事業を進めております。そういった事業での成果と課題を町の中でも共有をいたしまして、町全体で不登校・長期欠席を少しでも減らしていけるように現在各校で取り組んでいるところでございます。

○議長（山本泰正君） 10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） システム化推進事業という内容は理解できました。

また、和気教育委員会の方が大人の人権にしても子供の人権にしても一生懸命取り組んでるというのは、認めるところでございます。先ほど質問したときも、教育長、学校教育課長、教育次長、3人が答弁しようと思うと同時に手を挙げたぐらい熱心じゃないかなというふうに勝手に思うんですけど。

不登校というのは早く解決してあげると、中学校3年になって高校受験するときに、今度は高校という義務教育じゃないのに、自分が行くところがあるんかどうかなというような心配もあるし、そこら辺の指導もきちっとやってほしいと思いますし。その子の将来がかかっていることですから、総がかりで早く解決してほしいというような感じで。

また、総務文教常任委員会ですから、また詳しく13日に改めて聞きますので、今日はこれで結構でございます。終わります。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 68ページで質問しますが、コロナ対策の地方創生臨時交付金についてなんですが。前は大人から家に帰って子供にうつすというような、感染するということが多かったんですけど、今は逆に子供が学校から感染して家で広がるということも増えてきたということですので。私、教育委員会のほうに聞きたいんですけど、園、それから小学校、中学校でこのBのところの和気鶴飼谷温泉の3番に洗面所のセンサー水洗という接触せずに手が洗えて止まるということなんですけど、園とか小学校、中学校のほうの水道はどうなってるのかな。もしそういう自動でないなら、そういうのをつけてあげるのをDの中に入れたらどうかと強く思うんですが。まず、状況を聞かせてください。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

確かに手洗いというのは、コロナ対策で大変重要なことです。学校の状況ですが、蛇口については今レバー式に変更しとる、回すものからレバー式に変更してる状況でございます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 今のお話だとレバー式ということなんですけど。よく使うところだけでもいいですか、予算の範囲内で自動にできないかどうかというのを要望したいというか、お願いしたいと私は強く思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） ありがとうございます。改めて頻度等を確認して、検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 68ページでは、交付金が4,721万円でありますけど、この中でできるんならやってほしい。それから、この中である程度は余るんじゃないかな。余るといって、余らせていただいて、そういうのを町として対策で園、学校の水洗、センサー水洗のほうにも含めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 今回、令和2年度及び令和3年度で68ページに上げている金額で、今回の補正予算で4,721万円で、当然この事業を執行するに当たり、執行残、予算残を考えまして、もし可能であればそういった事業を新たに予算措置するようであれば12月補正等で対応できればというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 私が言いたいのは、余るからやるというよりは、積極的にやってほしいと思いますの

で、よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第80号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が14時15分まで暫時休憩といたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第81号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第82号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 80ページの款1総務費の一般管理費の中で備品購入費、施設備品購入費が132万円計上されています。説明では、日笠診療所のワクチンを入れる冷蔵庫、停電した場合に困るのでポータブルの蓄電池を購入するというふうに言われていました。私のこれ委員会ですから、またそのときに詳しくは聞くんですが、今現在どのようにしてるんでしょうか。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 80ページの備品購入費の件でございますが、現在、日笠診療所のほうでもコロナワクチンの接種を実施いたしております。現在のところ、週に100回程度接種をしておりますけど、そのワクチンについては週1回の配送で1週間分がまとめてくるというふうな状況であります。大体100回程度でしたら18本程度が来るということですが、そのワクチンの保管につきましては、2度から8度の冷蔵庫で保管しなさいというふうなことになっておりますので、その適温の冷蔵庫で保管しているわけですけど、停電がありますと冷蔵庫の機能が果たせないということで、温度が上昇しますとワクチンとして使えないというような状況が出ますので、現在のところは職員が停電すると保冷ボックス等に移し替えるというふうなマニュアルをつくって対応しておりますが、職員がいない夜間等について不安がございますので、停電すると同時に切替えができる蓄電池を導入したいと、計上をさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 分かりました。こういうものこそ、新型コロナの感染症対策の地方創生金でやればいんではないかなというようなことを思うんですが、まだほかにいろいろ御提案したいこともありますし、これまた次の委員会の中でしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 答弁はよろしいですね。

〔2番 太田啓補君「はい、もういいです」の声あり〕

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第83号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第84号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第85号令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第81号から議案第85号までの5件の質疑を終わります。  
お諮りします。

議案第81号から議案第85号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第81号から議案第85号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第86号令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第86号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第86号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第87号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第88号令和3年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第89号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 119ページの公共事業ストックマネジメント計画策定ということで600万円追加されとんですけど、このストックマネジメントというのは、前回3月議会でも2か年をかけてやるという説明があったのですが、それからお話をいろいろ聞いてこちらで調べても、いま一つストックマネジメントの基本的な考え方と概要がよく分からないということで。そういう中で、令和2年度と令和3年度やっていっているわけなんですけども、今回の認定資料といいますか、総括ですかね、監査委員からの報告もあって、意見書で下水道の老朽化が危ぶまれて今後大きな経費負担にもなって、今後の課題だということで御指摘を受けておりますが、当然それらの話を受けてのことですが。そういった町の財政を揺るがす大きな下水道事業、これにおけるストックマネジメント計画策定というのがどのように関わってくるのか、そのあたりの概要説明と効果のようなところを教えてください、このように思います。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） スtockマネジメント計画のことについてお話をさせていただきます。

今、ストックマネジメント計画、令和2年度と令和3年度と引き続きやっております。和気町にもそれぞれ浄化センター、それから排水機場、それからそれぞれの管路、それから中継ポンプ等、下水に関する施設があります。その施設について、浄化センターごとにどれだけの施設を有しておいて、その施設が今どのような状態になってるか、例えばリスクが高いのか、低いのか、早く更新をしないといけないのかというあたりのことを全てここで調査をしまいであります。その調査が終わりましたら、今度は順番的にそのリスクを評価した上で、更新のシナリオを決定してまいります。もちろん、そのシナリオの決定どおりに全部が一度に行くというところはなかなかないわけですが、あらかじめのシナリオを受けて、私どもは更新の方針であるとか、そういったものを決めていくということでございます。

今回補正をお願いしておりますのは、令和3年度は管渠の工事についてストックマネジメント計画を実施いたしております。その中で、和気地域においての中継ポンプの状況というものが把握できていないということが分かりましたので、実際にポンプを引き上げて、そのポンプの性能が今どうなっているのか、それから製造年月日がいづつのなのかというあたりのことをちゃんと把握をして、リスク評価に生かしていきたいというふうに考えております。ストックマネジメント計画の概要と、それから今年度実施をさせていただく内容について御説明をさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 概要は分かりました。実際に、今年度というか、6月8日と6月25日に委託契約を日本下水道事業団と、それからオリジナル設計というところとしております。そういうところと実際に現場を見て、下水管を開けて、ああ、こっだけ傷んどるなとか、さっきおっしゃった中継ポンプが弱るとるなと、上水道と違って圧がありませんから、そういう機器がおかしくなるとすぐ下水が詰まるというか、排水ができなくなるんだらうと思いますが。そういうのを委託されている事業団及びオリジナル設計と一緒に上下水道課の人が全員は行かんと思いますが、当然何人かが行かれて、一緒に目視、点検をされてるということが、そういうのがストックマネジメント計画の一つ、現実に見て、その中でここを優先的に早くやったほうがいいとか、この箇所はもう五、六年はもつなとかというようなことを判断されているんでしょうか。そういうことで策定と

いって、書類上だけをつくって、書類ができたから、はいこれでという話ではなくて、実際に職員の方も行かれて、それから委託会社と行ってみながら、検証、検討されておられるのでしょうか、現実はどうなのかなど。そういうあたりをお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） もちろん現地には職員も同行いたしまして、実際にポンプでありますとか、そういったものも引き上げる予定です。今年の管渠についてはそうです。昨年については、浄化センター等を実施いたしておりますが、それについても実際に浄化槽の中のポンプを引き上げて状況を確認するとかというようなこともやっております。決して机上だけの調査じゃございませんで、現地を見ながらやっております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） ありがとうございます。下水道のストックマネジメントということで、どうしてもマネジメントと言われるとどうも管理だけのように聞こえるんですが、そうではなくて、実際に現場を見てという、そういう実施状況の中から生まれてくるものと、結果が出てくるものということで理解しました。

それと関係あるのかどうか分かりませんが、会計制度が変わるということで、公会計じゃなくて、今度は民間企業と同じ複式簿記に変えるということで。これはさっきのストックマネジメントとは関係ない話ですよ。当然関係ないと思うんだけど。これは、今度3年間でやっておられましたので、ストックマネジメントと関係してというのはおかしいんですが、それと何か頭がごっちゃになっただけで、そのあたりもう一回、公会計をいわゆる民間会計的なものに変えていくという中で、その辺の説明と。

あともう一つ、委託先一覧を見させていただいて、この中でぎょうせいというところが公会計の委託先になっていまして、これは随意契約で8,580万円、こうなっとなんですが。今年3月の予算策定のときの御説明は、たしか令和2年度2,557万5,000円、それから令和3年度で4,026万円、最終年度の令和4年度で1,996万円、この3か年合わせて8,580万円ということでお聞きしとったと思うんですが。それと今回、令和2年度の契約実績ということで8,580万円とあるんで、そのあたりの数字の関係と契約日が7月27日になって、契約期間が来年3月で終わっちゃっとなんで、それは3年間契約はできないので隔年契約になって、こういうふうな格好になっとなのか、契約の実態と3か年計画の関係をもう一回整理させてください。そこをお願いします。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 法的化支援につきましては、当初、人口が3万人以下の市町村はもうしなくてよろしいという最初の通知でございました。その後、人口3万人以下についても公会計に移行してくださいという国からの通知があったように記憶をしております。公会計にするに当たっては、平成27年でしたか、水道事業についても全国統一のやり方をしましょうということでやったんですが、資産の洗い出しであるとか、そういったあたり大変な作業になります。それと今の経営の状況も踏まえて貸借対照表とか損益計算書をつくっていく支援というあたりのこともお願いをしてぎょうせいと委託をしているわけでございます。このぎょうせいとの委託契約につきましては、単年度契約をして3か年結ぶということに行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） じゃあ、最終確認ですけど、令和2年度委託先契約一覧、契約金額100万円以上のところで、7月27日付でぎょうせいさんと8,580万円ですってますけど、これはあくまでも合計ということの理解でいいんですかね。さっき申し上げたように、隔年ではさっき言った細かい数字があるんですけど、令和2

年、令和3年、令和4年ということで明細を聞いたので、その3か年の合計が8,580万円です。何が言いたいかというと、ぎょうせいさんがどのくらいのことをしてくれるのか分かりませんが、インターネット等で調べると、歴史のある、地方公共団体にとってはなくてはならないような企業ですけど、会計のそういうやり方を変えるだけで8,580万円は多いなと思うんです。多い少ないを言っても仕方がないんですけど、そのあたり、もう一回、全体3年間の公会計の変更での支援委託として8,580万円をやっているのかということです。それぞれの年次で、令和2年度、令和3年度、令和4年度ということで、ここにそれぞれ、約ですが、2,600万円、それから4,000万円、2,000万円というようなことで分けて、それぞれをまたその年々で契約していかれるんですかね。その確認です。お願いします。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 先ほど、契約の件で誤った御回答しましてすみません。

契約期間は、令和2年7月27日から令和5年3月31日の3か年となっております。先ほど言われました8,580万円につきましては、そのトータルの契約金額ということで御訂正をさせていただきたいと。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5回目になるから駄目です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第90号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第87号から議案第90号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第87号から議案第90号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第87号から議案第90号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第91号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第91号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第91号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第92号令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第93号令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第94号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第95号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第92号から議案第95号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第92号から議案第95号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第92号から議案第95号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第5）

○議長（山本泰正君） 日程第5、請願第3号及び請願第4号の2件を一括議題とします。

まず、議案第3号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願についてを議題とします。

これから請願第3号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 請願第3号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願。

請願の趣旨が、コロナ禍において飲食関係とかいろいろそういう需要が少なくなって、在庫が多くなる。大暴落を市場価格がしそうだ。それで、2020年産米の販売不振と米価下落が底なしの状況だと。古米の在庫が60万トンに及ぶと試算されると、この10月末には、そういうことで、そういう暴落にならないように政府のほうの取組をお願いしたいと、そういうふうな、あるいはフードバンクとって、特に学生さんだとか、生活困難者の食糧支援制度が日本ではないということで、そういうものも考えてほしいと。あるいは、WTOという世界のそういうあれで契約というか、そういうことでミニマムアクセス米というのはある程度入れなきゃいけないようになってるんですけど、それを抑制してほしいというふうな内容で、そういう意見書を政府に、関係機関に出してほしいということでございます。

○議長（山本泰正君） これから請願第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

次に、請願第4号「再犯防止推進計画」に関する請願書についてを議題とします。

これから請願第4号の紹介議員であります万代哲央君から説明を求めます。

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 請願第4号であります。「再犯防止推進計画」に関する請願書でございます。

令和3年8月24日に和気町議会議長山本泰正様宛、提出させていただきました。

請願者は、住所、備前市伊部629、氏名が和気地区保護司会長日幡行雄さんです。紹介者が、和気町原371、万代哲央、私であります。

下に請願の趣旨といたしまして、和気町に再犯防止推進計画の策定を求めるものとあります。再犯防止推進計画の策定をぜひお願いしますという請願書であります。

裏面でありますけど、請願の本文ということで、保護司会として請願に至った経緯が述べられております。下から5行目の終わりから書かれていますように、岡山県では平成31年3月に県による地方再犯防止推進計画が策定されていますが、安全・安心な社会を求める心は全ての住民の一致した願いであり、和気町においても犯罪防止活動に携わる関係機関、関係者の意見も聞いていただいた上で、地方再犯防止推進計画の策定をお願いするものでありますと締めくくっております。

私の聞いた範囲で少しだけこの再犯防止の取組並びに再犯防止の推進計画について説明をさせていただきます。

平成28年12月に一般に言われております再犯防止推進法というものが国会で全会一致で成立いたしました。この法律の中には、国の行うべき施策とか地方公共団体が行う施策が書かれています。また、法律の中には、国が再犯防止の推進計画をつくらなければいけないということが明記されております。それと対となりまして、法の第8条には県、市町村も地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないと明記されております。

これを受けて、岡山県は平成31年、2019年、今から2年前の3月に岡山県再犯防止推進計画を策定いたしました。資料を含めてA4判で32ページにわたって取り組んでいく施策、推進体制、また関係機関、関係者との連携、協力について策定がなされております。

その関係団体の一覧の中にこの岡山県保護司会連合会というのが入っております。岡山県の保護司は、今年の1月で952人おられます。県内で保護区が18区に分かれておまして、その一つが和気区の保護司会というものであります。和気区の保護司会は、今年6月で備前市の保護司が25名、和気町の保護司が13名で組織されております。和気町からも保護司会への補助金として令和2年度、令和3年度ともに15万4,000円いただいております。

保護司の活動というものは、御存じの方もおられるとおり、1つが保護観察、2つ目が生活環境の調整、3つ目に毎年7月を社会を明るくする運動強調月間として講演会とかスポーツ大会を開催するなど、主にこの3つの活動をなさっております。犯罪や非行をした人へ定期的に面接を行って、更生を図るための約束を守るよう指導したり、就労の手助けや釈放後に帰る家の調査とか引受人についての話合いなど、受入れ態勢の調整等々、ボランティアで活動をされております。

岡山県におきましては、平成14年が戦後最多の刑法犯を記録しました。その後、県民各種の取組によって減少を続けて、平成29年にはピーク時の4分の1に刑法犯の認知件数が減少いたしました。減少しましたが、その一方で、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合、再犯者率が53.1%、また再非行少年率が37.7%と全国平均率を上回るなど、再犯防止が最大の課題となっております。

このような環境下で、県内市町村では、岡山市が岡山市地域共生社会推進計画を今年の3月に改定版を作成い

たしまして、その中に地方再犯防止推進計画を含めております。また、久米南町でも、第3期久米南町地域福祉計画、久米南町地域福祉活動計画を今年の3月に町と社会福祉協議会が連携して策定して活動されているということであり、和気町でも、関係機関と関係者と連携を図っていただき、再犯防止推進計画の策定をしていただきたいというのが、この請願書の本意であります。

なお、備前市議会におきましても、この9月定例会で同様の請願がされていると聞いております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） これから請願第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

万代君、御苦労さまでした。

請願第3号及び請願第4号の2件を会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、今回陳情3件が提出され、これを受理しております。

陳情第3号から陳情第5号までの3件を会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付した陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議方よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、本会議は休会で、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が開催されます。

また、特別委員会終了後に全員協議会を開催いたしますので、出席方よろしくお願ひいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時47分 散会

令和3年第6回和気町議会会議録（第11日目）

1. 招集日時 令和3年9月16日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年9月16日 午前9時00分開議 午後0時01分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 神崎 良一	5番 山本 稔	6番 居樹 豊
7番 万代 哲央	8番 西中 純一	9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享	11番 山本 泰正	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町長 草加 信義	副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸	民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之	危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均	まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 岡本 康彦	生活環境課長 山崎 信行
健康福祉課長 松田 明久	介護保険課長 井上 輝昭
産業振興課長 新田 憲一	都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 田村 正晃	総務事業課長 久永 敏博
会計管理者 清水 洋右	教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子	社会教育課長 鈴木 健治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付議事件等	結果
日程第1	一般質問 1. 6番 居樹 豊 2. 5番 山本 稔 3. 2番 太田啓補 4. 4番 神崎良一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦勞さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてでございますので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従いまして、6番 居樹 豊君に質問を許可します。

6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) では皆さん、改めておはようございます。

それでは、議長から質問の許可を得ましたので、一般質問に入りたいと思います。

まず、今回は2点お願いしたいと思います。

まず1点目ですけれども、和気駅の利便性向上、エレベーター等ということで、この等という意味は駅の構内利用とか、その他含めての利便性向上でございます。メインはエレベーターということですが。

この件につきましては、皆さんも御承知のように、私は平成27年9月議会からこれまで何回か、実現に向けて一般質問をやってきたところでございます。しかしながら、これ1日当たりのいわゆるバリアフリー法と申しますか、1日当たりの乗降人数が3,000人以上という大きなネックがございまして、今現在和気駅の場合は約2,700人というようなことで思っておりますけれども、これを下回ることから、過去の町長答弁でも非常に厳しい状況だということは皆さんも御承知のとおりでございます。しかしながら、本年3月、いわゆるバリアフリー法、この改正がありまして、2,000人以上3,000人未満であっても、地元自治体のいわゆるまちづくりと申しますか、基本構想、基本計画、そういうものがつくられて、JRと交渉しながら、交渉次第によってはこの対象になり得るということがあって、今回1年半ぶりといいますか、久方ぶりに改めて一般質問するものでございます。

ぜひとも、従来から何回もこれ言ってますけれども、和気駅は、和気町にとっても、いろんなまちづくりのシンボル、これを何とか皆さん、これは誰と誰じゃなしに、多くの町民の皆さんが、口をそろえてエレベーターが欲しいと言われていたことは、もう町のほうも十分承知しとると思っておりますけれども、そういうことで今回ぜひともこの機会を捉えて、JR岡山支社に要望活動を。今年1月に町長のほうでは隣の赤磐市長とダイヤ改正の要望活動がありましたけれども、あれは決まった後でしたけれども、ぜひとも後手に回らずに、今回この機を捉えて早期に要望活動、首長として強力にやっていただきたいということと、それから当然事務担当においては協議促進ということで、これをお願いしたいということで一般質問するものでございます。

それと、この件についてはもう御承知のように、平成27年9月のときにバリアフリー化は必要であるということで執行部のほうからも明確な回答はありますけれども、いろんな制約があって今日に至ると申すということでございます。そういう意味で、この件につきましては詳細は質問要旨にありますように、いわゆる人に優しいまちづくり、これはまちづくりの保健福祉等いろいろありますけれども、これはそういう公共機関を利用する人にとっての人に優しいという、そういう配慮が欲しいということで書いております。

それから、今言いました条件緩和、これについての考え方、それからJRに対する要望活動、これらを中心に、あと詳細は再質問という形でやらせていただきますので、この辺、この3つの柱ぐらいを中心に執行部の見解をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員からいただきました質問の中で、まず人に優しいまちづくりの必要性をどう認識しているのかと、その点につきまして私のほうから御回答させていただければと思います。

まず、人に優しいまちづくりという視点は、まちづくりを考え進めていく上で必要不可欠なものであると、そういう認識をしております。本町では、本年度からスタートいたしました第2次和気町総合計画において、「人と地域が輝く晴れの国の和気あいあいのまち」という町の将来像を掲げ、全ての住民の命と暮らしを守ることを大切にしながら、みんなが心地よく暮らせる日だまりのような町、そういうものを目指しておりまして、それはまさに人に優しいまちづくりと相通じるものであるというふうに考えております。そして、和気駅というポイントにおいて人に優しいまちづくりということを考えた場合、和気駅は通勤、通学、そういった生活にとっても、それからあと観光、交流と、そういった地域振興の面においても、和気町の玄関口として非常に重要な役割を担っております。御高齢の方や障害を抱えた方などの駅利用を遠ざけてしまう要因となり得る階段、段差といった移動に関する障壁に対するバリアフリーの取組や、ユニバーサルデザインに基づく環境整備が求められているという認識の下に、和気駅の整備を第2次和気町総合計画の基本計画における都市生活基盤の分野の施策テーマの一つとして、これは掲げているものでもございます。

また、駅構内へのエレベーターの設置をはじめとした快適かつ安全な移動手段の確保は、駅利用者の増加だけでなく、そういった方々の自立性を支えるという面においても効果的であるというふうに考えておりますので、これは町が総合計画と関連づけて推進しておりますSDGsの誰一人取り残さないという基本理念や、17の基本目標のうち、住み続けられるまちづくりをと、そういった目標にも合致しているものと考えております。町といたしましては、総合計画を着実に推進していくことが町全体としての人に優しいまちづくりにつながっていくと、そういうふうに考えております。

以上、居樹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

私からは居樹議員の2点目と3点目の御質問にお答えいたします。

まず、2点目のエレベーター設置に関する条件緩和についてどのように対応していく考えかについてでございますが、エレベーター設置の基準に関しましては、今までは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき制定された移動等円滑化の促進に関する基本方針により定められている、駅のエレベーターの設置基準である1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上を、令和3年4月1日の改正に伴い、2,000人以上3,000人未満の駅につきましても新たに設置基準の対象になることが追加されたところでございます。

現在の和気駅の利用状況でございますが、昨年度の1日当たりの平均的な利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少傾向にございますが、昨年度を除く直近の1日当たりの平均的な利用者数につきましてはおおむね2,700人台で推移していたところでございます。JR西日本管内におきましては、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上で段差等の解消が図られてない駅は11駅ございます。JRの財政事情も考慮すると、和気駅へ早期にエレベーターを設置することは容易でないと考えておるところでございます。

今後エレベーター設置のため、和気町においてバリアフリー基本構想を作成していきたいと考えておりますが、早期に作成した場合、手直し等が発生し、余分な費用もかかることから、JR等関係各所と協議、調整し、

進めていきたいと考えておるところでございます。

整備を行うためには、国庫補助対象事業の負担割合として、国、3分の1、JR、3分の1、町、3分の1で、事業主体は鉄道事業者になります。町単独で設置する場合は多額の費用がかかり、町民の皆様に負担が生じることから、町単独での設置については慎重に検討する必要があると考えておるところでございます。しかし、和気駅は町の顔であり、玄関口であり、交通の拠点であることから、和気駅の整備は重要であると考えており、施設のバリアフリー化はシルバー世代やハンディキャップをお持ちの方、妊婦の方や小さな子供をお連れの方など、必要な施設として今後の重要課題であると認識しているところでございます。

次に、3点目の議員御指摘のJRに対する要望事項についてでございますが、3月議会において和気町長がJR西日本岡山支社に要望活動をする旨の答弁をさせていただきました。新型コロナウイルス感染拡大の関係で遅くなりましたが、去る8月2日に岡山支社の副支社長に来庁いただいた際、要望活動を行っておるところでございます。今後も和気駅のエレベーター設置が早期に整備されますよう、積極的に要望活動を実施してまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今、一通り御回答いただきました。

いわゆる総合計画の中でのこの関係につきましても、課長の言うとおりで、全般的に町全体の施策がやっぱり人に対してやっとなで、この辺はもう特に議論はございません。

2つ目、エレベーター設置の条件緩和、これ今課長のほうからもありましたけども、今回このチャンス、大きな変わり目ですので、今まではもうやっぱり利用促進ということで何とか3,000人ということでしたけど、なかなかこれは簡単に、口で3,000人と言っても2,700人から3,000人というのは苦しいですけど、今回こういう条件といいますか、国においてもやっぱり全体的に、高齢者というか、そういう人に対して手厚いということで法律改正もされたのかなというように思います。いずれにしてもこの機会にぜひとも活動強化ということで、確かに今課長のほうからもありましたし、過去に私も質問をしましたが、平成27年9月の時点ではバリアフリー化は必要ということで、平成28年9月にバリアフリー計画、現在JRコンサル岡山支社に委託しながら、もうエレベーターの設置の計画は進めておるということで、今現在は、古いかも分からんけども、その計画ができると言うように私はもう考えております。完了後はJRと交渉といいますけども、これあまり細かいことを何回やったんかというのは聞きませんが、1回やりましたというんじやなしに、私の交渉というのは、結構やっぱり和気町さん、熱意が違うなど、1回やったらやりました、そんな話じやなしに、もっともっと強力にアプローチというのが行政、やっぱりそうしないと和気町の熱意というのが聞こえないと思います。だから、いつも議会の回答では、いや、もう鋭意やっとりますと言うんですけども、そういうきれいな言葉もいいんだけど、現実にやっぱり間隔を置いて、私も一般質問で同じことを、居樹はいつもエレベーター言うけども、やっぱりこれも実現するまで言わないと、これ絶対に必要なことなんで、しつこいんですけど毎回同じことを言うんですけども、これ実現するまで言うていかにゃいけんと思っております。

そういうわけで、今回いいチャンスですから、この機を失ったらそれこそ先般のダイヤ改正、ちょっと蛇足ですけども、現在は瀬戸駅止まり。私は和気駅の利用促進の中で、和気駅まで止まるようにということを何年前にも言うたことがあります。それが逆になって、和気駅止まりが瀬戸駅まで戻った。いやそんなことがあるんで、なかなかダイヤ改正はそんな簡単にいくものじゃございません。しかしながら、何とかこれをやっぱり地元の熱意、これがないとなかなか単発的にやったって物事は前へ進まんと思います。そういう意味合いですので、多分皆さん重く受け止めていただいととは思いますが、そういう意味でくだいようなことで申し訳ないですけども、そういう立場で今回一般質問をさせていただくということでございます。

それで、そのときにはもう課長が言われましたように、ですから今日以降、もう計画そのものも過去のJRコンサルに頼んだ経緯もあるでしょうし、私もその当時の総額予算、例えばエレベーターを2基つけるとか、3基つけて、改札を裏につけるとかというようなことも仄聞はしておりますけども、その辺はもうその時点で、今日以降やっぱりその辺の動きはきちっともう少し、状況が変わったんで、JR岡山支社とまち経営課、それから都市建設課、そういうところで、まず事務レベルで詰めていただいて、最終的には町長が、ああいう対外的には地元の長がしょっちゅう来られるということであれば、それはそれなりの受け止め方をされますんで、そういう立場で今回強力に要請ということで、これはここの議会での言葉じゃなしに、アクションを起こしてほしいという、もうそれに尽きます。

それから、これは蛇足ですけど、備前市の場合は市長選挙で今年の4月に市長公約で赤穂線に新駅をこしらえてというようなことも新聞等で見ましたけども、あれは市のほうから、行政のほうから出しとるとい、いわゆる市長公約ですか、そんなことで今議論されてますけども、和気の場合はそういうことじゃございません。あの駅のエレベーターを何とかということですので、そういう大層なことは考えてませんので、何とかそれはもう町を挙げて、まち経営課とか都市建設課という、どここの課とかというんじゃなしに、町を挙げて、これはぜひとも、今後これから10年、20年のことを考えても、この和気町というのは消滅するわけじゃございません。そういう意味でぜひともお願いしたいと思います。

そういう意味で、総括的に最後には、ああいうJRなんかは、やっぱり地元の首長がしょっちゅう見えるということであれば、やっぱり受け止め方が変わってくる。事務の担当者はもちろん大事なんですけども、そういう対外的な影響力のある町長にぜひとも強力なアクションを起こしてほしいということで、最後にまとめ的に町長に御答弁願いたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 居樹議員の御質問で十分和気町の玄関口である駅、これの整備というのは行政の大きな課題でございまして、減便になった例の昼の時間帯、1時間に2本走っておったのが1時間に1本になってきたと、6便でございまして、減便になった、その段階でJRの支社長と何回かお会いをして、そのお願いをする中で、エレベーター設置についても実はお話を申し上げました。和気駅周辺の問題とか、和気閑谷高校の存続の問題とかも併せてお願いをさせていただいて、御理解はいただけるんですが、JRはやっぱり今営業でございまして、民間会社で営業でございまして、乗車率が実はもう昼の時間帯10%だと、そう言われるんです。ですから、そう言われますとなかなか私たちもそこから先の話がそこで止まってしまうようなことになるんですが、そうはいながらもJR北海道、JR四国、このあたりがかなり国からの助成の中で運営がされとるという情報を私たちが聞いておりますから、そのあたりのことでひとつ前へ押されんもんかなと思いつながら、谷合大臣（「参議院議員」と後刻訂正）をお願いをして、赤羽国土交通大臣にアポイントを取ろうと、赤磐市と和気町とお願いに行こうという話をしておったんです。地元県議も一緒に同行してもらえるかという計画を立てたんですが、何しろ今のコロナの状況がありまして、谷合国会議員（「参議院議員」と後刻訂正）から赤羽国土交通大臣にはお願いをしとんです。そのことはよう理解しとると、できることはわしらもやらにやいけんという御返事はいただいとんです。ですけど、それで済ますんじゃなしに、今後も、実はこの前も谷合代議士（「参議院議員」と後刻訂正）がわざわざ和気町までお越しいただいて、このことについての話とか、ワクチンの話とか、いろんなお願いを陳情したところでもございますが、今後につきましてもそのあたりをお願いをしていかんやいけんとは思っております。

それで、何せ規制緩和で令和3年度から、さっきからおっしゃっておられますように、3,000人という基準が2,000人から3,000人へ規制緩和されたということの中で、今11駅、先ほど西本課長が話したと思うんですが、JR岡山支社管内、11駅エレベーターがまだついてないところがあると。これ順番にやっ

こうということで、極力その順番を早めてもらおうと、そういうお願いを今しようところまでございまして、十分その趣旨は分かっておりますから、できるだけの努力をやっていきますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今、町長のほうから答弁ございましたけども、今回の強力というのはJRの岡山支社に出向いて、足を運んでいただいてということも含めて強力にという意味合いで、もちろん平生努力されとるということは承知しながらも、それだからほんならよしいわというんじゃないしに、もう少し一歩、二歩前へ出ていただくということで、町長の指導力というんか、そういう力を発揮していただきたいというのが趣旨でございます。ひとつよろしく願いいたします。

次に入ります。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 次に2点目は、観光振興による町の活性化ということで、これも令和2年9月に一般質問したところですけども、もう御承知のように、人口減少するこの本町におきましては、やっぱり特に、先ほどまち経営課長からありましたけども、本年から第2次和気町総合計画、この策定がされまして、向こう10年間、令和12年度の目標人口に1万2,500人という大きな目標を掲げながら、いろんな施策を進めていくということで、人口ビジョンが大きく示されてスタートしとるとするのは皆さん御承知のとおりでございます。この施策の大綱の中に7つの基本目標というのがありますけども、その中の1つに、6番目でしたかね、交流が生まれ、活力に満ちた町と、これがあるんで、これ大きな項目でございます。短い文章ですけども、これが掲げられておまして、私は今後の施策展開に当たりましては、本町の豊かな自然環境、観光資源、これを活かした観光施策の推進が交流人口の増加にもつながり、町のにぎわい創出、これらを含めて喫緊の課題だということでございます。この観光振興について、私は何度か言いましたけども、和気町の職員は真面目な方が多くて、きちっとした業務をされとんでですけども、もう少し遊び心を持ってやっていいんですけども、観光というのはもともとしょせん遊びですから、そういうことを含めて、もっと頭を柔軟に発想していただきたい、お願いしたいというのが趣旨でございます。

それも観光施策の推進については、特に今まで言ったことを私も読んでみますと、提起したのは選択と集中ということで、あれもこれもするんじゃないしに、やっぱりもともと、もうこういうものは一つに絞っていかないと、もうばらばらばらばらでちまちましたものをつくってもしようがないということで、選択と集中という意味合いは言葉遊びじゃなしに、具体的な施策の中ではちょっと私に気がつかんのかも分かりませんが、観光施策の大きな変化は見られてないと。現状維持、同じことの繰り返しというたらちょっと失礼な言い方ですけども、少し新たな発想というのが欠けておるのかなと思っております。

それから、施策の検証、見直し、これはやっぱり全てにつながります。PDCAじゃありませんけども、やっぱり見直しするためにはきちっと検証しなくちゃいけん。1つの、例えば1年に1回のイベントがあれば、やったら、ああ、終わった、終わったと、また来年じゃというたんではもう忘れてしまうんで、やはり検証ということが、大きなイベントであればこそ、終わればきちっとした検証をやるということが必要だと思います。

それから、新たなイベント等の企画も今まで問題提起してきたつもりでございます。しかし、今まで過去の答弁を私もちょっと開いてみますと、前向きな答弁はあったんですけども、ちょっと失礼ながら、中身的にはあまり成果が、この5年、6年、私の議員活動の中では、観光施策はそんなに大きく成果が上がるとというのは、私はちょっとその辺がぼけとんか分からんけど、よく見えません。要は現状認識がやっぱり町と執行部、そういう担当課としてはよくやってるということかも分からんけども、私から見るときにはちょっと見解の相違と申しますか、物の見方がありますんで、そういうことで提起したけどもなかなか前に進まないということで、今回は

そういうことを含めて、過去のことはあれこれ言うてもしょうがありません。今回総合計画、この柱にもありますんで、これをただ単なる印刷物じゃなしに、きちっとこれを実行せしめるということをぜひお願いしておきたいと思っております。そういうことで今回一般質問をさせていただきました。

以下、質問要旨ですけれども、ここにある本町の優位性を活かしたこと、観光プログラム、それから現在のPR活動、それから観光事業のための、この組織体制というのは、これの意味は、産業振興課に観光係というのを、別にお金もかからんでつくって、そういう組織を挙げて力を入れたらどうかという意味で、組織体制というのはそういうことでございます。新しく課をつくれとかということじゃなしに、産業振興課の中に新しく観光係、別に係長がなくてもいいんです。そういうことを、いわゆる組織強化しないと、みんなで取り込む体制をこしらえないと、ばらばらやっても物事は成果が上がりませんので、そういう立場で書いておりますので、的確な答えをお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

居樹議員の御質問の観光振興による町の活性化についてお答えをいたします。

まず、本町の豊かな自然環境の優位性は活かされているのかという御質問についてであります。本町は御存じのように、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を有しております。観光面におきましても、和気美しい森でありますとか、自然保護センター、それから片鉄ロマン街道、和気アルプスなど、自然やアウトドアをふんだんに楽しんでいただける観光資源を多く有しておるところでございます。特にこのコロナ禍におきましては、3密を避けるということでアウトドアでの体験が非常に人気となっております。本町におきましても和気美しい森でのキャンプの利用が例年と比較して増加傾向にある、こういった状況でございます。

このような状況も受けまして、本町では自然を楽しめるこれらの観光施設等のPRを現在積極的に行っているところであります。具体的に申し上げますと、ホームページやSNS等のインターネットを通じた情報発信でありますとか、岡山駅などへの広告看板の設置、それから観光雑誌とか専門雑誌等への広告記事の掲載などがございます。中でもサイクリングにつきましては、初級者から上級者までのお勧めコースを今回5コース設定をいたしまして、町のホームページを通じて広く御紹介しているところであります。今後はこのような動きを観光消費の拡大につなげていくことが重要と考えますので、スタンプラリーでありますとか、割引クーポンなどの企画も検討いたしまして、訪問地数の増加や町内飲食店への利用を促進していきたい、そちらへつなげていきたいというふうに考えております。

次に、観光プログラムはいつできるのかとの御質問についてですが、第2次和気町総合計画にも記載をしておりますとおり、本町ではアウトドア、それから歴史文化、こういったことをテーマにいたしました観光プログラムの開発をいたしまして、季節のイベントのときだけではなくて、年間を通じた観光客の誘客を図りたいというふうに考えております。令和元年度には、ロマン街道のサイクリングや自然保護センターでのウォーキングなどを体験してもらいまして、夜は和気鶴飼谷温泉の入浴を楽しんでもらう、アウトドアと健康をテーマにした観光プログラムのモニタリングツアーを行っております。来年の7月から、岡山県全域で岡山デスティネーションキャンペーンという、JRと連携した大型観光キャンペーンも開催される予定でありますので、今後は魅力ある観光プログラムのさらなる開発を行い、一般の方だけではなく、旅行会社等にも積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

次に、現在行われているPR活動は何か、また十分行われているのかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在はホームページやSNSなどのPRのほか、岡山駅の地下道などへの広告看板の設置、雑誌、新聞等への広告などを行っております。コロナ禍ということもございまして、十分なPRができているとは言えない状況ではございますが、コロナ禍の状況にも十分対応しながら、積極的なPRに努めてまいりま

す。

次に、観光事業推進のための組織体制の強化を検討する必要があるのかという御質問ですが、観光分野におきましては、現在のところ季節によって事務量も大きく変動いたしておりますので、観光施策につきましては現在産業振興課の職員全員で当たっている状況でございます。人数も限られておりますので、町として組織体制のさらなる強化というのは、これは難しいかも分かりませんが、今後は例えば和気町の観光協会と連携を強化することによりまして、農業やそれから田舎分野の体験などにおいては地域の住民の方との協働、それから歴史文化を活かした観光振興においては和気町の観光ボランティアの会や教育委員会との連携など、町ぐるみで観光を推進するような、機運の醸成を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 一通り御回答いただきましたけども、一番上の和気町の優位性ということ、自然環境なり、交通アクセスなり、結構その辺の和気町の優位性の言いますけど、具体的にやっぱり今課長からありましたけど、山あり川あり、交通アクセスはいい、一通り条件はそろってる、あとは何かというたら施策、ソフト、ハードというんか、そういう面では恵まれた環境があるのに、宝の持ち腐れとは言いませんけども、それをプラスするのが観光行政ですので、その辺はよくやられとるということも是認しながらも、現状で満足したんじゃ前へ進みませんから、少しでも今より一歩前進するためには、やっぱり現状で満足したら物事は終わりますから、そういう意味で、文句言うわけじゃございません。少しずつでも一歩前進、そういったことで、もう少し知恵を絞ってということで、それと組織をつくるのが、組織というて観光係というのでみんなで作るような、聞えがいいんだけどやっぱり産業振興課の中でもいろんな仕事がある、少し観光ということに特化するぐらいの、というか新たな課をつくれというんじゃなしに、観光係で今でも観光の担当もおられるんじゃけども、私は正直誰がしょんかというのをはつきりよく分かりません。やはりコントロールタワーといいますか、この方がある程度いろんなことを勉強しながら、民間のあれをね、そういうことをしていかないと、今の回答であれば、ちょっと失礼ながら、今までとそんなに大きくは変わらんのかなということで、やはり今言ったのは特に自然環境、これなんかはもう少し企画力を発揮していただきたい。それから観光プログラムというのが、前から私言っておりますけど、つくるとは言いながらも、私自身が認識不足かも分からんけども、あるんであればきちっと公に、コースが例えばAコースとBコースとあるんかどうか分かりませんが、例えば半日コースとか、1日コースとか、そういうことがもしあるんであれば、私が情報不足かも分かりませんが、つくってあるんだしたら、それを具体的に今言う媒体を使ってのPRということでしょうけども、その辺がどうも今までもそういうらしき答えはあったんだけども、ちょっともう少しインパクトがあるように思えません。

そういう意味で、もう少し力を入れていただきたい。ですから組織をつくるということじゃなしに、全体でやるというのは、そりゃあ大きなイベントが、町全体、それはそうなんです。だけど、個別の観光のそういうプランとかというのは、担当者がつくって、やっぱりそれを課全体に、町内に、って浸透さすということでない、みんなで見んなで言ったら、結局もう責任体制ははつきりしないし、いいことにはならんかも分かりませんので、その辺も気をつけてやったらどうかかなと思っております。

それから、PR活動はそれぞれホームページとかというのがありますが、私は特に和気の場合は岡山から毎回言うように30分の短い距離です。さっきの公共機関じゃありませんけども、これを使ってということをもっとPRするためには、岡山駅の街頭、駅頭で、私はよその町村の駅でやっとなのに、何回か出くわしとります。駅の街頭で袋へ詰めて、和気町のパンフレットとかいろんなものを持って、駅の街頭で私ももらったこと、これたしか役場のほうにもあげたかも分からんけども、そういう新たな活動も、もう従来と同じことを繰り返すというのはあまり知恵がない。そして、新しい特に観光という面では、京阪神もいいけども、まず和気町の場合は岡

山県の中の大きな市、岡山市に対してもっともっとアプローチすること、それから岡山駅の地下道は、先日もちよっと質疑の中で言いましたけども、4か月に1回ですかね、あの程度のを、なぜ岡山のあれだけの大きな流動のそこに着目して、もっとそこにターゲットを絞らないかなど、人のおらんとこで一生懸命言うてもしょうがないんでね。やっぱり人が大勢なところへ、ああいう地下道なんか、何でもええんよ。もっともっと、それがだめなら、イオンのほうにもあります。あそこなんかもお金払わないといけないか分かりませんが、地下道の場合は県の観光ということで、20万円弱であれだけのことがね、今ロマン街道が載ってますけども、もっとそういうのを皆さんもう優秀な人ばかりじゃから、いろんな知恵を出し合ったら、あれはおえん、これじゃねえじゃなしに、知恵を出し合って、ぜひその辺を今回も改めてそういうことで力を入れていただきたいということと言っとるもんでございます。

PRのほうはそういうことで、PRの仕方も大事ですので、やっとなんかというのも私知っとなんです。やってますということ聞きよんじゃなしに、どういうやり方がいいのかということも、もっともっとね、という意味でこういう質問をしとんで、ただ単にやっときゃあ、やれとるのは当然知っとなんかじゃけど、そういう意味で少しいろんな知恵を出していただきたいということもでございます。

それから、組織のほうは全体で言うことで、特につくる、つくるが目標じゃなしに、要はもっともっと観光行政に注力していただきたいということが主たる目的でございます。そういうことを含めて、過去に観光関係では副町長のほうからも回答が、個々にちょっと私も調べてみますと、いわゆる予算措置を含めて力を入れていくというような答えもございました。これ最後には副町長に、この辺の全体の町としての総括みたいな形で、どういふふうに年間の大きな、春は藤まつり、夏は和文字焼きまつりとありますけども、それはルーチンとして、年間スケジュールですけども、やっぱり新たな需要を喚起するようなことを少しは考えていただかないと、同じことの繰り返しじゃ、よその市町村には負けます。もう今競争しよんですから、そういう意味で新たな発想を持っていかないといけんで、そういう意味でトップ指導者である副町長の御見解を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 先ほど担当課長が申し上げたとおり、新しい観光の財産を発掘していくということで、町全体でやります。

それから、組織体制につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

それから、今後進めていく、できるであろうという観光行政の費用負担については、予算措置を講じて実施をしてみたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど居樹議員のエレベーターの設置に伴う質問の中で私の答弁をさせていただきましたが、大臣とそれから代議士の肩書をちょっと私間違えて発言をしたかも分かりませんので、谷合代議士（「参議院議員」と後刻訂正）でございまして、それから赤羽大臣でございまして、そのあたり訂正を、もし間違っておりましたら訂正をさせていただきたいと思います。すいません、失礼しました。

（「代議士じゃない、参議院じゃろう」「代議士じゃろう」「参議院」「代議士じゃ」の声あり）

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） いろいろ御見解を聞きまして、ぜひともこういう議会だけの答弁に終わるんじゃなしに、実際の行動の中で実効を上げていただきたいということで、これで終わりにしたいと思います。

○議長（山本泰正君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

次に、5番 山本 稔君に質問を許可します。

5番 山本君。

○5番(山本 稔君) 議長から質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私のほうからは、3項目させていただく予定にしております。

まず、中学校の部活動の現状ということで、小さい項目で3つ質問させていただいております。

私は、皆さん御存じのように、スポーツ少年団で指導も行っております。その中で小学校で同じ競技をしていて、中学校でその部活動がないと。佐伯中は生徒数も減って、部活動の種類も大変少なくなっております。今現在、野球部は人数が足りておりません。それから、剣道部も廃部の予定のように聞いております。それから、プラスバンドも人がおりません。人が足りてやっってるのはソフトテニスということだけだと思っておりますが、まず8年ぐらい前でしたかね、中学校でも私が教えているバレーボールをやりたいという子供たちがいまして、和氣中学校のほうと協議いたしました。顧問、それから担当の父兄とは了解を得まして、一緒にやってもいいということになっておりましたが、最終的には教育の関係で校長が許可を出していただけませんでして、一緒にやるということができませんでした。それから、ずっと年月たってるんですが、前に私総合型のクラブ活動、クラブで質問をさせていただいたときに、将来的には学校の部活動も総合型のクラブ活動でやるようになるんじゃないかという筋道が立つとということになっておりますが、それまでに今している子供たちができないということになってきますと悲しい思いもしますし、それから将来の日本のスポーツの頂点に立つという子供たちが出てくるかも分かりません、その中から。そういうこともありますので、できるだけ子供たちのやりたいことができる部活動を何とかしていただけないかと思っております。

それで、中体連という中学校の体育連盟がありまして、その中の取決め事項が多々あります。部活動の人数が足りていないところ同士、一緒になってやってもいいということでもありますので、今佐伯中の野球部は磐梨中とかやっております。和氣中においては、バレーはちょっと足りなかったのか、吉永中とやっています。そういうことをしなくても、今和氣中と佐伯中の野球部、何か人が足りないそうです。一緒にできないかということですが、それが人数のバランスで和氣中と佐伯中が一緒にできないというような格好になっているみたいですが、同じ町内でありますので、やっぱりいろんな補助とか、いろいろもらえたりするのがあると思いますので、やっぱりそういうところは同じ町内でできるのが一番いいんじゃないかと思っておりますので、佐伯中の子が和氣中、スクールバスも今できておりますので、部活動をやっていただいたらいいんじゃないかと思っております。

和氣中のほうも部活動がだんだん種類が少なくなってきたんじゃないかと、人数の関係で、思いますので、現在の現状とそれから中学校の先生ですが、部活動専門の先生がなかなかおられません。外部講師というものもございしますが、やはり外部講師になるとなかなか暇な、暇というても時間の都合がつく人がなかなかいませんので、やはり先生から教えていただくのが一番だと思いますので、各種目1人ぐらいは専門の先生をつけていただくように、教育長のほうが人事権を持っておりますので、そこら辺で何とかいい先生を持ってきていただけないかということでございます。

それから、新しく部活動を佐伯中学校で立ち上げるにいろんな制約があると思います。そこら辺のことを僕はちょっと調べてないんでよく分からないんで、そこら辺のことも聞きたいんで、何人からでどういうふうな手続をすれば新しくできるのか、あるいはなるたけしないようにしてくれというようなことがあるのかどうか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(山本泰正君) 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長(國定智子君) 失礼いたします。

山本議員から中学校の部活動について御質問をいただきましたので、お答えいたします。

現在、変革期に差しかかっている部活動を取り巻く現状について少しお話をした後、3つの御質問にお答えいたします。

平成29年12月に、文部科学省から学校における働き方改革に関する緊急対策の一つとして、学校における将来的には地域の体制や環境を十分に整えた上で部活動を学校単位の取組から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも検討するということが示され、令和2年9月には、令和5年度以降休日の部活動を段階的に地域に移行していく方向性が示されました。

和気町教育委員会でも令和元年10月に、地域における持続可能なスポーツ環境及び文化環境の整備を進めることや、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合に合同部活動等の取組を推進することなどを盛り込んだ和気町部活動の在り方に関する方針を策定いたしました。

また、昨年度11月には、和気町スポーツ協会の会長、スポーツ少年団や総合型スポーツ和気クラブの代表者、中学校長などに委員として御参加いただき、地域部活動の体制づくりに向けた検討委員会を開催するなど、望ましい部活動の在り方について検討を進めてきているところであります。地域との連携、地域への移行という方向性は出ているものの、そこにはまだまだたくさんの課題がございます。先ほどにもおっしゃったように、その一つの大きな問題点として、地区総体などのいわゆる公式戦への出場規定が全国中学校総合体育大会への出場規定に基づいて定められており、競技ごとに合同チームの設置ルールが異なっているために、単純に和気中学校と佐伯中学校が合同チームを組むことがかなわない現状がございます。この点については、以前から機会があるごとに県の教育委員会を通じて、県の中学校体育連盟のほうに方針転換を求めています。現段階では県でも検討委員会を設置し、検討を進めているとの回答にとどまっています。

こういった背景を踏まえ、御質問にお答えいたします。

1点目の佐伯中学校の生徒が和気中学校で部活動ができないかということですが、現在和気中学校には11、佐伯中学校には3つの部活動がございます。ただ、上部組織のルールが変更されない限り、正式な合同チーム以外の生徒がチームの一員として公式戦に出場することはできません。このほかにもまだまだ、生徒の送迎であったり、保険の適用など、安全面の問題等もあり、現状では難しいかと考えております。

2点目の部活動の顧問が専門分野でない人が多いが変更できないかという点でございますが、中学校教員の人事異動は勤務経歴や持つおる免許状の教科等を踏まえて行われるものであり、部活動の専門分野はほとんど考慮されないため、現実的にはできかねるところです。教育委員会としては、この課題を解消するために、和気中学校に3名、佐伯中学校に1名の部活動指導員を配置し、できるだけ専門的な指導が受けられる環境づくりに努めているところでございます。

また、3点目の部活動を新規に始めることの可否についてでございますが、これは基本的に学校長に裁量権があるものです。ただ、両校ともに生徒数、それから教員数の減少に伴い、複数顧問制等、生徒の安全面に配慮したこと等も考えまして部活動を削減してきている現状、経緯がございますので、現段階では難しいと思われまます。ただ、将来的に部活動が地域に移行し、自治体単位で大会に参加するような体制が整ってくれば、可能なものも出てくると考えております。具体的にはそういった体制が整えば、和気中学校に現在ある部活動を佐伯中学校で新設することを検討することが可能になってくるかと思えます。

このように、現状では生徒や地域のニーズに十分応えることは難しいのですけれども、今後生徒にとって望ましい部活動の環境を構築できるよう、地域と連携した体制づくり、また県や各種団体への要望を継続してまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 答弁ありがとうございました。

大体のことは分かったんですが、ちょっと答弁の中で部活動の指導員というのは全ての部活動に対してどういうふうなことをしたらいいとか、そういうふうなことを指導するような感じで置かれてるんだと思うんです

が、そこら辺の内容を少し教えていただきたいのと、それから個人競技ですね、陸上とか、卓球とか、1人でできるものはほかの部活動をしていたらできない、出場できないというのが中学校のほうで決まりがあると思うんですが、それに入っていない場合、どうしても陸上とか出たいという生徒もおるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の対応はどういうふうにしたらいいのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

では、2点御質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、1点目の部活動指導員でございますが、これは国とそれから県と町と3分の1ずつ予算をつけていただきまして配置するものであり、希望をすれば全ての部活に配置できるというわけではございません。町のほうで特に必要性が感じられる部活動について、県のほうへ要望を上げ、承認を得て配置をさせていただいております。顧問の教職員の働き方改革対策の一つでもありますので、具体的にしっかりと研修を受けていただき、その上で部活動の指導、あるいは試合の引率等に携わっていただいております。

それから、2点目の個人競技についてでございますが、例えば水泳のような種目は学校に部活動がなくてもエントリーをすれば出場できるということになっておりますが、陸上競技等、学校に部活動がないと出場が難しいというなものもありますので、そこにつきましてもそれぞれの専門部、競技において規定がなされており、それに従って出場の許可が得られるというふうに認識をしております。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、個人競技については学校とよく相談すれば出れる可能性があるということですね。どうしても今、和気クラブ、陸上とか、いろんな子供たちのためにできることをやってるんですが、その中でやっぱり記録等を伸ばしたいとか、どのくらいのところにおるとかというのをやっぱり自分としても分かっておきたいというのがあると思うので、大会には出してあげたいと思うんですが、いかんせんクラブの大会等、なかなかありませんので、やっぱり中学校の陸上競技とか県の大会とかに出るしかないと思います。ですから、そこら辺を少しでも考えていただいて、出れるように何とか教えていただきたいと思います。

それから、ちょっと話は変わるんですが、さっき言われました専門の先生、必要性のある部活動を選んでやってるということなんですが、佐伯ではソフトテニスしかないので、大体多くいるのは、ここら辺に専門の先生を置かれてるのかなとは思いますが、これどういうふうやって専門の部、今年はここに力を入れようとか、そういうのがあるんですか。全部の部を、和気では3名ですかね、でしたらもうちょっと面倒が見切れないと思いますので、なるたけいないところはやっぱり外部コーチ等をできれば入れて、周りにない先進的な部活動の取組をやってほしいと思うんですが、そこら辺の取組はどうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

山本議員からいろいろ御提言をいただきました。ありがとうございます。

部活動が置かれてる現状というたら本当に大変、いろいろ課題が今出てきております。特に郡部の中学校を中心に、今の学校代表制度をこのまま維持していくことによって、ますます部活の数が減ってくる、生徒数が大変減っておりますので、そういう課題も出ておまして、私も何回も県教委、あるいは県の中体連のほうに今までの部活動の在り方について今後見直しが必要ではないかということで、学校代表制から自治体代表制等の改革をぜひ進めてほしいということで要望は上げております。中体連のほうもその点についてはよく理解をしていただいとんで、中国中体連、全国中体連のほうにもぜひそのことについては伝えて、新たな部活動の在り方については考えていくということで回答はさせていただいております。

今の現状の課題として、先ほども個人競技の話があったんですけども、これなかなか今の規約でいきますと、

例えば陸上で非常に優秀な選手がおるけども、その子が野球部に属しておると、野球部として県大会の予選へ出るとなると、2種目出るということができなくなるわけですね。陸上も県の子選会をしていると、それから野球も県の子選会に出るといのは、2種目登録というのがこれは陸上競技の場合にはできないと。それぞれの競技団体によって、そこら辺の規約が違います。例えば水泳とか、体操とか、硬式テニスについては学校登録で、部活動がなくても学校が登録しとれば出れるというようなところもありまして、それぞれが競技団体によって規約が違っておまして、なかなか難しいところがあります。ぜひ早めに、そういう子がおりましたら学校のほうへ連絡を入れて、自分が何を一番にやりたいかというようなあたりで相談をしていただけたらと。御存じのとおり、サッカー等も、サッカーはクラブチームがありますんで、そっちへ参加しとる子は中体連のサッカー部の試合には出れないというような規約もありまして、非常に部活動の中でも今は難しくなっております。ただ、一番大切なのは、子供たちが何をやりたいのか、そのニーズに沿って規則ができにゃいけないので、今までのやり方ではもうこの部活動を維持するというのは難しい状態じゃないかなと思っております。

部活動というのは、教義的な意味も大変大きいし、中学校、高校生活の中で部活動をやってこられた方も多いと思うんですけども、その思い出っていうのは非常に大きい部分があるんじゃないかなと思っておりますので、教育委員会としてもそういうあたりの重要性、また課題については意識をしておりますので、今後ともそういう上部組織、教育委員会をはじめ、いろんなところに働きかけて、一人一人のニーズに応じた活動ができるようにやっていきたいと思っております。細かいいろいろなことについて、ここで話しするのはなかなか時間がないので、また状況については聞いていただけたら説明させていただきますので、十分な御答弁にならないんですけども、そういう方向で我々も課題意識を持って何とか今の中体連の在り方等についても改革をお願いしておると、今後も引き続き要望は続けていきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。

部活動をするために住所を変更して中学校まで変えていく家庭もありますので、そこらそういうなことがないように、何とか頑張っていただきたい。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今後の農地整備についてということでございますが、耕地整理を大々的に行って広い田んぼになったわけですが、それをしたかなりの年数がたっておりまして、排水が悪かったり、漏水が発生するところがだんだん出てきております。個人で修繕をしないといけないというのが現在の状況のようでございます。小さい農家ですと、修繕をするのに何百万円もかかったりすると、やっぱりもうその農地は作らないようにするのが本当というか、そういうふうになっていくのが現状だと思いますので、どういうふうな補助があって、どういうふうなことをしたら修繕ができるのか、それから棚田等についても、今町長のほうに草刈機等を整備していただいて、いろんなところで使えるようになっておりますが、これも使う人がだんだん少なくなっておりますので、労力の軽減という意味では大変助かっておりますが、将来的に使う人がいないとやっぱり荒れた田、そのままになっていきます。何を植えてもやっぱり草を刈ったりする人手が要ることでございますので、ここら辺大きい話と、これは無理じゃということになります。町のほうで荒れ地を全部買っていただいて、そこを町の公営企業という格好でいろんなものをつくるかというのは、費用と収入の面を考えると無理とは思いますが、そういうこともちょっとどんなかなと考えたことがあります。こういうことでありますので、なるだけ耕作放棄地を出さないという面で、きれいに整地したい田んぼはやっぱり作りやすいんですから、そこら辺の修繕、少しでも補助ができて、作っている人が小規模農家でも何とか続けていけるようなことを考えていただけないかということをお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

山本議員の今後の農地整備についてという件でお答えをいたします。

まず、1点目の耕地整理をして長年たつが、排水や漏水が発生している箇所がある。修繕はできないかという御質問でございますが、本町の圃場整備事業は直近のもので整備後もう15年程度経過しております、水はけや取水、排水において少なからず修繕とか改修の要望があることは認識をしているところでございます。しかしながら、経年劣化によるものにつきましては、農地は個人の財産ということになりますので、地元農家及び農地所有者に対応していただいております。

今後の農業は、地域の中心となる担い手の確保、それから耕作放棄地の解消など、様々な問題が想定されますので、本町では活用できる事業を研究いたしまして、圃場整備後の農地についても事業条件に合わせて一体的に検討してまいりたいというふうに思います。

2点目の棚田の保全管理にはどんな補助があるかということについてでございますが、御存じのこととは存じませんが、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために、国とそれから地方公共団体による支援制度といたしまして中山間地域等直接支払制度というのがございます。中山間地域の皆様にはこの制度を御活用いただいて、これまで農機具でありますとか資材の購入、地域の実情に応じて幅広い人に御利用をいただいているところであります。

今年度からは、農作業の中でも特に負担の大きい草刈作業の軽労化を図るために、行政区、それから多面的機能支払交付金事業、先ほど言いました中山間地域等直接支払交付金事業への自走式草刈り機の貸出事業を開始をいたしました。町内の皆様に御利用いただいているところでございまして、この貸出事業が耕作放棄地の適正な管理でありますとか、離農、それから後継者離れを防ぐ一助になればというふうに期待をしているところであります。

それから、本町の農業委員会が主体となりまして、所有者が耕作管理できなくなった農地を農地利用希望者へと広く紹介をいたします農地バンク制度というのを今年度から開設をいたしまして、所有者とそれから利用希望者のマッチングを行い、耕作放棄地の解消に取り組んでいるところであります。

農地の排水や漏水等の基盤整備、それから暗渠排水等の改善に関する補助事業といたしましては、農地耕作条件改善事業というのがございます。この事業は、ただ農振農用地のうち、農地中間管理機構が重点実施区域として指定した農地でありまして、しかも総事業費が200万円以上、農業者2人以上と事業規模が非常に大きく、実施要件が厳しいものとなっておりますので、活用が大変難しいという状況であるということで認識をしております。今後とも将来にわたりまして農業経営を継承でき、かつ収益を確保できるよう、町内農家の皆様に支援してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 時間がありませんので、次の質問に入りたいと思います。

中山間等人数が何人かいないとできないので、だんだんと人口も減って、1人、2人になったらもうできなくなるというのが実情でございますので、1人、2人でも何とか補助ができるようお願いしたいと思っております。

3番目の防災対策は十分かということで質問をさせていただきます。

まず、水害対策でポンプ車を購入していただきました。佐伯区、塩田区、それから米澤区で水害が発生するおそれがあるときに出発して使うというものでございますが、これを使った訓練というのは一応したことがないように思っておりますが、これを使ってやっぱり訓練をしておいたほうがいいんじゃないかと私は思いますので、そこら辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、総合防災訓練、これ避難訓練で終わっておりますが、各地区独自でいろんな取組をやっておられる

ようですが、していないところはもう避難訓練で終わりということになっておるとお思いますので、町のほうで巡回してでも一つのこと、たんすの転倒防止の方法とか、そんな地震に対する取組、それから水害に対する取組、火災に対する取組と、いろんな分野に分けて、年ごとにいろんな地区に出かけていってお話をさせていただけると、それで大分違うんじゃないかとお思いますので、ここら辺の取組についてお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） それでは、失礼いたします。

山本議員の1点目の水害対策でポンプ車を購入したが、訓練をしたかの御質問にお答えいたします。

まず、本町に導入されました排水ポンプ車の導入経緯及び概要について御説明いたします。

導入のきっかけでございますが、平成31年7月5日から7日の西日本豪雨災害により総雨量278ミリが降り、本町では農林土木施設を中心に約4億円の被害が発生いたしました。特に大雨による吉井川等の河川が増水し、住宅の浸水被害が多く発生いたしました。特に塩田、米澤、佐伯区での被害が大きかったことから、関係地域から強制排水ポンプ場の整備が要望されました。町といたしましても町民の安全・安心な生活を守るため、施設整備の検討を行い、経済性、機動性、運転管理面から排水ポンプ車の導入を決定いたしました。

次に、ポンプ車の性能等ですが、8トン車で中型免許で運転ができます。排水能力は、米澤区に配備されたもので1分間に30トンで、塩田区に配備されるもので1分間に20トンの排水能力を有し、ポンプは4基セットされております。また、燃料が満タンの場合、約13時間の無給油連続運転が可能となっております。運転管理については、塩田、米澤両区が建設業者を含む自主防災組織を結成し、災害のおそれのある場合は町と協力し、運転管理をすることとなっております。

令和元年度、令和2年度の訓練であります。米澤区は消防団、塩田区は地元団地住民の参加で、操作説明を行っております。また、今年度は緊急事態宣言等により、感染症対策の関係で訓練ができておりません。しかし、担当職員により通常の点検を実施し、業者による年次点検も実施しております。今後は担当職員以外の職員も含めた訓練を危機管理室とも相談しながら実施し、町民の安全・安心な生活を守るため取り組んでいきますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

山本議員の総合防災訓練以外の取組についてということでございます。

今現在和気町では、自主防災組織が結成率100%となっております。現在、県のモデル事業で、要支援者の個別避難計画でありましたり、地区の防災計画の策定などを行っている地区がございます。このことを含めて安全・安心なまちづくりのために、和気町全域にこれを広めていこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。

地域の皆さんが安心できるように、訓練も大々的にやってるんだということをお示ししていただくと地域の住民も安心すると思ひますので、内々にやらずによく宣伝をしてやっているんだということアピールしていただければ、自分の地区の皆さんも安心すると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、地域子育て支援拠点事業についてお尋ねをしたいと思います。

和気町における子育て支援に関する考え方について質問をさせていただきます。

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中で子育てに関する知恵や経験、方法などを相談したり、共有化することが困難な状況になりつつあります。同時に子育て世代の貧困化や長時間労働によって子育てがますます困難になってきています。そのような状況の中で、今回は就学前の幼児を対象とした子育て支援についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目です。

子育て支援について、厚生労働省は2007年から地域子育て支援拠点事業として再編成をして、広場型、センター型、児童館型など、子育て家庭が誰でも歩いていけるような身近な場所に施設を設置し、地域の人々と交流し、相談や不安の解消などができるように推進してきたところです。2013年に前述をした広場型とセンター型を統一して一般型、さらに児童館型は連携型というようにそれぞれ名称を変更するとともに、支援センター機能も再編統一をしていると承知をしています。そのような地域子育て支援拠点事業に基づいた本町として、子育て支援に関する基本的な考え方、支援の現状や取組について御教授をお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、太田議員の和気町としての子育て支援の基本的な考え方、支援の現状や取組状況についての御質問にお答えいたします。

和気町では、平成11年から和気地域で、平成15年から佐伯地域で、それぞれ子育て支援センターを開設し、子育て支援を行ってきたところです。御質問の地域子育て支援拠点事業に基づいた町としての基本的な考え方、支援の現状や取組についてでございますが、和気町では昨年度まで和気、佐伯の両支援センターとも国が定める地域子育て支援拠点事業実施要綱によるところの経過措置という形で運営を行ってきました。これは国の要綱改正があった平成25年度以前での運営形態でございました。和気町においては、子育て支援の充実の観点から、本年4月の和気子育て支援センターの移転と同時に、平成26年度改正以降の基準である一般型として新たに運営形態を整備したところでございます。

内容としましては、国の定めた基本事業として子育て家庭の親子を対象とした4つの事業がございます。

1つ目は、子育て親子の交流の場の提供と促進、2つ目は子育て等に関する相談、援助の実施、3つ目は地域の子育て関連情報の提供、4つ目は子育て及び子育て支援に関する講習などの実施です。社会環境の変化により子育てが孤立化し、不安や負担を感じている人や必要な支援につなげていない状況が社会問題となっている中で、子育てのしやすい和気町を目指し、事業を実施しているところでございます。

具体的に申しますと、落ち着いた雰囲気の中、親子で触れ合える施設環境を整備し、保育士などの有資格者による子育ての悩みや相談ができる場を提供し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を目指しています。また、毎月、町の栄養士による離乳食講座や町の保健師による発達相談や育児に関すること、場合によっては家庭内環境についても相談に乗り、必要に応じて速やかに行政との連携が取れる体制をつくっていま

す。ほかにも親子と一緒に参加できる読み聞かせ会や七夕会、水遊びなど、親子の関わりだけでなく、他の親子との関わりが持てる場も提供するなど、和気と佐伯の両支援センターで活動を実施しているところでございます。

また、和気子育て支援センターに併設する子どもひろばでは、ゼロ歳児を含む未就学児が安心・安全に遊ぶことができる全天候型の遊び場であるとともに、土曜日、日曜日も開放しておりますので、町内外にかかわらず子育て世代の交流や世代間交流を目指し、町の子育て支援拠点として取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、順番が少し前後しますけれども、子どもひろばや子育て支援センターの利用状況についてお尋ねをしたいと思います。

本年7月に子どもひろばが開設をされて、子育て支援センターとともに町民をはじめ、町外の方々にも利用をされているところです。子どもひろばと子育て支援センターの利用状況は現在どのようになっていますか、また子育て支援センターはコロナ禍において感染拡大防止の観点から常時5組までの利用というふうに聞いているんですけれども、それ以上の利用者がある場合はどのような対応をされているのでしょうか、その点についてよろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

子育て支援センター、子どもひろばの利用状況でございますが、まず支援センターのほうでございますが、和気のほうではオープンした4月には親子含めて100人、5月と6月はコロナの影響で閉館しておりました関係もありまして、5月、6月の2か月で140人、7月が287人、8月で124人となっております。佐伯のほうでございますが、4月が231人、5月、6月、2か月で150人、7月で237人、8月で218人となっております。

現在新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5組までと利用者数に制限を設けているところでございます。5組以上の利用規模がある場合については、事情を説明し、お断りをさせていただいております。内容によりましては、和気の場合ですと隣の子どもひろばがございますので、こちらのほうの利用を勧めているところでございます。

子どもひろばのほうでございますが、こちらは7月1日にオープンいたしまして、7月が1,261人、8月が820人ということで、2か月で約2,000人の方に御利用をいただいております。子どもひろばのほうにつきましては、1回に最大20組までという制限もあることから、現在大々的な広報はしておりませんが、こうした中で利用実績のほうはまずまずではないかというように考えております。子どもひろばのほうにつきましては、町内在住者でなく町外の方も利用でき、好評いただいております、リピーターの方も多くいらっしゃるという状況でございます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 1,000人を超えて子どもひろばのほうは活用していただいているということで、今後利用者が増えることを思うんですけれども、あと残念ながら5組を超えると現在は断らないかなということなんですけど、これは提案ですけども、ちょっとして普通に子供と一緒にそこで遊ぶような感じで来られる方がいいんですけど、悩みを抱えて相談しに来た方を断るとするのはちょっとつらいもんがあるんで、これは広報で何かちゃんとそういう相談窓口はきちっとやりますからというようなことを、事前に予約くださいだとかというようなことをしてあげたらいいんじゃないかなというようなことも思います。

続いて、本町では子育てに関する支援施設が、先ほど言われました和気の子育て支援センターと佐伯の子育て

支援センター、佐伯のほうも月に150人から200人を超えるぐらいの非常に利用者がおられるんだというふうに思います。そういうことを先ほどお伺いをしたんですが、あと和気町には、これは幼児ではないんですけども、藤野にも児童館ということで、これも一つの支援の関係の施設がございます。健康福祉課が所管ではないと思うんですが、利用がどのくらいされてるのか、分かれば教えていただきたいんですが、取りあえず、すいません、2点目の質問として、再質問として藤野児童館で、分かればちょっと教えてください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

藤野児童館のほうの利用でございますが、講座とか会議とかございますが、その数字を除いて純粋に遊びに御利用に来られた方の人数のほうでお伝えいたします。

平成31年度、令和元年度でいいますと幼児、小学生で608人の方の御利用をいただいている状況でございます。それから、令和2年度でございますが、こちらにつきましては幼児、小学生の合計で284の方が年間に御利用をいただいているという状況でございます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 2つ目の質問でちょっと漏れたんですが、そのほかに和気と佐伯の子育て支援センターと児童館ということと、そのほかに和気町でそういう子育ての支援をされてる団体があれば、その団体とそれがどこを活動拠点にしてどのようなことをされてるのか、どのような活動をされてるのかということも次の質問と併せて教えていただければというふうに思います。

子育て支援の対応は、多種多様だろうというふうに思います。したがって、それぞれの団体が専門性や立場を超えて、地域の中でともに手を携えて活動することが必要だろうというふうに考えています。地域の子育て支援拠点が他の支援団体と協力しながら子育てを支援していくことができるように、実施主体である本町が数量的な評価だけでなく、支援活動の内容や質にしっかりと目を向けてバックアップをしていくということが必要ではないかなというふうに考えていますので、先ほどの他の団体がございましたら教えていただく、そしてその他の団体があるとすれば、その団体と御協力をしてどのようなことをされているのかということをお教えください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

町内の子育て支援の団体、どこでどのような活動をしているかということと、そういった団体へのバックアップについてという御質問でございますが、町内において主に未就学児の子育て支援を行っている団体については、健康福祉課で補助金または事業の関係で把握しておりますのは2団体でございます。1つ目がNPO法人ママほっとサロンさん、それからもう一つが幼児クラブの2団体でございます。ほかにも把握できていない団体もあるかもしれません。今言った団体の中でも子育て支援以外の社会教育的な活動をされているかもしれません。

活動拠点と活用内容でございますが、NPO法人ママほっとサロンさんでございますが、この団体につきましては初瀬保育園跡地に事務所を設けていると承知しております。ママほっとサロンさんにおきましては、昨年度までは町のwakeカンガルーひろば事業というものがございまして、こちらを委託し、妊娠中の方や赤ちゃんのいる家庭の集いの場の事業を委託しておりましたが、今年度からは和気の子育て支援センターに、そういった委託をしていた事業も取り込んで、支援センターのほうでママほっとサロンさんとともに事業を実施しているというところでございます。

それから、幼児クラブでございますが、こちらにつきましては家庭保育を行っている保護者の方々の集まりで、お互いに交流や情報交換を行っており、七夕会など子育て支援センターの行事にも参加をいただいているところでございます。

それから、バックアップについてでございますが、子育てにつきましてはこの方法が正しいというような、一

つの方法だけが正解というようなものはございません。子供の特性や家庭環境など、様々な要因によっていろいろなやり方があるかと思えます。だからこそ、子育ての不安や悩みも多くなっていると思えます。これらの課題に取り組んでいただいておりますNPO法人については、町としましては、今後育てていくという必要がございますので、できる限りのバックアップはしていきたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

質問は4回になってますので。

○2番（太田啓補君） これが最後ですね、はい。

これが最後の質問になります。

通告をさせていただいていたのは3つで、先ほどお答えをいただいて、それなりに私が思ったこと、1つは予約みたいなものをしてもらって、相談をしてもらったらどうかというのが1つあるんですが、そのほかに今回の支援センターが益原にできたということで、初瀬保育園跡地にあった子育てふれあいセンター、それからNPO法人ママほっとサロンさん、そうした子育てに関する支援施設と申しますか、そうしたものが本荘地区からなくなっているというふうに思うんです。そういう状況の中で和気町の出生率、出生人数についてなんですが、2018年から2020年までの間、この3年間で私が教えていただいたところによると、2018年度が64人、2019年度が51人、2020年度が51人ということで、3年間で166の出生があったということで、そのうちの83人、いわゆる50%、半分です。本荘地区でございました。そういう現状を正しく認識をすると、町の半分の子供たちがいるこの本荘地区に、なぜ子育て支援の拠点がなくなるのかというふうに私とすれば思っているわけです。

ママほっとサロンさんが使っていたところが空いてるんですよ。去年まで、そこでママほっとサロンさん、そういう子育ての支援をやられていたけれども、そこが町はもう契約しませんよと、拠点は益原へ移しますよということで、その施設が空いているというような状況に今なっているというふうにお聞きをされているところですが、使っていないところで今後も使う予定がないのであれば、なぜそこでそういう活動拠点を設けていただいてやらないのかな、やらせてもらえないのかなというふうに、私、本荘地区で生まれ育って、そういうふうには本荘の人間として非常にそのように思っているわけです。その点については、あその施設が所管が教育委員会に移ったということもありますけれども、社会教育活動の一環でございますので、そういうことも含めて、その点についてどのように町は捉えているのかということをお尋ねをしたいと。健康福祉課長が答えられるのか、教育長が答えられるのか、町長が答えられるのか、そこは別にして、御答弁をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 今の跡地利用、あるいは和気町の子育ての方針等について、議員のほうから御質問がありましたので、私のほうで御答弁をさせていただきます。

今の空いておるとい状況については、これは我々の方針として、やはり今まで放課後児童クラブが今本荘は2クラブありまして、1クラブ定員が40名です。それで、80名ぎりぎりのところで運営をされておられるということで、長期休業中には部屋が足りないということで、議員の方も御存じのとおり、本荘地区公民館を利用してクラブの運営をやっておられたというような状況があります。我々としては、そういうあたりの解消に、ぜひ初瀬保育園の空き教室全てを利用して放課後児童クラブのほうに使っていただくという方針で考えております。

それから、和気町が子育て支援の拠点化に取り組んでおると、子どもひろばでワンストップで保護者の対応、子供たちの対応ができると、そこに行けば遊ぶ場もあるし、保護者が研修を受けたり、イベントにも参加できたり、あるいはいろいろな子育てについての相談もできるという、そういうワンストップでいろいろな子育てについての対応ができる、そういう意味での拠点化整備でありまして、ぜひそこを活用していくことによって、少子化へ

の対応、あるいは移住に向けてのさらに促進、そういうこともできるのではないかということで、我々は取り組んでおるわけです。本年度初めての取組ですので、今年一年やらせていただいて、1年を振り返ってPDC Aサイクルの中での反省も踏まえながら、よりよい施設として取り組んでいきたいと考えております。NPO法人を育てるといってもこの行政の大切な使命でありますので、支援センターの跡地については社会教育関係団体のほうにも使っていただいて、和気町のさらなる、子育てだけじゃありません、社会教育の充実にも取り組んでいきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 町の考え方とすれば、子育て支援は拠点化をして集中してやるというようなことを言われましたけども、私はそうではなくて、最初に言いましたように、子育て家庭が誰でも歩いていけるような身近な場所に、コンビニの数ほどとは言いませんけれども、そうした施設を造って、気軽に行けるような、そしてそこで遊べるような、そうした方向性がいいんじゃないかなということも考えています。

続いて、2点目ですけども、乳幼児の健康診査についてお尋ねをしたいと思います。

我が国の乳幼児の健診事業は、母子保健法に基づいて実施がされているというふうに承知をしています。少しはしよるんですけども、したがって1歳6か月健診と3歳を超え、4歳に満たない幼児、いわゆる3歳児健診がこれが法定健診と言われているものですが、これ以外の対象者について、その幼児に対して健康診査を行い、受けることを勧奨しなければならないというふうに法律では定められているんですけども、本町では、まず1つに法定健診以外の健診はどのような健診を行っているのか、2点目に法定健診の目的はどのようなものなのか、3点目に本町における法定健診の実施方法と検査内容はどのようなものなのか、この3点についてお尋ねをしますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

太田議員の乳幼児健康診査についての御質問についてでございます。

まず、法定健診以外の健診についてでございますが、和気町では3、4か月児を対象とした乳児前期健診、9から10か月児を対象とした乳児後期健診、2歳6か月児健診を町保健センターで集団健診として実施しております。また、1歳到達までに2回受診することができる個別健診での乳幼児一般健診を医療機関と契約し、実施しております。

次に、法定健診の目的についてでございますが、現在の法定健診は平成10年に定められた乳幼児健康診査実施要綱で健診の目的、実施方法、検査内容などが定められており、本町においてもその要綱に準じて健診を実施しております。法定健診の目的としましては、疾患や障害などを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防ぐとともに、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことにより、幼児の健康の保持及び増進を図ることが目的とされております。

次に、本町における法定健診の実施方法と内容についてでございますが、実施方法としましては、町保健センターにおいて小児科医師、歯科医師、歯科衛生士、臨床心理士、理学療法士に来ていただき、町保健師、栄養士も加わり、集団で実施をしております。内容につきましては、小児科健診、歯科健診、ブラッシング指導、発達相談、栄養相談、育児相談を実施しており、今年度から1歳6か月健診では、M-CHATといいますが、子供の社会的行動の気づきや課題を具体的な支援を用いて保護者とともに確認し、乳幼児期自閉症の早期発見とともにその後の必要な支援につなげていくという内容も取り入れているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 非常にいろいろ健診の項目もあって、なかなかメモができなかったんですが、実は私が今回この質問を思い立ったのは眼科の関係なんです、目の。私も眼鏡をかけてて、少し目が悪いということもあって、非常に目のことについて、眼科の健診というのは今何か言われなかったような感じがしたんですが、多分3歳児健診ではやってるだろうし、ランドルト環の表をお母さんに渡して、それでお母さんが家で見えてるか見えてないかというようなことをされてるのかなというようなことも思っているんですが、もう少し専門的にやっぱり眼科の健診をしていただきたいなというふうなことを思っているところです。特に目の発達といいますか、確定されるのが6歳ぐらいまでだというふうに医学的に言われてるんですが、3歳のときに目のいわゆる位置、斜視だとか、近視だとか、遠視だとか、そうしたものを見つけると、これ非常にもう治る確率が高くなるというようなことが言われています。もう御承知のとおり、今年の8月12日に厚生労働省ですね、視力が出ない弱視を予防するため、3歳児健診で目のピントを測定する屈折検査の導入をやりなさいということが発表をされて、来年これは予算化しますよというふうに私も承知をしています。

日本眼科医によると、屈折検査のその機器を2分の1補助してくれるというようなことになっていますんで、現在されていない3歳児健診で屈折検査、その機器を買って、来年からはやってく方向で考える、その屈折機器の購入の考えがあるのかなのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

議員御指摘のとおり、3歳6か月健診において、町としましてはアンケート方式の間診と保護者が各家庭で視力検査表ではかる方式、いわゆるランドルト環を用いたものでございます。こちらを用いた方式を採用しております、その結果を用いて専門医につなげるためのスクリーニングを行っているというところでございますが、御指摘のとおり、なかなか3歳児という正確な検査結果が得られないという問題もございます。そうした中で国のほうでは屈折検査機器の導入ということで、補助制度ということも考えているようでございます。今のところ岡山市内の状況等を調べてみましても、倉敷市、津山市、近くで言いますと赤磐市といった町レベルでは今のところまだ導入をしているところはございませんが、市部においては導入しているところが多くございます。ただ、これは補助がない状況での採用ということでございます。また、機器につきましても100万円以上するというようなこともございます。そうしたこともありますし、補助の制度、2分の1の補助ということでございますが、にこにこ園のほうでも健診のほうを実施しておりますので、そちらとも連携しながら、こういった形で視力健診を行うのが一番効果的かということを考えながら、今後検討していきたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 大きな市なんかでは、自治体ではもう屈折検査機、約3割ぐらいが入ってるというようなことが書かれていましたけれども、そうした屈折検査機器をぜひ購入していただいて、半分が補助されるということなんで、していただいて、お願いしたい。集団健診みたいな、保健センターでやるときでも、それで見れば分かるわけですから、そして個別検査をするということで、早く見つけることが重要でありますから、ぜひそのようにお願いをしたいと思うんですけど、町長、最後どんなですか、そういう方向で御検討いただけらと思うんですけど。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 乳幼児の集団健診につきましては、たくさんの方が、小児科医とか、歯科医とか、保健師とか、臨床検査士とか、いろんな立場の方が関わってやっていただきようわけですが、悲しいかな、どうも和気町には眼科医がおられません（「眼科医はなかつか眼科があります」と後刻訂正）ので、なかなか眼科医の手配というのが難しいところもあるんですが、今の機器につきましては100万円前後だということも聞いております。2分の1の補助金ということもありますから、これはぜひ来年度は予算計上して執行していきたいと思

っておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 最後に、町長のほうからぜひ予算を計上して屈折検査機器を購入する方向でやりたいということを答弁いただきました。なかつか眼科の先生にお聞きすると、屈折検査機器があれば、これもう本当に早く見つけることができ、弱視の解消につながるというようなことも、そのように先生も言われていましたので、ぜひともそういう方向でしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

次に、4番 神崎良一君に質問を許可します。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの第5波は、ほぼ収束状況かと思えます。和気町は、昨日現在で新型コロナ感染者、多分32名前後だったかと思えますが、収まっております。一方、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種のほうは順調に進んでおり、安心したいところなんですが、新型コロナウイルスの収束という観点でいえば、まだ不透明であります。このような状況下で、町としては何を目指して、どうやっていけばいいのか、そういった観点から3点質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染対策について質問を3点用意しましたが、これらの質問については大半が先日の議会全員協議会においてほぼ御回答いただいております。私が聞いたかったことはほぼ聞いております。ちょっと概略を申し上げますと、65歳以上の高齢者と65歳未満の若年層のワクチンの2回接種の状況は、令和3年9月10日現在で65歳以上が89.8%、約9割、それから65歳未満が47.7%でほぼ5割弱が済んでおる。進めて言えば、11月中旬には和気町でほぼ80%の方が新型コロナワクチンの2回接種が完了すると、こういう見込みになっております。ですので、その延長線上で質問を新規にさせていただきますので、担当の方は準備されたかと思えますが、そこはもう割愛してください、お願いいたします。

そうしますと、町民の約2割に当たる約2,500名強の方が未接種ということになるかと思えます。ワクチン接種は、本人の自由というか、本人の意思が重んじられているので、意思がなければできないんですけど、ただここもとマスコミでも皆さんも御存じかと思えますが、ワクチン接種を受けてなかった千葉真一さんが84歳で亡くなられたという事聞いております。残りの町民の20%の方が多分未接種で終わるんじゃないかという町の見込みに対して、その未接種者へは今後町としてはどう対応されていくのかな、個人の自由だからいいよっていうのか、いやいや、そうは言うけれども、いろんな各地のワクチンを接種をした方々の状況を見れば、やはりやったほうがいいよと思って啓蒙活動に行かれるのか、そのあたりをどのように考えるのか、これをお答えいただきたい。

それから、ワクチン接種者のコロナウイルス感染状況について、これについても多分議会全員協議会の中で何かお話があったようなので、私の認識では、感染された方は全部もう県のほうの管轄で分からないというふうに答えられたと思えます。であれば、逆に言うと町のほうから県に質問すれば、ワクチン接種をした方はどうなったかという概略のようなことが分かるのかなと、接種をされた中でかかられた方がいらっしゃるけど重症化してないよ、いやいや、そうとも言えないんだよっていうぐらいの、もしくは接種をしたけども亡くなられたよとか、いやいや、もう全員が亡くなられてないよとか、そういうことが分かればどうなのかな、県に問合せしていただけるのかなという質問です。

最後、3点目ですが、デルタ株の出現により子供たち、特に11歳以下になりますかね、12歳以上はワクチン接種を保護者の同意の下にやると聞いてますし、実際実施されてますので、11歳以下の小学生、それより小

さい子供たちへの新型コロナウイルス感染がデルタ株の出現によって増えております。そういった中で、そういった予防接種が受けられない子供たちへの感染対策は今後どうされるのか、そのあたりをお伺いしたい。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の質問について回答をさせていただきます。

現在のところ接種率についてでございますが、9月15日現在で申しますと、和気町の対象の方、全体の76.2%の方が1回目の接種が終わられております。2回目については、68.2%の方の接種が終わられております。今後順調に接種のほうを進めていきたいというように考えておるところでございますが、やはりなかなか接種のほうを控えられているというか、見送られてる方もいらっしゃるということも現実でございます。町としましては、今のところ考えておりますのが、特に現在のデルタ株での感染者の多い若年層、40歳未満で考えておりますが、和気町民の40歳未満の方で接種をされていない方について、接種の勧奨はがき、そういったものを早い段階で御自宅のほうへお送りをさせていただこうというように考えております。当然強制するものではないので、ワクチンの有用性であったり、今現在の町の接種状況等、そういったものをきちっとお示したもので、接種についても一度考えていただくというような内容のはがきを送らせていただくというように考えております。

また、若年層、学校であったり、お勤めをされている方の接種が受けやすいように、できるだけ土曜日の接種枠を空けて、週末の予約が取りやすいように準備をしていこうというように考えているところでございます。

次に、ワクチン接種者のコロナ感染状況についてということでございます。

前回の全員協議会の席ではちょっと把握していないということでお答えをさせていただいたんですけども、その後、県のほうへ問合せをしました。その結果によりますと、県内での7月1日から8月30日までの間の新規感染者5,654人のうち、ワクチンを一度も接種していなかった方は4,562人と全体の約8割を占めております。逆にワクチンを2回接種後2週間以上経過している方は290人と、全体の5%ということで、感染の割合が非常に低くなっているということでございます。また、重症者の数でございますが、5月と8月を比較いたしますと、5月に比べて8月の感染者数は大幅に増加している反面、重症者数は減少しているということが見られます。このことからワクチンが感染を防ぐとともに、発症、重症化を防ぐ有効な手段であるということが明らかでございますので、引き続きワクチンの有効性、メリットを十分に周知し、接種率の向上に取り組んでいきたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

それでは、議員御質問の子供に対する今後の新型コロナ対策につきましては、私のほうからお答えいたします。

以前から申し上げておりますが、町内の小・中学校及びこにこ園では、国が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を踏まえ、感染症対策と子供たちの学びの保障の両立に努めているところです。ただ、デルタ株等の流行に伴いまして、2学期の始業式に当たっては、本人の発熱等の風邪症状がある場合だけでなく、同居の家族の方に症状がある場合も登校、登園を慎重に判断していただくことをはじめ、感染症対策のレベルを夏休み前から1段階上げ、その徹底を図っているところです。

リスクの高い給食時の対策を徹底するために、食事をする教室を増やして密を回避したり、また朝、登校時に教室に入る前、健康状態を確認できるよう検温カードを受け取る場所を変更したりと、各学校ごとに児童・生徒

自身の意識も上がるような取組を工夫しているところです。

また、学級閉鎖や濃厚接触者等で長期の出席停止になった場合に備え、1人1台端末を活用して家庭と学校を結んだオンライン学習の試行を9月上旬から中旬にかけ、全小・中学校、小学校につきましては5年生以上で現在実施しているところです。引き続き緊張感を持ち、基本的な感染症対策の徹底を図るとともに、夏休みから9月にかけ、保健所や県の保健福祉部が実施する研修等も職員、受講してまいりました。陽性者が出た場合の対応マニュアルや、教育活動の工夫等、他市町の情報も得ながら、町内学校園で共通理解を図り、教育活動を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 今、お話を聞きますと、やっぱりワクチン接種の有効性っていうのが如実にというか、県のほうに聞いていただいたということで、ワクチン接種者のコロナ感染状況ということでお調べいただいて5%ですか、5%というと、そりゃあもうある程度こういう自然界、医学の世界で5%というと、私なんかからするとほぼ完璧に近いのかなぐらいに思います。思いますが、とはいえデルタ株ほか別の新種、それから当然のことながらウイルスっていうのは生き物ですから、人間が阻めば、特効薬を作れば、それを避けるようにというか、それを超えるものが出てくるのは自然界の摂理ですので、当然のことながら、それにまた打ち勝つようなものが出てくるのはいたしかたありません。その中でやっぱり今おっしゃられたはがきの送付、土日の予約、40歳未満の方へのそういったワクチンの有効性を周知徹底して、増やしていくということは引き続きしていただければいいと思う。

そうは言うものの、まだまだ心の中では新しいウイルスが来たら大変だと思って、町民の方の中には第3回目の接種をしたらいいというような、といいますのが、これイスラエルでしたか、ほかの国がやり始めて、その効果についても不確かなことが多いんですけども、町民の方の中にはそこまでしたいわという方もいらっしゃると思いますので、そのあたりはどうでしょうね、私は今結果を聞くと5%あればいいのかなというようなことも思いますが、ただ住民の方にはもう少し予防したいというか、そういう意識の方もいらっしゃるの、4点目の質問として、新しい新種の感染力の強い新型コロナウイルスの対策として、第3回目以降は国の方針もありますが、町としてはいかが考えておられるでしょうか、あればおっしゃってください。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） デルタ株がもう今8割を占めるという情報があります。そこで、和気町としては啓蒙啓発だけじゃもう進みませんので、取りあえず未接種の方にのりのついた2枚折のはがきを出させていただいて、接種を勧めていこうと。とにかく未接種者がゼロになるように、その段取りをとにかくしようじゃねえかと。それともう一つは、さっきもおっしゃったように、接種場所、接種時間、このあたりの工夫もせざるを得んなどということと併せて、例えば学校とか、それから集団施設、そういうところで熱があるとかというようなことがもしありましたら担当課へ連絡していただいたら、抗原検査のキットを持っておりますから、そこで早急に抗原検査のキットで検査をしていただいて、もしそれが陽性であるということになれば、すぐに病院へかかっただく、それでクラスターを防いでいくというような対応を細かにやっていく必要があるだろうということをお話しておるところでございます。

それから、これは基礎疾患のある方はちょっと無理ですから、基礎疾患のない方にそういう形ではがきで、未接種の方は把握しておりますから、その方に連絡をさせていただこうと。

それと、それから3回目の接種につきましては、まだまだ国が検討中でございますから、国の結果が出ましたら、ぜひ3回目もそれなりに対応していきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 続きまして、2点目の質問とさせていただきます。

先ほどの質問であったように、新型コロナウイルスのワクチン接種による効果はかなり上がってるという状況を私はお聞きしました。そういった中で、コロナ禍ではありますが、町民の生活の中での活性策っていうのについてお聞きしたいと思います。

新型コロナの影響で、藤まつり、それから和文字焼きまつり等、2年連続で大きなイベントが中止となりました。先ほども御報告がありましたが、新型コロナ感染症対策の目玉であるワクチン接種で、11月中旬では町民の80%ぐらいがほぼ受け終わるだろうということがあり、私はただワクチンを打ったから、はい、かからなかったな、よかったなというのは、ただ一時点でのことでしかない、あくまでももとの生活に戻して初めてワクチン接種の意義があるわけであって、この2年たった今がいろんなことを、イベントを開催することがいいとは思いませんが、ただ町としてはこの今何もできない状況の中で考えておられる、そのあたりをお聞きしたいということで2点目をお聞きしたいと思います。

7月でしたか、緊急事態宣言が出される前は、今年11月、文化の日を中心としたあの週あたり、11月の上旬を期間として文化の日のイベント、これがあるとは聞いておりますが、その後、緊急事態宣言が出されたりしていますので、そのあたりのイベントがどうなっているかという今の現状を教えてください。

2点目は、ちょっと飛躍した話ではあるんですけども、東京オリンピック、それからパラリンピック、これが開催されて、皆様方はある意味、心が躍ったというか、感動された。特に自分たちがいろんなところに出ていけない、閉鎖された生活の中でああいった努力の結晶を目の当たりにすると、非常にわくわくするんじゃないかなと。特に皆さんが感動されたのはパラリンピックのほうでしょうかね、それぞれの方が、体が不自由であっても、いろんな練習と、精神力でしようけども、でもってあれだけのことができるというのを感動されとる。今、和気町としては何もできない中で、ああいったところにヒントがないのかなと、私はつくづくオリンピック・パラリンピックを見て思ったんですけども、当然少子化が進んでいるこの和気町ですけども、自然、風光明媚で、かつ場所的なことだとか、地理的なことだとか、いろんな優位性がありますので、特にスポーツ振興という大げさに聞こえますけども、何も100メートルを9秒台で走る人を出してくれとか言ってるわけじゃなくて、ある意味スポーツの種類、それからスポーツをやる年齢層等を勘案して、何か和気町に合うスポーツができないかなと、こんなことを考えまして、今そういった面で企画なんかをやる時期じゃないかなと、逆に言えばね、そう思いましてお聞きしたいと思います。

2点目は、IPUとか、和気閑谷高校とか、そういった学校関係とスポーツ関係でのイベント、共同イベントといえますか、そういうことをもし企画、計画されておれば教えていただきたいし、なければ、逆に言うとストリートアスリートというたらおかしいけど、都会でしょうからああいう、僕らで言うたらあまり考えない、お遊びにしか見えないようなスケートボードのようなのがオリンピックの競技になるんですけども、そこまでも言いませんけども、何かスポーツで、和気町で目玉になるようなことを何か考えられて進められてるようなことがないのかなっていうようなことを思います。

それから最後、3点目はその他のイベントとして、特に和気町は高齢者が多いといいますが、それも健康な高齢者の方が非常に多い。私ごとで恐縮なんですけども、和気シルバーのゴルフの会に行きますと、私の父と同じ92歳の方が、まだ現役プレーヤーで十分プレーされております。自分のおやじがゴルフをしとるという、何か私では想像できないんですけども、そんなことを思うと堅い見本だなと思って、私は27歳違いますから、父親と。27歳上の方が私よりも元気にゴルフ場を回っている。夏の暑い日でも、こっちははあはあ、ひいひい言うても、平然と回られてるのを思うと、和気町にはまだまだある意味、人的資産というのか、健康なお年寄りが多いと。お年寄りというのもおかしいなと思うぐらいなんですけど、いらっしゃる。

それから、今は歌えてませんが、私がカラオケが好きだということで行きますと、やっぱり100歳を超えて歌われる方、90歳代なんかもばらばらおられます。そういった中で、高齢者だとか、それからさっきのパラリ

ンピックと絡めとんでですけど、配慮の必要とされる方々との何かイベント、配慮が必要じゃと言われても、何か特技があって何かできるんじゃないかなという、そういう期待をしてるので言ってるんですが、そういう方々を踏まえた、今年にどうこうできるというもんじゃないんですが、先ほど申し上げたように、新型コロナウイルスワクチンが効いてきて、さあ、動こうかと、感染者がゼロになってからできるもんじゃないので、それよりも先にまず方向性が見えなかったときにいっぱい企画をして、動けるようになったらどんと動くというところで、そういった高齢者や配慮を必要とされる方が参加できる、そういったイベントや催物の企画等はありませんでしょうか、その3点についてお聞きします。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 鈴木君。

○社会教育課長（鈴木健治君） それでは、私から神崎議員のコロナ禍での町活性化策についてお答えをいたします。文化の日の催しを予定どおり行うのかについてです。

本年11月3日、文化の日は町制15周年の記念式典を、また同日から毎年開催しております文化祭を11月7日までの期間で予定をいたしております。11月3日からの展示の部では、今月末まで募集を行っておりますが、例年の状況によりますと、和気会場は中央公民館で公民館講座と一般の54団体からの展示がございます。佐伯会場におきましては、サエスタで講座、一般から26団体の展示申込みがあると思われまます。舞台発表は既に募集を締め切っております、11月6日、7日の両日で18団体がサエスタで発表を予定しております。十分な新型コロナ感染対策を徹底した上での実施を目指しておりますが、新型コロナの感染状況によりましては延期、中止の判断をしなければならないことも想定をしております。ぎりぎりまで開催に向けて見極めを行いたいと考えております。

また、この文化祭の会場であります中央公民館及びサエスタにつきましては、この秋に予定しております衆議院議員選挙の投票所となっております。投票日によっては開催時期、内容等が大きく変更となる可能性があることを申し添えておきます。

次に、I P Uや和気閑谷高校とのスポーツの共同イベントの計画はについてでございます。

I P Uや和気閑谷高等学校との共同イベントにつきましては、スポーツ少年団の野球におきまして、和気ベースボールパークがオープンしてからは、町長杯と併せてI P Uカップ争奪大会としてベースボールパークを会場に開催しております。その会場では、I P Uの硬式野球部員と和気閑谷高校の野球部員が審判やグラウンド整備等の運営にも参加をしております。また、その他の競技においても共同イベントができないか、今後検討を行っていきたいと考えております。

それから、最後3点目、今後のイベントや催しの企画は、特に高齢者、配慮を必要とされている方のイベントはでございます。

今後のイベントや催しの企画につきましては、社会教育課としましては子供向けイベントで防災教室、宇宙の学校等、高齢者向けといたしまして落語の公演、パソコン教室、終活講座等、その他一般向けとしましてコンサート、防災教室、ニュースポーツ大会等を計画しております。こちらについても十分な新型コロナ感染対策を徹底した上での実施を目指しておりますけれども、感染状況によりましては延期、中止の判断をしなければならないことも想定をしております。

その他の今後の町全体の主催のイベント等の開催につきましては、先般国が決定をいたしました行動制限緩和の基本方針や県の方針、感染状況も踏まえまして、町対策本部会議で方針を決定していくこととなりますが、段階的に制限を緩和していくことになるかと考えております。高齢者など配慮を必要とされている方が参加するイベントにつきましても、町の方針の中で進めていくこととなりますが、特に感染防止対策を徹底した上で実施する必要があると考えております。

以上、答弁とします。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 一応いろんな企画がされていると、コロナの状況によるということでございます。

あと、当然いろんな企画、特に地方公共団体がやる場合には国の指針がいろいろ作用します。特に今国のほうには首相選比と衆議院選挙というのがあるので、それによっては、がらつとは変わらないと思いますけど、ちょっと方向性が見えづらい、やりにくい状況かとは思いますが、それはそれとして、やっぱり和気町としてはこうありたいなというところの明るいついていうか、バラ色のやっぱりイメージを持って、それから当然のことながら第2次和気町総合計画もあるわけですから、その中でこの2年間、コロナで遅れたなという自覚は十分御担当の方それぞれあると思うので、やっぱりコロナ禍ではあるけれども、今一生懸命作戦を練ると。プランA、プランB、プランC、プランDぐらいの4つぐらい考えるぐらいの勢いでいろいろやっていただけたら、この新型コロナの影響があつていろんなことができないんですけども、やっぱり必要な時期、今がその時期かなと強く思いますので、今考えておられることをできるだけ実行できる格好で進めておいていただきたい、このように思います。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） すいません、先ほど社会教育課長のほうで御答弁させていただいた中で、文化の日に町制15周年記念の式典を兼ねてということで御答弁をさせていただいたんですけども、実は16年目に入っておりまして、昨年新型コロナの関係で中止というような形になっております。この15周年ということでいいのかどうなのかというのが、まだ我々としても今検討しておりまして、できればこの15周年を外すかも分かりませんが、ぜひこの間に町政に御貢献をしていただいた方々の表彰式は、この文化祭の中でぜひやっていきたいと担当課としても考えております。そういうことで、式典ということについては、今のところ我々としては考えておるということで御理解をしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

また、いろいろなオリパラの関係で、特にパラリンピック等のそういうハンディキャップをお持ちの方々との交流というのは、これは学校教育の中では随分前からやっております、本年度も予算のところでも御存じのとおり、佐伯中学校ではパラリンピック種目の体験活動とか、実際には来ていただいてボッチャを体験するというようなことで計画しとったんですけども、コロナ禍でできませんで、シッティングバレー競技の体験をしております。また、以前私が和気中へおった頃には、車椅子バスケットボールチームに来ていただいて、子供たちとバスケットボールをやるとか、いろんな形で事業展開をしております。ぜひそれも一つの経験として、広く町全体にも広めていけたらなと思っております。

以上、訂正を兼ねての御答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、3点目の質問をさせていただきます。

今、新型コロナ感染対策でウイルスの効果、その中でのある意味ソフト面といいますか、イベント企画ということで御質問させていただきました。今度はコロナ禍であります、ハード面といった点でお聞きしたい。

これは、今度はコロナ禍での土木事業ということで、えらい大きなお話なんですけど、やはり土木といえば防災施策とも考えられるもので、特に国、県とよく協議して行う事業なので、単町で云々なんかはできがたいのはもう百も承知です。ただ、これもやはりそうはいつでも個々の単町の事情もありますし、どの部署がやっぱり早く道を造つたらいいとか、川を直したりというのは、一番知ってるのはやっぱり当然のことながら町のほうですから、そういうことを踏まえて、今単町施策は難しいといえども、しっかりと案を練っておく時期ではないでしょうか。

ということで、議会の始まった日に町長のほうから諸般のところでしたらしっかりお聞きはしたんですけど、その中でも特に絞っていただけたらいいんですけど、和気町を取り巻く主要河川といっても、吉井川と金剛川と初

瀬川が主になると思いますが、しゅんせつの今後の予定ですね、このあたりでつかんでおられたら教えていただきたいというのが1点と、今の衣笠というか、国道374号ですかね、ちょうどハッピーのあたりからパチンコ店のあたりまでの歩道を造るということで、土地の買収交渉が進んでるということも聞いておるんですけども、そういった道路の拡張だったり、またまた道路の新設というのは非常に難しいんですけども、新設計画とか、こちらにというようなことを考えておられることがあれば教えていただきたいと思って、2点を質問させていただきます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

神崎議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の今後の主要河川のしゅんせつ予定についてでございますが、議員御承知のとおり、平成30年の西日本豪雨災害や全国で多発している河川災害の状況から、被災の原因が堆積土によるものが大きな要因であるため、国、県では河川しゅんせつ事業に予算措置がなされ、吉井川をはじめ、県管理河川のしゅんせつ工事、伐木等の事業が進んでおるところでございます。国土交通省は、令和元年度から継続して吉井川の河川のしゅんせつを実施しており、今年度は吉井川と金剛川との合流地点の中州を工事予定でございます。

岡山県におきましても、河道内整備実施計画に基づきまして、国土交通省と同様に河川のしゅんせつを実施しており、吉井川、金剛川、日笠川、西山川、鶉飼川のしゅんせつ工事、伐木を今年度実施する予定でございます。今後は和意谷川も実施していく予定になっておるところでございます。河川のしゅんせつによる流下能力の向上は、災害を未然に防止し軽減することにつながることから、今後も国や県に対し、予算の増額を強く要望してまいります。

次に、2点目の道路の新設改良についてでございますが、藤野地内の県道岡山赤穂線改良工事では新しい田ヶ原橋とバイパス道路が今年3月に供用開始され、今後は町道としての払下げ部分、舗装修繕、県道との払下げ、町道との間の残地整備、田ヶ原橋旧橋の車道橋を撤去する予定となっております。国道374号では交通量が日に9,618台となっております。通学路安全プログラムにおきまして安全対策を検討している区間となつため、歩道整備を早急に整備をしていくこととなっております。そのほか、県道佐伯長船線、笹目作東線、福本和気線につきましても、強く今後とも地元の要望によりまして要望していくというふうに考えております。町につきましても、今継続の町道につきまして継続を図っていこうと思っております。今後とも快適な道路環境を整備し、町民の皆様の安全性及び利便性の向上に努めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） しゅんせつ場につきましては、今担当課長が申し上げたとおりでございますが、ちょうど吉井川と金剛川の合流点の中州、あそこを2万5,000立米、もう早急に取り上げていただくことにしておりますし、なかなかこのしゅんせつ場、処理するところがないということもありまして、今は犬走りを熊山の山陽道の下のところまで埋めていただいちゃいますが、しゅんせつ処理場を早急にできるように頑張っていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それから、私が先ほど国土交通大臣というふうにお話し申し上げましたが、参議院の場合は正式には参議院議員でございまして、その訂正をさせていただきます。どうもすいませんでした。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 新型コロナウイルス感染症での対策が進んでる中なので、ぜひ今新しいまちづくりということで頑張ってください。

○議長（山本泰正君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、9月17日午前9時から引き続き行います。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後0時01分 散会

令和3年第6回和気町議会会議録（第12日目）

1. 招集日時 令和3年9月17日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年9月17日 午前9時00分開議 午後0時01分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 神崎 良一	5番 山本 稔	6番 居樹 豊
7番 万代 哲央	8番 西中 純一	9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享	11番 山本 泰正	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 徳永 昭伸	民生福祉部長 岡本 芳克
総務課長 永宗 宣之	危機管理室長 河野 憲一
財政課長 海野 均	まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 岡本 康彦	生活環境課長 山崎 信行
健康福祉課長 松田 明久	介護保険課長 井上 輝昭
産業振興課長 新田 憲一	都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 田村 正晃	総務事業課長 久永 敏博
会計管理者 清水 洋右	教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子	社会教育課長 鈴木 健治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 3番 從野 勝 2. 1番 尾崎智美 3. 8番 西中純一 4. 7番 万代哲央	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、16日に引き続き一般質問を行います。

それでは、3番 従野 勝君に質問を許可します。

3番 従野君。

○3番(従野 勝君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、新型コロナワクチンの接種の予約、これに問題がなかったのかということと、それから職域接種、これについての対応ということで説明をいただきたいと思います。

まず、予約のことですけれども、人類にとって未曾有の新型コロナというパンデミックに見舞われました。やっと2年近くになってワクチン接種が始まりました。和気町でも6月から受付が始まって、65歳以上の多くの人が接種を希望したわけですが、この接種を予約するに当たって、電話予約とパソコンでの予約と2通りあったようですが、比較的パソコンでやった人はスムーズに予約が取れたと。しかしながら、電話で予約を取ろうとした人は非常に混雑をしまして電話がかからないと。朝から何回も何回も電話をかけたんじゃけどかからんと。ほんで、やれやれと思うてやっと電話で予約が取れたと。そこまではよかったんですが、その数日後にもなって接種の予約を取ったと。実際、今度は接種をする段階になったら、後から予約を取った人のほうが早くなっているって、そういうことがもう非常に多くて、何でこんなことになるんだということでお叱りをいただいたんですが、その辺、最初1つの医療機関で5人だとか10人だとかというふうに限定されとったもんが、途中で増えたのかなと思ったんですが、その状況が我々には分からんもんじゃから、どうなったのかなというて聞いたら、後のほうで結局思ったよりスムーズに接種がいったと。だから、後から予約を取った人が大勢打てたんだというようになったんじゃけども、そういうことが何で起きたんかねと思うんだが、今までに経験したようなことのない町を挙げてのワクチン接種という大事業だったと思うんです。だから、この大事業をちょっと甘く見とったんじゃないかなというふうな気もするわけですが、町全体で集中してワクチンの予約とかそういうもんに対応したのかどうか、そのあたり。

そしてまた、後から予約をした人が先になったと。前から予約しとる人に、ここの枠が空いたから早く打ちなさいよというような連絡を取ったのか、そういうことをまず教えていただきたいと思います。

それから、職域接種の件ですけれども、この職域接種をやるといときに私は担当課長に聞いたら、職域接種については町ではやらないと言われました。ほんで、商工会にやってもらおうという話を聞きましたので、商工会のほんなら担当は誰ならと言ったら、課長だということで課長と話をして聞いたんですが、やっぱり商工会は人数が少ない。商工会の職員がね。商工会ではとてもじゃない、できんよという話があったんで、これはよその市町村じゃたらどういふふうなことをしとんかなと思ひまして、岡山県の職域接種の責任者である井上さんという方がおられるんですけど、その方に電話して聞いてみたら、いろいろですと。いろいろですけれども、あの当時は1,000人ぐらいの規模とかというふうな話があったんですけど、地元にはそういう企業はないから、やはり商工会よりも地元の特に、御存じかもしれませんがねというて言われたんが、赤磐市の産業振興課は地元の企業に一生懸命になってワクチンの職域接種をやりようというふうな話がありました。それで、私が

担当課長に言うたら、聞いてくれるかどうか分からなんだんじゃけど、私もそういうことは言わあでもええと思うて、それならその井上さんに何と和気町にもこういう担当課長がおるから、赤磐市の例はこうじゃと教えたつてくれえというて話をしとったんで、担当課長のほうに連絡があつたんかなと思うて、後で担当課長に聞いたんだけど、担当課長のほうには連絡がなかつたということなんで、どうもボタンを掛け違つたんじゃなかつたかと思うんだけど。やはり商工会に400社の会員がおつて、和気町の住民だけじゃない職員がおるんですよ。まして最近では、外国籍の従業員の方もいっぱいおると。ほいで、結局ああいうふうにならなれんし、日本におるしかなかったんです。そういう人たちの対応もあるし、いわゆる県外から従業員が来られとると。もしどっかの企業でクラスターでも発生しとつたら、大変なことになつたんじゃないかと思うんですよ。でも、何か知らんけど、町では職域接種はやらんと言われたんじゃけど、その辺の意図がどこにあつたのかよく分からないんで、そのあたり町の方針だつたんか、一担当課長が判断したのか分からんけども、その辺をまず説明をいただきたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、従野議員の新型コロナワクチン接種の対応についての御質問にお答えいたします。

まず、ワクチン接種の予約の問題についてでございますが、ワクチン接種の予約につきましては、65歳以上の方の予約受付を5月10日から開始、65歳未満の方の予約受付は、基礎疾患を有する方を6月28日から、60歳から64歳までの方を7月5日から、その他12歳以上の全対象者を7月12日から行っております。

予約受付時の対応としましては、いろいろと御意見をいただいております。特に先ほど御指摘いただきました65歳以上の方の予約受付の御意見といたしましては、予約受付開始以降数日の間、コールセンターに予約の電話がつながりにくくなつていた点、一時的に予約枠がいっぱいになり予約を取ることができない状態があつた点、予約枠が埋まつた際に、医療機関と協議し予約枠を拡大したことで後から予約をした方が先に、早い日にちで接種できるという結果になつてしまつた点など、多数の御意見をいただきました。

これらの問題につきましては、その都度内部で協議検討するとともに、医療機関との調整を行い改善を図つてまいりました。当初の予約枠につきましては、接種率が当初の見込みを大幅に上回つたことと、医療機関にとつても初めてのワクチンであり、副反応のこともあり、1日当たり何人接種できるか実施してみないと分からないという面もあつたことから、接種枠を抑えておりましたが、予約受付初日で予約枠がほぼ埋まつてしまい、再度医療機関との調整を要するという事態が生じました。また、65歳以上の方の接種を7月末までに完了するようにとの国からの要請もあり、予約受付を開始した翌日以降に再度医療機関と調整し、順次予約枠を増やしていただき対応をしております。

一時的に予約枠がいっぱいなり、予約を取ることができない状態が生じた際の対応としましては、予約の電話をいただいた方の連絡先をお聞きし、予約枠を増設してから、折り返しコールセンターから電話をかけて予約を取つていただいております。

また、7月末に完了するように8月以降に予約されている方には、前倒しで予約を取つていただくよう御案内をいたしました。その結果、早い段階で予約の電話をいただいた人よりも、後れて予約の電話をいただいた人のほうが早い時期に接種をすることができたということが結果的に生じておりますが、これは希望する全ての方に7月末までに接種していただくことを第一の目標として考えての対応でございますので、御了承くださいますようお願いいたします。

また、これらの状況を踏まえ、今後3回目の接種などの話もある中で、反省すべき点、改善すべき点を考えながら今後対応をしていきたいというように考えております。

次に、職域接種の対応についてでございますが、職域接種は自治体の接種事業に影響を与えないように、医療

従事者や会場は実施する企業が自ら確保することや、最低2,000回程度の接種を行うことなどの要件があります。和気町内では、1つの企業が単独で実施することは難しい面がありますので、和気商工会に複数企業共同での実施について話を持ちかけましたが、実施することは難しいとの回答をいただいております。

また、職域接種ではありませんが、7月以降ファイザーのワクチン供給が減少する見通しがありましたので、モデルナのワクチンを確保するために町が実施する大規模集団接種として申請をしましたが、全国的に職域接種や大規模接種の申請が多くあったことから、申請が承認されず、本町内でのモデルナワクチンを利用しての集団接種は実現に至らなかったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） いろいろと問題があったようですが、かなり町のほうにもクレームが入ったんじゃないかと思うんじゃないかな。私も、実は一番最初の日に予約して、2回目が終わったのが7月15日やったんじゃ。最初は6月25日やったかな。それで、たまたま私を知っとる者だったんじゃねえかと思うけども、年の人が来て、わしの周りのやつは皆後のほうから来て接種が済んで、それはもう最初の日に申し込んだのにこねえなこっちゃという非常に怒られとったんじゃけど、そらいろいろあるがな、ええがな、もう取りあえず2回目ができたんじゃからという話はしたんですが、やはり心情的に65歳以上の方がいろんなことで心配して、自分もなったらいけんと思うて初日とか早いうちに一生懸命になって予約して、ほんで周りが済んだと。わしらはもう2回目済んだんじゃというて周りで聞いたら、心情的にそらまあええじゃねえかというふうなことにはならんと思うて。そのあたりをもっと考えて対応せんと、何やってもええことにはならんと思う。せっかく一生懸命やったことがあだになる。

だから、その辺は、もうこんなことがもうしょっちゅうあってもろうたら困るわけじゃけど、何をやるにしても十分な検討をして、前もって予想される問題点を拾い上げながらやっていかんと、早い話が、オペレーターをようけ増やしましたと。オペレーターを増やそうと回線がねえんじゃから一緒なんじゃけどな。何か言ようことがおかしいなと思いつながら聞いとったけど、そんな程度なんよ、考え方が。もう少し慎重な考え方をしてやってあげんと、そら非常に気分が悪い問題じゃねえかと思うよ、そら。何のためにほんなら急いで予約を取りに行ったんならということじゃ。説明をしたらええんじゃ、途中で。

ほんで、予約を早うしてえ人は早う来てくれとかという放送でも流せりやあええんじゃ、毎日やりようんじゃから、毎日説明しようんじゃから。何もそういう問題なかったよ。何でそういう対応はできなんだかな。わしはその辺を言ようるわけで、結局やってもし間違えたらすぐ直さないけんのでしょ。そういう対応を1つの課でやったんか、町全体で問題を提起して、これはいけんぞと、じゃからこういうふうにならんと早うせんかというてやったんかどうかということ聞きようるわけじゃ。どうだこうだ言うのは、分かるよ、言うことは。分かるけども、その後の対応をどういうふうにしたかと、それが問題なん。それを聞きようんじゃからよ。

それからもう一つ。

職域接種はそういうことでせなんだと。幸い和気町内からはクラスターが起きるようなこともないし、ほっとしたんですけど、私らでも、うちの会社の従業員は皆兵庫県じゃ、赤磐市じゃというて来ようります、和気町もおりますけども。ほんなら、もう県をまたいですな言われたら、会社休めということになるんで大変なんですよ、実はね。そうしたときに、やはりそういう職域接種はいろいろルールがあるんかも知らんけれども、和気町は商工会に入っとる400社を守るんもこれは大切なわしは仕事じゃないかと思ひますね。和気町の住民を守ると一緒じゃないかと思うんですよ。和気町の400社の商工業者を守らないけんというのは、わしやその商工会に入っとる400社、私も商工会の理事をさせてもろうとんじゃけど、そら和気町にとって何ぼか役に立つと思うんですけどね、商工会というもんに加盟しとる400社は。それで、加盟してないともおるけども。

その辺の考え方が、ただ単にルールがあるじゃ何じゃかんじゃじゃなくて、商工会400社という分の従業員が何ぼおるんか知らんけども、結構おると思いますよ。そういう人たちの安心・安全を守るのも責任じゃないのかな。私は、そのルール、何だかんだでもう一蹴せられたんじゃけど、そら県の井上さんでも言ようったよ。その時分は、モデルナのワクチンは潤沢にあったから、大いにやってくれりゃあええんじやと、それで別に担当課じやのうても、じゃからというて赤磐市の例を教えてくれたわけですよ。赤磐市は、だから商工業者を守るために産業振興課が頑張りようるって。産業振興課の課長に質問の答弁をせえというて言うてねえから答弁はええけども、必要なじゃないかな、そういうことは、商工会の担当じゃねん。わしゃ、そう思うん。やっぱり商工会に、勝手なときだけ商工会、商工会って言わずに、そういうときに商工会の会員を守つたらうという気が欲しかったですね。

この件については、もう非常に残念としか言いようがねえんじやけど、このワクチン接種についてももう少し考え方を慎重に、そして和気町の住民を大事にするということは非常に大事なことなんじやけど、もう少しそこへあれを入れてもろうたらうれしかったんじやけどね。

そうは言いながら、こういう話も聞いとんですよ。

確かに65歳以上の接種についてはいろんな問題があったと。しかしながら、65歳以下の接種については、和気町は非常に早うしてもろうてわしら助かつとんじやと、そういう話を聞いとります、本当に。だから、それでましてやもう12歳以上を一生懸命やってくれておりますよ。それで、土曜日枠を増やしながらかけてくれとる。ただ、土曜日枠を増やすときに、高校生の枠を増やすんですが、これひとつ考えてもらいたいですよ。和気閑谷高校を対象にしてもろうたらいけん。ほとんどの高校生が電車に乗っていきよんですよ。そうすると、電車乗って岡山方面へ行く高校は、土曜日勉強させよんです。だから、その辺の情報も踏まえて土曜日枠を増やしてやると。だから、土曜日ならもう午後の枠を増やしてやると。午前中は、だから恐らく予約はなかなか埋まらんじやねえかと思うんですよ、土曜日増やしたけどな。それは何が原因かというたら、電車に乗って和気から岡山のほうへ行きようるのは、土曜日勉強させられようんですよ、高校が。行かされようんですよ、学校へね。じゃから、その辺も併せて考えていただければ、これから先のあと11月ぐらいにはほぼほぼ終わるといことなんで安心はしとんですけど、せっかくやってくれるならそこまで力を入れてやっていただきたいなと。

最後に、町長、この問題についてどういうふうに思われるか、ちょっと一言お願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 新型コロナウイルスのワクチン接種については、いろいろ御迷惑をおかけしたんですが、結果的に基本は個別接種でやろうと。7つの医療機関の先生方をお願いをし、医師会との話合いも持ちまして、集団接種は和気町の場合、副反応が怖いと。集団接種をした場合、体育館等で集団接種をすると、もし副反応が発生した場合の対応になかなか手が回らないという医師会の意見もありました。

それから、岡山県でも、県下の我々12町村が集まって県との話合いの中でも、基本的には個別接種をやろうと、集団接種は極力避けようという話合いで最初は始めたんです。それで、個別接種ができない、医療機関が少ないとこ、そこは集団接種をやったんです。集団接種をやったところは、集団接種をあまりやらんもんですから、モデルナのワクチンが豊富にあったんです、県へ供給が。ですから、集団接種をやったところはかなり早う進んだんです。ところが、個別接種はファイザー社のワクチンにもう限定されましたから、もう決まって供給されるということもあつたりして、最後になって供給が9月になって止まったというようなこともあつたりしたんですが、いずれにせよ65歳以上、高齢者の場合は、和気町には7つの医療機関がありましたから、7つの医療機関で県下12町村の中ではほぼうちが一番早いぐらいに進んでいったんです。それで、その予約の取り方が、ネットとそれからコールセンターによる電話予約。この話合いのときに、医療機関がやったことがねえという現実もありますから、これが2つの医療機関へもう集中したんです、医療機関の指定が。それはどこかというて、

北川病院と平病院、そこへ集中したもんですから、そこがいっぱいになってしまう。それで、ある医療機関は空いたんです、たくさん。そちらはどうですか言うたら、そちらじゃいけん、平病院と北川病院じゃという指名がありまして、それからまた医療機関と話し合いをしたら、やってみて結果的には、副反応の関係で15分間病院で待機するんです。その15分間の待機を何とかやりくりができるからというんで、病院が増やしてくれたんです、平病院と北川病院が。それを増やしてくれたもんですから、予約が後から入ってきたら、もう予約を受けとる人はそこでやっていただかにかあどうしようもねえ。仕方がねえ、予約枠が増えましたから、その人を入れていくと順番がおかしなことになってしもうたと。こういう理由でそういうことになったんですが、いずれにせよ、それから町外の方、会社従業員、県外の方、これは接種券を持つとつたらうちは受けましたから。備前市は、途中から、もう備前市の人以外は備前市の市民病院なんかは受けませんということをもう市長がはっきり決めてしまわれたんですが、うちは町外の方も、海外の方も、接種券がある方は全部この予約センターで受けたんです。それで、できれば商工会がまとめて、従野議員が言ようられる事業、それから桃谷順天館、一緒になって1,000人にしていただきてえと。それで、集団接種にさせていただきたいというお願いをしたんですが、もうそれはちょっと無理じゃという、そういう状況の中で2,000回分モデルナが残つとるぞと、早う言うた者勝ちやというような話が県からありまして、それでうちはそのモデルナをお願いしたんです、ワクチンを。そして、結果的には、集団接種をやられる希望がなかったんで、そのモデルナのワクチンが——2箱というたら2,000回分か——これだけ予約したんですけど、来んのです、最終的にもらえなんだんです。それがもらえたら、個別接種しようる中でも、体育館とかそういうところで接種をやろうと思うたんです。ですけど、もらえなんだんです。そういう事情がいろいろありましたんで、企業側も一緒にやってくれなんだんです。ですから、そのあたりのこともひとつ御理解をいただかにかいけません。

今後も引き続きまして、昨日もテレビを見ようりましたら、3回目の接種を始めようじゃねえかと。8か月たった人は対象になるぞと。これは閣議で決まっただけで、法的にはまだ決まったりしませんから、この場合は、今後は十分そのあたりのことも頭に入れながら予約を取っていこうと思ひますので、ひとつ御協力をよろしゅうにお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） ワクチンの件につきましては、いろいろとボタンの掛け違いがあったようであります。ただ、先ほど最後に町長が言われようりましたけども、ワクチンの3回目の接種というのは必ず必要みたいな感じですし、イギリスはもうはや3回目をやりようるし、イスラエルはもう4回目をやりようると。そういうふうには、現実にもうブースターとして打たないかんと。いわゆるこれの有効期限がそんなにはもたんというふうなことだろうと思ひます。だから、ワクチンを打ったから安心・安全じゃということじゃなくて、これから先も同じように慎重に生活はしていかなきゃいけんと思ひますけども、そういう今後の対応もしっかりとやっていただきたいと思ひます。

それから、私のほうからもう一点。

耕作放棄地でサンショウ——ウナギのかば焼きにかけるやつです——を作ったらいんじゃねえかというような話があるんです。実は、今回自走式の草刈機を導入していただきました。耕作放棄地を刈るのに非常に便利になったんじゃないかと思ひます。それで、今耕作しとるいわゆるもう一つ上の山際、この部分が除草されたらきれいになるわけですけど、きれいになっただけじゃあ、ただ草刈るだけじゃあもったいないなと思うわけで、なぜサンショウというものを提案したかという、サンショウは鹿が食わないんですよ、葉っぱも。それから、イノシシも嫌いなんです。だから、そういう意味で獣害対策にもなりやせんかなと。イノシシと鹿にやられてもう物を作るのが大儀で、もう草を生やしとつたほうがあええというのが今の現状なんですけど、せつかく草刈って、また草が伸びたから、幾ら草刈機があるからというても刈るというて大変な労力なんで、どうせ草刈ったんなら、

そういう獣害対策にもなるだろうし、植えてから3年ぐらいいないと実は採れないんですけども、せっかく草刈りするんなら3年後でも、たとえ幾らかでもお金になったほうがいいんじゃないかと考えておったところ、元全農の岡山県の直売アドバイザーのひと、それから食品加工会社の方、それから県の農業普及指導センターの指導員の方の会議があったそうです。そのときの資料をいただいたんですが、これ産業振興課長にもお渡ししとんですが、読んでみると和気町みたいな山間僻地に適しとる食物なんです。

旧佐伯町では昭和58年から59年頃にサンショウの栽培が始まりまして、平成10年頃が最盛期だったそうです。その頃の生産量が約1.5トンぐらいの生産があったと。しかしながら、人間は年を取るし、それからサンショウの木が古くなったら駄目だそうです。だから、それを植え替えてやらないけんて、そういう補植ができなかったというようなことで、今は約80キロぐらいの収穫量だそうです。ただ、栽培だとか収穫にあまり手が要らんということで、この3者の会議のところで、いわゆる身体障害者になるんかな、A型事業所の方で十分作業ができるから、収穫なんかはそういう人を対象にというふうな考え方をされとるようです。日本での生産量が一番多いのは和歌山県だそうです。ほんで、和歌山県が生産量が、取りあえず岡山県のももの生産量に匹敵するほどサンショウの実を作ると。だから、和歌山県と岡山県は、サンショウでは和歌山県、ももでは岡山県というぐらい、そのくらい特出しとるらしいですけども、そういうものを植えてみたらいいんじゃないかということで、資料も産業振興課長のほうにはお渡ししてますので、ぜひ検討してみてください、栽培農家、この3者は岡山県直売アドバイザーとか食品加工会社とかというのは、岡山県で農地を用意して、最終的にはすごい量だったですね。2023年までには、サンショウの植付け本数を6,000本、それから2025年までには就労支援事業A型、B型事業所の10事業所で新たな働く場を創出すると。それから、2030年には成木6,000本強で約60トンの実サンショウを栽培すると。トン約1,000万円6億円だそうです。そういうふうな事業をやろうとしておるところですから、多分和気町でもそういうふうな。

それで、田土地区でも、定年退職された方が今ここでこういう草刈機が導入されたんなら、自分の荒廃しとる農地を草刈らないけんから刈ったら、サンショウを植えてみようというふうな話も出とります。だから、苗木も接ぎ木の苗木だそうです。その辺でぽっと売とるようなんでないんで、いろんなところでどこで手に入れたらええんか、そういう点も併せて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼をいたします。

従野議員の耕作放棄地にサンショウを植えてはどうかという御質問にお答えをいたします。

耕作放棄地の増加というのは全国的な問題でございまして、特に高齢化が進む中山間地域を中心に農村人口というのが減少いたしまして、農業生産者のみならず、地域コミュニティの維持が困難になるということが懸念をされております。

本町におきましても耕作放棄地というのは年々増加をしております、議員の御質問にもございましたが、本町では貸出用の草刈機を今年度購入いたしまして、地域の環境維持と耕作放棄地の適正管理に取り組んでいところでございます。

耕作放棄地の解消につきましては、従来の近隣の営農者への耕作を行うような働きかけと併せまして、平成20年に国から示されました耕作放棄地に導入された作物事例というものがございまして、それにもございます山菜でありますとか茶葉、果樹などの高収益作物の導入や水田の畑地化など、適地適作も重要であるというふうな考えております。

議員がおっしゃられておられますサンショウでございますが、獣害防止に効果があるとされておまして、最近のしび辛ブームということもございまして、安定した販路により着実な農業収入の確保が見込まれるとのことでございますので、このあたりでは何か井原市のあたりで取り組んでいらっしゃるようでございます。多面的機能

支払交付金でありますとか、中山間地域等直接支払交付金の交付を受けております地域集落組織と連携、それから新規就農者への農地の確保、作物の高付加価値化、鳥獣害対策と併せて今後研究をさせていただきまして、御提案させていただきたいというふうに思います。

今後とも、将来にわたり農業経営を継続でき、かつ収益を確保できるよう、町内の農家の皆様を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 時間配分がちょっと悪かったんで最後駆け足になりましたけども、これで一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで従野 勝君の一般質問を終わります。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問をさせていただきます。

では、個人的な話になりますが、2年間矢田部区の会計の役を引き受け、今年度になり新しい役員に引継ぎをいたしました。慣れない仕事でもあり、分からないことも多く苦勞いたしました。その経験から、高齢化、過疎化によって区長の成り手がいないと思っている区があるのではないかと心配になりました。また、区長を支える副区長もしくは区長代理、会計といった役職もなかなか成り手がいないのではないかと思います。区長や会計といった役割にやりがいを感じて後継感を感じて積極的に役を引き受けたいという場合は何ら問題ないんですが、順番が回ってきたからとか、ほかにやってくれる人がいないからとか、そういった理由で本人が望まないのに役を引き受けざるを得ない、役を押しつけられているという状況では不幸なことであります。そういったことに関して質問させていただきたいと思います。

一般質問の前置きになりますが、区の運営や区長をはじめとした役員の仕事というのは、多くの町民にとって町政に勝るとも劣らないぐらい身近な存在ではないかと思います。しかしながら、町の組織ではありませんので、町としてなかなか状況を把握しにくかったり、把握ができていなかったり、把握する必要がなかったりというようなことだろうと思います。一応総務課が区長会などの世話をしているということで、総務課のほうにお尋ねしたような格好になりましたが、分かる範囲で結構ですし、それぞれの区のことですから、たまたま知った区の様子を話すべきではないというようなことであれば伏せていただいて結構ですので、答えられる範囲で答えていただければと思います。町政とは直接関係ないことなので、一般質問として取り上げる内容としてもどうかという考え方もありましたし、議会事務局に相談した際もそういった懸念も示されたこと記憶しております。

本で調べたところによると、町内会は任意団体なので、行政との関係も薄く、特定の何々課という担当もないというふうなことがあるということでした。しかしながら、平成18年の和気町区長規則に、町政の事務事業に関して広く町民の意見、要望を聞き、もって民主的かつ円滑な行政運営に資するため区長を置くともあります。そういった経緯もあり、詳しい答弁もできないことでしたので、自分で調べたり、以前に危機管理室で教えてもらったことをまず共有しておきたいと思います。

町内には52の区があります。私の住む矢田部区は約40世帯あり、法人化しています。町内会や自治会に関する本を読んでも、法人化の割合は全国で15%程度とありましたが、数年前の本なので今は数字が変わっているかもしれません。ちなみに法人化した経緯として聞いているのは、区内の何人かで山を共同所有しているケースがあって、その中の所有者が引っ越されたり亡くなられたりした場合、山を処分したりするのに困るようなケースがあるというようなことがあって、法人にして区が所有することにしたというふうなことを聞いております。

以前に女性の区長はいるかということを経営管理室の方に尋ねましたが、今までもなかったし、現在の区長も女性はいないということでした。訂正があればお願いしたいと思います。区長の身分についても尋ねたことがありましたが、区長は非常勤の特別職公務員という身分で、町からの報酬を支払っていたという市町村もあったようですが、ただ地方公務員法及び地方自治法の改正により、特別職、非常勤職員の任用要件の厳格化が図られ、現在は私人という立場だったというふうに記憶しております。

区費に関してですが、私の住む矢田部区では、数年前から区費を徴収しています。1軒当たり年間6,000円で、独り暮らしでも大家族でも同じ金額です。それ以前は徴収していなかったもので、町内の区でも区費を徴収しているところやしてないところがあるのではないかと思います。そのあたりのところも、把握しているようでしたら、概略でいいので教えていただけたらと思います。

以前に私は大阪に住んでいたときや岡山市に住んでいたときがありましたが、そのときは町内会に入っていました。町内会は任意団体なので、加入するのもしないのも自由ということでした。しかし、近所付き合いということもありますし、町内会費もそんなに高くないので、町内会に入っておりました。町内会によっては、町内会費を支払わない世帯はごみの回収をしないというようなところもあるようです。それでも、町内会の役をしたくないということで、ごみのほうは何とかやりくりしながら町内会に入らないという人も一定数はいるとのことでした。ちなみに、マンションなどによくある管理組合というのは加入が強制の団体ということでした。岡山市に住んでいるときは、アパートやマンションということではなくて、事情があって一軒家を借りて住んでいました。地元の間人ではないので消防団にも町内会の役員にも誘われませんでした。町内会とはちょっと別の関わり方をしておりました。町内会長はどことも高齢の男性で、当時は今ほど個人情報があるという時代ではありませんでしたので、毎年とか1年置きぐらいに町内会名簿を作成するのが一般的でした。町内会長はパソコンが苦手なので、町内会名簿を作ってくれないかという話になり、その仕事を受けることにしました。もうそれに当たって、町内会からは一円の報酬も頂きませんでした。その代わりに、広告を掲載して広告料を取ることを許可してもらいました。その町内会や周辺には店も会社もそこそこありましたので、広告を出してくれるところも多く、町内会には一切金銭的な負担もなく、私のほうの収入にもなり、店の宣伝にもなるという三方よしの仕事になりました。

話を戻して、質問に移りたいと思います。

町の組織ではないということですので、これは答えられる範囲で構いません。町と区の関係性というか、どういった連携をしているかということとか、それぞれの区の運営はうまくいっているかということなど、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

尾崎議員の町内の区についての御質問にお答えをいたします。

区との関係性、それから区との連携、区の運営は円滑に行われているかという御質問についてでございますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、町内各区には町政の事務事業に関しまして広く町民の意見、要望を聞き、民主的かつ円滑な行政運営を行うため、各行政区で決められた区長がいらっしゃいます。それぞれの地域の中心となって区の運営を行っておられます。

町行政運営における区長の役割といたしましては、区の運営はもちろんですが、行政に対する区民の様々な意見や要望をまとめ伝達をしていただいたり、区内における行政だけでは目の行き届かない補修の必要な道路や街路灯の球切れの報告などをはじめとする様々な連絡や報告をいただいております。町と区をつなぐ存在でございます。

御質問にありました各区の運営につきましては、区長を中心にそれぞれの区の実情に応じた独自の運営の方法

を取られておりますので、町ではそれぞれの区の運営につきましては把握できていないのが現状でございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 大体分かりました。非常に密接な関係ということで、区がうまく回っていくことが町民の幸福にもつながることだと思います。

人口減少が急激に進む本町におきまして、区長やその他の役員の成り手不足というのが問題になるということはもう当然の帰結とも言えます。これは本町に限ったことではなく、こういった問題が日本全国で起こってくると予想されます。最新号の広報「わけ」には、15年の長きにわたって区長職ということで益原区長が表彰されたことが掲載されていましたが、これはすばらしいことではあるんですが、裏を返せば区長の成り手がいないのかなというふうなことも想像されます。

区長とか役員の成り手がいないということは役の押しつけ問題になりがちなので、そういった問題が発生しているかどうかは分かりませんが、成り手不足ということから想像すると、そういった問題もあるのかなというふうに思っております。これはPTAの役員とかでもありがちな問題で、全国的な問題でもあります。その解決方法を幾つか考えてみております。

一つは、私の娘が佐伯小学校に在学してるんですが、児童数が少ないということもあって保護者全員が何らかのPTAの役をしております。みんながちょっとずつ負担を分け合うという方式です。PTAに限らず、区とかの役員決めになると多くの人がいろんな事情を主張します。私は以前にやったから免除してほしいというのはまだしもですが、会計はできないとか、パソコンができないとか、誰々さんのほうが適任だとかというようなことで言い訳をどうしてもされます。その結果、はっきりとノーと言えない人とか頼みやすい人に役が回ってくるような傾向もあったりするようなことがあるらしいんです。そういったことを回避するために、佐伯小学校ではもう全員で何らかの役を負担すると、広く分担するというのを採用しております。

区の役員には様々な仕事がありまして、区長や会計の通常業務以外にも、草刈機の油を準備するとか、草刈り作業の保険を掛けるとか、お金を分配して配って印鑑もらってくるとか、作業の出席の状況を取るとか、それから作業の写真を撮るとか、補助金の申請をするとか、飲物を準備する、お弁当の準備もする、そういうような様々な仕事があります。それらが一部の役員に仕事が集中するということでしたらよくありませんので、分担することによって区がスムーズに回っていくようなやり方が一つあると思います。

それから、2つ目として、減らすことが可能な区の仕事が減らすということも必要かもしれません。やみくもに減らすと区の活力を奪うことにもなりますので、そのあたりは注意が必要なんです。思い切って減らすということも必要ではないかなと思います。

また、人口減少が顕著な区に関しては、隣接する区と合併するような方法もあるかとは思っています。区の名前をなくすということではなくて、業務を等分するというようなことも考えられるかと思っています。

それから、3つ目として、PTAや区の役員決めでは、私は会計が苦手ですとかパソコンもできませんとか、苦手だとかできないことを理由にして断りますが、資本主義社会ではそのようなことは起こりません。我が社は経理が得意ですから、ぜひとも我が社に御依頼してくださいというような感じになります。それは、専門技術を持つ人がそれに釣り合う対価をいただくことができるからです。要はもうかるからその仕事を受けるということです。しかし、区の役はほぼボランティアです。役員手当も出たりする場合もあるようですが、非常に少なかったりとか、仕事量に比べて割が悪かったりとか、また場合によったら役員手当というのを名目で受け取ってもその区に寄附するような場合もあるとのこと。

そういうことを考えると、どうしてもボランティアが輪番制の場合だったら半ば強制になりがちで、苦手な

人、詳しくない人がストレスを抱えながらその仕事をするにもつながりがちなので、それによってミスも増えますし、物すごく時間もかかりますので、できるだけ資本主義のようなやり方がなじむのかどうか分かりませんが、各区でそのようなことも考えていただくといいのかなというふうに思ったりします。なかなか仕事量が多いということも大変なんですけど、どう処理していいか分からないとか、そういったことで困って、それがストレスになってあたふたとして気ばかり焦るのになかなか仕事が進まないというような状況もあるということなんです。むしろ単純作業をするほうが分かりやすかったりします。順番に役を回すというのはより平等なのかもしれませんが、ようやく仕事を覚えてやっと慣れた頃に、場合によったらその仕事の面白みが分かり始めた頃になって役を交代するというのは、効率面からも見ても非効率ですので、それよりかはそれが得意な人、詳しい人、そういった人がそれに見合う対価を受け取りながら長期にわたってするほうが負担も少なく、仕事上のミスも少なく、短時間でできて効率的ではないかというふうに思います。

それと、先ほども言いましたが、区長はどこも男性の方ばかりのようです。総代というのもありますが、総代も、私の住む矢田部区におきましては女性になったことはないというふうなことです。古いしきたりにとらわれることなく、男女同権が叫ばれる時代ですので、女性の区長や総代も増やしていくようなことによって区がうまく運営されるようになるんじゃないかなというふうに思います。女性の力を借りるとともに、できるだけ高齢者が役を引き受けてもらいたいというふうなこともちょっと思っております。高齢者にさせるんじゃなくて、若い人がすればいいんじゃないかという意見もあるかとは思いますが、助け合いということ言えば、子育ても終わり、仕事も現役を退いた人が役を引き受けてくださると非常にスムーズかなというふうに思います。私の前任の会計の方も勤めを持たれている方で、日中に金融機関になかなか行けないということで困っていたというふうに聞いております。さらに、子育て中ですと、それだけでも忙しいですし、土日も子供を塾に連れていったり、それから試合とかがあったりとか、なかなか忙しいので、できれば区の仕事は元気な高齢者がやっていただけるといいんじゃないかなというふうに思っております。どうしても立場上若い人は先輩からの命令を断りにくいという状況もあるかと思っておりますので、そのあたりできればそういうふうな御指導をしていただけたらというふうに思っております。

役員の成り手不足ということ、区長会などでどういった声が上がっているか、それからまた成り手不足を補う工夫を何かしているような区があれば、どのような工夫をしているかというようなことが分かれば、分かる範囲で結構ですので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

役員の成り手不足、またそれを補う工夫についてという御質問でございますが、先ほども申し上げましたが、町といたしましては各区の運営に関しましては区長をはじめ各区のほうにお任せをいたしておまして、特に区の実情等は把握しておりませんので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、区内での役員の成り手不足それを補う工夫につきましても、今のところ町のほうではそのような話は聞いておりません。各区におかれまして、区長を中心に協議をされまして運営されていると理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。もし区長から役員の成り手がいないんだというような相談があれば、先ほど申し上げましたみんなで分担するとか、スリム化をするとか、報酬を支払って納得して業務をしていただくとか、女性も参加してもらおうというふうなことのアイデアも伝えていただけたらと思っております。

今後、人口減少や高齢化によって区の運営がますます厳しくなるのではないかなというふうに想像されますが、今後の区の運営についてどうあるべきかというのがありましたら、それも加えてお聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

人口減少などで区の運営がどうあるべきと考えているかという御質問でございます。

尾崎議員がおっしゃられますように、今後は人口減少や高齢化に伴いまして区の運営につきましても厳しくなると予想されるところでございますが、町といたしましては、どのような部分で区と関わることができるのか、それからどのような支援を行っていきけるのかなどを区長の皆様とも協議をしながら今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。

和気町は52の区の集まりでできていますので、それぞれの区が活性化することが町民の幸福にもつながりますし、町全体の活性化にもつながると思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 近年、働き方改革ということが盛んに言われるようになりました。厚生労働省が平成31年に発表した定義によると、働き方改革とは働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革とされています。役場の職員がやりがいを持って生き生きと働くことは、町民にとっても有益なことですし、過半数の職員が町民でもありますから、彼らが生き生きと働くことは望ましいことです。理想の職場というのはどんな職場でしょうか。人それぞれという面もありますが、風通しのよい職場、やりがいのある職場、過度なストレスのない職場、成長ができる職場、そういったものがあるかと思ひます。最低限のレベルとしては、セクハラやパワハラといった各種ハラスメントがない職場、いじめのない職場というものもあります。議員向けの人権研修のビデオの中にもありましたが、処理し切れないほどの大量の仕事を与えとか適切に指導せずに仕事を押しつけるということはパワーハラスメントになるとのことでした。それが行き過ぎて、職員がノイローゼになったり神経症になったりした場合は大変な問題にもなりかねません。全部の課に状況をお聞きしたいと思ひましたが、さすがに時間もかかるということで、アンケート用紙に回答していただき、それを総務課でまとめて答弁していただくかと思ひましたが、それも難しいということで、ピックアップしてお聞きしたいと思ひます。

整理しますと、働き方改革が求められています、職場のそれぞれの部や課が風通しのよい職場、やりがいのある職場、過度なストレスがない職場、成長できる職場、無駄な残業がない職場になっているか、そういったことについて把握している範囲で結構ですので、総務課長と教育次長に答弁をお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

それでは、尾崎議員の御質問にお答えをしたいと思ひます。

働きやすくやりがいのある職場への探究、取組というのは、和気町のみならず、他団体、企業においても永遠のテーマではないかと考えております。町では、毎年各職員に提出を求めています自己評価振り返りシートにおきまして、積極的なコミュニケーションなどによりまして、職場の雰囲気づくり、人間関係の形成を意識し、努力をしているとの回答を多くいただいております。

本町の職員の働き方改革に対する基本的な考え方につきましては、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進を推進するとともに、職員の意識改革を図ることでワーク・ライフ・バランスの実現を図ることといたしております。特に長時間労働の抑制は、職員の健康保持の観点から重要であり、日頃から時間外勤務の縮減に取り組んでいるところでございます。国の動きに準じまして、本町におきましても平成31年4月から時間外勤務命令の上限時間について、基本的に月45時間以下及び年間360時間以下と定めております。部署や時期によりま

して業務の繁閑の差がありますので、各所属長は繁忙期には他課に応援を求めるなどによる時間外勤務の縮減あるいは所属職員の健康状態の把握に努めているところでございます。

こういった働きやすい職場、役場というのは、行政サービスの向上につながることでございますから、今後におきましても風通しのよいやりがいのある職場を目指して取組を継続、強化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

教育委員会も、先ほど総務課長が述べたとおり、過度なストレスがない職場、成長できる職場、無駄な残業がない職場に努めております。また、職員との面談も重ねて実施しているということを申し伝えておきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 大体分かりました。自己評価とか、それから振り返りシート、それから長時間労働の縮減というふうなことに取り組まれているということで、今後も引き続きやっていただきたいと思います。

職場のパフォーマンスや雰囲気はリーダーによって大きく左右されるかと思えます。人間関係がよければ仕事の効率も上がるでしょうし、その逆なら下がります。仕事のパフォーマンスが上がることは、町民の幸福にもつながるということで、よいリーダーとはどんなリーダーかというのはリーダー論としてしばしば議論されることですし、そういった関連の書籍も数多くあります。やり方は人それぞれですし、職場の状況や環境も千差万別なので正解というものはないだろうと思えますが、これも全部の部や課にお聞きすることはできませんので、代表して総務課と教育次長にちょっとお聞きしたいというのと、それから町全体をまとめる立場として、町長にもどういったことを意識してチームをまとめて部下を育てているか、職場環境を整えているかということをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

管理監督者の職務につきましては、業務について直接部下を指導すべき点もありますけれども、部下を指導、育成すべき職務を自覚いたしまして、自らの行動が職員の意欲や職場の雰囲気を大きく左右するというのを認識をしまして、管理職が率先して自身の成長意欲を持ち続けて、その姿勢を部下に示すことが重要ではないかというふうに私は考えております。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 今総務課長が話したとおりでございますが、何にいたしましても、和気町も少子・高齢化で、御承知のとおり、2040年には人口が8,000人台になるだろう想定も内閣府はやっております。しかも、2050年になると、もうこの日本の人口は半分になるだろうというようなことも言われておるわけでございますが、そういう中で町民の皆さんが日々本当に安心して生活ができる、この一言だろうと私は思っておりますが、その中で職員の皆さん方は町民からいうともう本当に宝物のような存在にならにゃいけませんし、なるような評価をしていただかにゃいけん、それだけの能力を発揮していただかにゃいけんわけなんです。何にいたしましても一番身近な行政でございますから、町民の皆さん方の課題というのはもう肌で日々感じておるわけなんです。それだけに行政課題というのは皆それぞれ分かっていると思いますし、そのことについてどう対応していくかというのは、それはもう職員の皆さん方の知識、能力、そのあたりを最大限発揮して、100ある力を120出していただけるような、そういう組織運営といいますか、そういうものを考えていく必要があると私は思っております。そういうやり方をやりますと、質の高い行政サービス、福祉サービス、これが効率的に運営していけるのではないだろうか。特に日常業務の中で、職員の皆さん方の個人の特性といったところもあるわけでございますが、ある程度把握できる部分もありますので、現在の課題解決への対応能力、それから将来

の人材育成の視点なども踏まえながら、全体の組織力の確保、向上に努めていきたいと、そんなことを考えておるところでございます。

何より町職員としての自覚と自己研さん、意識づけ、働きやすい職場の環境づくり、これに取り組んでいきたいと考えておりますので、この点につきましても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 皆さんが日々頑張っておられる様子が伝わってきました。皆さんもこれらを参考にし、よりよい職場環境の実現とかチームの生産性の向上ということにつなげていただければと思っております。私も非常に勉強にはなりました。

教育の現場におきましても、以前とは違い、教師による体罰というのは厳しく禁止される時代になりました。民間の職場においても、大声でどなるような叱責や長々とねちねちとした叱責は好ましくないというふうにされているようです。そういったのは無能な上司の証明だというようにも言われるような時代になってきました。昔は少々ひっぱたいたりするのはもう当たり前だったんですが、時代はもう変わっております。部下の指導方法は、人それぞれですので、そういった厳しいやり方は否定はいたしません、どなるだけですと部下が事なかれ主義になりがちになったりとか、思い切った発想ができなくなったりとか、上司のほうもどなるのは上手になっても、指導力の向上にはなかなかつながらないというふうなデメリットもあるかと思えます。町民が宝であるように、町の職員も町民の奉仕者でもあります。公僕でもあります、併せてそういった職員の過半数は和気町民でもありますので、その町民が職場で生き生きと働いてくれるということは、町民の幸せにもつながりますので、そのあたりリーダーとしてこれからも頑張っていただけたらと思えます。私がどうこう言うよりも、書店に行ったりとか、そういったところへ行きますと、リーダー論とか様々な書籍もありますし、それからインターネットで調べたり、それからユーチューブとかの動画でもよいリーダーとはどんなものかというふうなことを勉強しようと思えば幾らでもできますので、そういったことをこれからもなお一層研さんしていただきながら、よりよい職場環境の充実に努めていただければと思えます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 代表として何人かの方にお答えいただきましたが、本来はもう皆さん一人一人に尋ねたいぐらいのことでした。ですので、自分のこととして職場環境の改善に取り組んでいただけたらと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

ここで10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番 西中純一君に質問を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） まず、1番目の質問は、しゅんせつ残土置場、日笠上区に今予定しておりますが、この受入れ土量20万立米、その計算根拠はというテーマでございます。

この20万立米でございますが、3.8ヘクタールでしたか、山を開発して河川しゅんせつ残土が主でございますが、それだけじゃなくて、民間の建設残土も受け入れると、どうも有料でということのようございまして。この計算根拠というか、その必要性です。一般的には災害に対する備えという点で大変必要なことだろうとは思いますが、実際の根拠というか、その辺について教えていただきたいと。昨日の同僚議員の質問でも、金剛川周辺の中州を2万5,000立米ということも出ております。それから、備前市の帆坂で何か計画が

あるということも聞いておりますが、単市単町でこのような事業を行っている自治体がほかにもあるのでしょうか。これからそういうふうになるとまた競争というふうなこともあるんですが、どのようなところがそういうのを計画されているのか、お分かりでしたら教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の残土置場の受入れ土量20万立米は、河川しゅんせつだけではなく、民間の建設残土も受け入れるとのこと、計算根拠と必要性はについてでございますが、日笠上しゅんせつ残土等処分場の受入れ土につきましては、公共事業である町の河川しゅんせつ残土や工事残土、岡山県及び国土交通省の吉井川を中心とした町内河川しゅんせつ残土を計画しておりまして、民間の建設残土や産業廃棄物の受入れは一切いたしません。

受入れ土量につきましては、計画地へ入る土量を求めたものでありまして、現在の河川の堆積した土砂量を計上したものでございませぬ。町内河川の堆積土砂につきましては、令和に入り既に約16万立米をしゅんせつしているところではございますが、まだ数十万立米単位で堆積しているものというふうに考えております。今年8月の豪雨で新田原井堰下流の堆積土砂が見て分かるように増えております。このように、堆積土砂は豪雨ごとに増えていくと考えておりますので、受入れ土量はこれで足りるというものではなく、将来的に幾らあっても足りないものと考えておるところでございます。

河川のしゅんせつにつきましては、町民の生命と財産を守る上で大変有効であるとともに、将来にわたって避けては通れない課題であり、その処分先を確保することは最優先事項であると考えておるところでございます。

次に、単市単町でこのような事業を行っている自治体があるかについてでございますが、東備管内2市についてでございますが、赤磐市は是里にあり、受入れ中でございます。また、備前市につきましては、現在三石で整備中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 民間の残土なんかは関係ないと。公共的なもので、河川のしゅんせつ残土が主だと。公共工事により出てきた残土を受け入れるというふうなことだったと思います。数十万立米のかんりの残土があると、まだまだ増えるんだというふうなことを、私もちょっと岡山県の情報を見ました。令和2年度にしゅんせつ発生土砂情報というのがあって、それを見ますと、これも吉井川水系だけなんですけど、手で計算したらたしか15万8,000立米ぐらいですか、令和3年度から6年度までの合計でございますが、確かに大変必要性があるということは分かりました。そういう点で大切だろうとは思んですけど、あと三石は、帆坂というんですか、谷間をして24万立米ほどの予定であると。備前市の場合は財源がまちづくり振興基金という、恐らくふるさと納税等を基金に積み立てているんだらうと思います。これによってやるということで、予定では4億9,900万円というお金が要するというふうには、私の入手した資料ではそういうことかかんりのお金がかかるわけで、気になることは、だから前から言ってるように、今現在でも和気町の残土置場だと、測量や土地購入で5,000万円ほどですか。ですから、起債が土木債とか河川しゅんせつ債で4,700万円ぐらいが予算では認められているというふうに思います。ですから、そういうふうなことになると有料でということですよ。ですから、20万立米、私の単純な計算で失礼なんですけど、1立米が1,000円だと2億円ですよ。5,000円だと10億円というふうな、私の単純な計算なんですけれど。その辺、今後完成していく中で、完成というのは、5年なら5年で、3年でぱっとできるかと、そういうふうなものじゃなくて、順次行くのかその辺もちょっとあれですけど、そういう受入れの場合のあれというのは、アバウトに何かそういう計算があるんですか。もしそういう資金計画なり残土受入れの相場というか、その辺も分かるようでしたら教えていただいとったらありがたいかなと

思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

資金計画等でございますが、このたび9月において測量設計業務を発注いたしております。それによりまして詳細設計等が上がってまいりますので、それと並行して数字ができたときに資金計画等も同時につくっていくという形になっておりますので、その点につきましては御理解をお願いします。

それと、相場でございますが、公共の相場とか民間の相場、様々ありますので、ひとえに何ぼということはこの場では申し上げることはできません。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） そういうふうなことで、じゃあこれから設計をする中で全体計画が明らかになり、建設資金がどれくらい必要だというふうなこともあるんで、まだまだ今後資金計画なんぞについちゃあまだ全体が分からないというふうに見るべきなんですかね。分かりました。要するに赤磐市でもやってるし、備前市でもこのようなことをやってるし、今後必ず河川というのはそういう土砂がたまってくるので、それはどンドン量が増えるということで、その必要性とかそういうのもまあまあ分かりました。ただ、地元の地域の方の気持ちとかいろいろ問題があり、これはぜひ慎重に事を進めていっていただきたいというふうに思っております。

ということで、特に今回そんなに深くやってないんで、次の質問に行かせていただきたいと思います。

2番目は、FDD I というドローン会社です。益原に設立されている大手のコンサルタント会社の子会社でございます。これに対する援助について見直す考えはないかというテーマでお話をさせていただきます。

買物難民の支援制度が商工会、特に佐伯の支所でやっていたと思います。これが、聞いてみますと、令和2年の当初に補助額が320万円ですか、そのうちの委託料というのがあります。250万円はFDD I に丸投げしていると。再委託というふうに言ってもいいかもしれませんが、そういうふうにされています。これは、再委託というのが、国の場合はそういうのが問題によくなるんですけど、条例上これは問題ないんですかね。かなり商工会の理事のあまりきちっと了解を得てなくて、上のほうでぱっと決めてやられているというので、なかなか面白いやり方で——あまりいいやり方じゃないんじゃないかなと私は思ったりしたんですけど——やられているということで、これがちょっと問題じゃないかというのが一つでございます。

それから、FDD I の収支状況は今どういうふうになっているんですかね。この議長に対する行政資料の交付ですか、こういうものには事業については出てるんですけど、収支状況は出てないんです。見たところ、今スクールはあまりやられているようには見えないんですよ。それで、いわゆる町の関係の実証実験事業とか、そういうもので、アバウトに言うと4,000万円ぐらい補助を受けているんじゃないかなというふうに思います。そういう今のFDD I の収支状況というのはどうなんですか。私は最初に、これが2017年ですか、会社ができて和気町と包括協定を結んだりしてやっていくと、かなりこれは地方自治法上問題が出てくるんじゃないかと最初に提起したわけですが、そのFDD I の今の状況です。会社四季報というのをちょっと見たんですけど、そういうもんには上場株式は出てますけど、未上場の分の四季報というのものもあるんですけど、それにも出てなかったんで、経営状況はどうなのかということもお願いしたいと思います。

特に、この間全員協議会で、特区については基本的にはもう認められてないというふうなことで、会社が自分の度量でやられるのは結構なんですけれども、今後町としてどのようにしていくのか、その点があると思うんで、もしこれも後で分かるようでしたら教えていただければと思います。そろそろ自力で全てやっていただくというふうにさせていただいたほうがと思うんですけど、答弁のほうよろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） 失礼いたします。

西中議員のまず1点目の買物弱者支援事業は、商工会にお願いしていたものがFDD I社へ業務委託されているが、条例上は問題ないか、やり過ぎではないかの御質問にお答えいたします。

買物弱者支援事業、買物サポート事業は、平成24年度新規に食料品、日用生活物資等の宅配により、中山間地域の高齢者等の買物不便の解消等を図ることを目的に、過疎地域自立促進特別措置法に指定された佐伯地域において、過疎債を財源とし和気商工会を事業主体としてスタートいたしました。しかし、令和2年3月に、それまで受託していただいていた事業者から事業撤退の申出があり、商工会においてその後の対応について検討した結果、事業の継続性を考え、商工会員でもあるFDD I社が事業を継承いただける運びとなり、令和2年度より商工会とFDD I社との業務委託契約の形で実施しているものでございます。

議員の御質問の条例上は問題ないかにつきましては、議員がどの点について疑義があるとお考えなのか分りかねますが、本事業は和気町買物弱者支援事業補助金交付要綱に基づき、町と和気商工会との共同事業と位置づけ、商工会に対し必要な経費を補助金として交付することで事業を実施することにしており、必要経費には人件費をはじめ委託料等も対象としておりますので、要綱上問題ないと判断しております。議員からの一般質問の通告には、FDD I社に対する支援とありますが、本事業の内容はそれには当てはまらないものと考えております。

また、2点目の収支状況に関する御質問につきましては、一民間企業の財務状況について内容は把握もしておりませんし、町がここで回答すべき性質の内容でないと考えております。

以上、西中議員の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中議員。

○8番（西中純一君） じゃあ、そういうことのようなので、問題はないというふうな、いわゆる前にやられていた方ができないので、それをFDD I社に助けてもらっているんだというふうなニュアンスに受け取れました。確かにそういう見方もできるのかなと思います。

この買物難民も、和気のスーパーなんかに行って仕入れをして——仕入れ言うたらおかしいですね——頼まれたものを買っていくって、それをお渡しするとか、そういうふうなこともやられている。それから、独居老人——独居老人言うたら言い方が悪いんですが——一人暮らしの方の安全の見守りとか、そういう点でもよかったということで、今の従業員がそういうところの危機を救ったとかそういうふうな話も出てるんで、確かにそれは意味が非常にあると思います。

それはいいわけなんですけど、翻って、だから今度は担当課がまち経営課になるんですか、この今FDD Iの収支状況も——会社情報ですか——個人情報に次ぐそういう情報なのでそれは分からないという今の答弁だったように思います。であれば、今後のFDD I、包括連携協定というものを結ばれているんですが、これについてはいわゆる今までは実証実験事業というふうなものもあったわけですが、この事業というのは町の事業の中には入ってこないんですか。たしか町の総合計画にはそういうふうなこと、ドローンに対するものというのが何か出たと思うんですけど、その辺の絡みも含めて今後どのようにされていくのか、まち経営課長あるいは町長のほうで御答弁いただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員から御質問いただきました今後のドローンのそういうものをどういうふうにしていくかと

というようなことの答弁でございますが、今現在FDD I社様と連携協定を結んだ、そういった中で内閣府から補助金を頂きまして実験のほうをやって、これは社会実装を目指してやっているところでございます。

今後ともこちらの取組自体は、町としてやっぱりドローンというものは様々な行政の中でやっていくべきものであるというふうに考えております。実際に国のほうでもそういう小型無人機による環境整備に向けた官民協議会というところで、空の産業革命に向けたロードマップというのを策定いたしまして、ドローンによるサービスの社会実装というものを目指して様々な法整備等を行っております。

そういった中で、近い将来このドローンというのは本当に生活の中にサービスとして溶け込んでくるものであるというふうに考えておりますので、今後とも、補助金はもしかしたら終わるものかもしれませんが、これからドローンを取り組んでいくに当たってのパートナーとしてやっていくようなことは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 私もドローンの技術そのものは有用なものもあるというふうに考えております。ただ、個別のこの会社に対して、包括連携協定ができていたというものの、当初の取締役社長が町長の御子息であったというふうなことで地方自治法上の疑義があるということで、最初から私は申し述べているというところでございます。ドローンそのものを私どうこうということではないんですけど、その点協定を結んでいるから、包括連携協定ができているから、今後ともいろいろと町として利用できることというか、お願いできるところはやっていくという考えだということなんですけど、それでよろしいんですかね。町長、最後にお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） このドローンのことについては、自治法違反だということを西中議員ずっとおっしゃっておられるんですが、顧問弁護士にも十分相談をしましたが、どこからどう考えても自治法違反はないと、どこが、何が自治法違反ならということは今まで何回も西中議員にはお話を申し上げたんで、そのことについてまあもう今日は触れさせていただきますが、これ平成30年から実証実験を始めたんですが、たくさん出た中から全国5か所が認証されて実証実験を始めたんです。それで、全国5か所の最初は福岡、中国地方は岡山、それから千葉、長野——もう一個どこじゃったかちょっと出てこん——これがそれぞれ、例えば福岡の場合はANAという全日空という会社があるんですが、全日空とNTTドコモとそれから福岡市と連携で申請をせられて、島嶼部に向けて物流をやりますというので認可されたんです。それから、うちも吉井川を航路にFDD IとNTTドコモと4社ほどで、これは100%国の事業じゃったんですが、10分の10国が負担をして、それで実証実験をやったんです。それで、どこともそういう空の航空法等についての認識があるところ、そういうところと一緒に提携して、NTTドコモもそこへ入って、ドローンの中には受信機をつけてやっていったというのが最初なんで、それでうちはもう今年目に入るんですが、今年も物流もやりますし、防災もやります。例えば災害が発生した、日笠地区へ上がるのに道路が寸断されて連絡網が途絶えたと。そのときに、日笠地区の地域の状況がどうなっとなかという、そういう把握もドローンじゃったらできるんです。ですから、そういうことを今までやってきょうるわけですから、今後もそれは続けてやりたいと考えておまして、今の事業は国が2分の1持ち、それから特別交付金で4分の1持ち、町費で4分の1持ち、町費の持ち出し分が200万円ぐらい、それで実証実験をやっとなです。それで、今年の場合は、東京のクロネコヤマト本社ですか、これも一緒に加わって、クロネコヤマトがここを中心に物流の実証実験に入って全国へ物流を始めていきたいと、そんなお話しもございました。

そういう形で、うちも将来的に、限界集落的なところがありまして、今は営業ベースに乗れば行商も行っていただけるんですが、いずれ限界集落的なところが営業ベースに乗らん場合にはもう行っていただけんようになる。しかし、そこへ行政がどう介入していくかというのが行政課題なんで、いろんな意味で行政がドローンをど

こまで、どういう形で行政の中に取り入れていくかという、そういうドローンの実証実験をやりようんですから、今まではハイブリッドエンジンでやって、このハイブリッドエンジンなら3時間飛べる、リチウムイオン電池なら30分しか飛べん、いろんなメリット、デメリットがあって、ハイブリッドエンジンは今までもうやりましたから、今年はまだリチウムイオン電池の性能が物すごく上がったドローンを使おうと、そんな計画も立てながらやりようりますので、ひとつぜひ御理解をいただきたい。何も援助をその会社にしようるわけじゃございませんので、あまりにも誤解が甚だしいんで、そのあたりは再認識をしていただくようによろしく願いをいたします。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ドローンパークというのものも、これ町長が言われるべきことじゃろうと思うが、そういうなんもあるんで、やめるわけにはいかないというところもあるんだろうとは思いますが。ただ、特定の会社とのやり方というか、包括協定を結んでいるとはいうもののやはり問題点が私はあるというふうに思っております。ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは、最後の町営バスのことです。

佐伯方面からの町営バスの改善をしてほしいというふうなことが利用者の方からいろいろと言われております。これが新しい今年のタイムテーブルというか、見てみますと乗り継ぎが8か所ですか、乗り継ぎは佐伯庁舎でしてくださいというふうなことを書いたのが張っているんです。この乗り継ぎというのがなかなか評判がよくないということを言われるんです。特に、即乗り継ぎするんだったら問題ないかもしれないが、実際は利用者の方というのはちょっとそこで用事を済ませてまた和気のほうへ行くという考えの方というのは、例えば医療機関や郵便局、農協、そういうところなんかに行ってまたちょっと遅れても次のに乗るというふうな考えがどうもあるようで、その乗り継ぎというのがあったとしてもサエスタでしたほうがいいんじゃないかというふうなことを言われるんですよね。その点で、今の便が変わったということに対してそういう声は出てないでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

抜本的に、バスの台数を何台か増やして、なるべく直通便を増やしてもらったほうが高齢者にとっては間違いないというか、そういう点もあるようなので、これは時々それこそ毎年と言ったらちょっと難しいかもしれませんが、2年に1度ぐらいは見直しをして、いいように改善していくのが重要だと思います、その点ぜひよろしく願います。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

西中議員の佐伯方面からの町営バスの改善をという御質問でございます。

直通便がなくなって乗り継ぎ便が増えたことに対しましての利用者からの声はということ、それからバスを増やして直通便を増やせないかというようなことでもあります。

まず、令和3年5月1日からダイヤ改正を行っております。改正に当たりまして、改正前のダイヤは全て乗換えなしで佐伯、和気間を運行しておりました。本年の5月の改正に伴いまして乗換えが発生したことにつきましては、利用者の方から乗換えが発生してちょっと面倒になったなという声は確かにございます。しかしながら、この改善に至る話の中では、約90分間をかけて和気駅のほうに行っている、途中でトイレ休憩も取れないというようなお話、それから数分置きに佐伯、和気間をバスが行き来していることを集約することができないかというようなお話もございまして、23便から12便にさせていただいております。

この5月の改正につきましては、御意見のありました長時間乗車になる利用者へのトイレ休憩と、それから佐伯、和気間の数分置きの利用者の少ないまたは乗車していない車両の集約化、運行のスリム化が目的でございました。

先ほど議員がおっしゃいました乗換え場所につきましては、町営バスは平日運行としております。当然乗換え場所で皆さんがお待ちになるということで、公共施設であること、それから平日に利用できる施設、そこでトイレが利用できると、それから利用者の方の乗降時の安全性などから考えまして、佐伯庁舎での乗り継ぎといたしているところでございます。トイレ休憩が取れるようになったことや無駄を省けたことだけではなくて、運行スケジュールにつきましても、連続運転規制ぎりぎりの運行でなく、少しゆとりができて、車両に対するさらなる点検でございましたり、コロナ禍における消毒を行う時間等が確保できるようになっております。また、ゆとりを持った運転にもつながっております。

今後も、町営バスの利便性向上に向けまして、利用者の声をはじめ地域公共交通会議等でも御意見をお聞きしながら、より利用しやすく、より身近な町営バスとなるように協議検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つでございます。すみません。

バスの増便ということでございますが、便数を増やすためには、車両購入や運転手の採用など多額の費用を要することにもなります。現状の利用状況を見ながら考えますと、コロナ禍ということもありまして、今現在は車両を増やしての対応は難しいと考えております。ただ、将来的には免許返納者の増加などが予想されるために、より効率的な運行をするためにはどうすべきかを状況に応じた運行に向け検討してまいりたいと思ひますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） もともと佐伯町があったときは、佐伯町の中だけで山を走って回っていったり、そういう循環する便とかがあったわけなんです。あるいは、それ以外は、赤坂へ出る便とかというのもありました。なので、そういう便が変わるとかということは当然なことだと思ひて、それから赤坂なんかはもう赤磐市の人が乗ってたんですね。いずれにしろ、昨年この時期に同僚議員が町営バスの運行について聞かれております。ぜひとも町民の方が喜んで利用できるように、それから高齢者が免許を返納しても医療機関やいろいろなところへ安心して行けるような、そういう町になるように、今後とも改善についてぜひとも熱心に取り組んでやっていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

次に、7番 万代哲央君に質問を許可します。

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、防災都市公園事業につきまして、町長の現時点での考えと今後の対応について御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 万代議員の防災都市公園についての町長の考え方ということで御質問をいただいたんですが、これ平成30年9月の議会でございます。防災都市公園整備事業を提案させていただいて、5か年の事業ですと。取りあえず国土交通省の事業で10億円の交付金と、あと全体で20億円の事業で、あと10億円のうち7億円がたしか起債で、その起債の7割は交付金算入になると。有利な事業なんでぜひやらせてほしいということで、やる内容につきましては、有事の際には日本一の防災機能を持たそうじゃないかなと、和気町で、それから、平常時には、これだけ高齢化が進行しよんで、高齢者の皆さん方が長寿を目指した健康づくりに御活用ができるようなそういう施設になるように、しかも今内閣府では30年以内に南海トラフ地震が起きるとこの近

辺は震度6ぐらいの地震が発生する可能性がある、それともう一つは、異常気象によるところの時間雨量が100ミリというような現象が今このあたりでもあるわけでございますから、そのときのためにもひとつぜひその事業をやらせてほしいと。

我々の仕事というのは、財源を国から確保してきて、県から確保してきて、和気町の付加価値を高めて、和気町の皆さん方の経済効果を発生さそうと、これが私は基本じゃと思いようりましたから、これはお認めをいただいて、ぜひこれはやらせていただくということで提案をさせていただいて、平成30年9月の定例ではたしか最初5,200万円じゃったと思いますが、ここで御議決いただいたんです。ですから、5年間の事業は御議決いただけたと思いながらおりましたら、次の平成31年に新しい議員構成になりまして、そのときにはたしか1億2,700万円だったと思うんですが、1億2,700万円の歳入の修正をかけていただいて、この事業はやるべきじゃないと。それで、前の5,200万円——たしか5,200万円じゃったと思うんですが——これは用地費に充てさせていただくのに、平成31年と両方を合わせて繰越明許をさせていただいて用地の購入をさせていただかないと、税法上の問題があります。たしか5,000万円の基礎控除だったと思う。そのあたりがありますので、平成31年の予算を執行していなかったんです。それで、平成31年がそういうことになりましてお認めがいただけなかったと。私も本当に残念な思いで、何とか御議決をいただくとう何回もお願いしたんですが、反対の理由が3つほどありまして、その3つを話しようたら長うなりますから省略させていただきますが、何とかクリアをして、しかもあそこへドームをこしらえて、ドームのときにも4回ぐらい修正かけて修正議決しとんですが、あのドームのテントが実はもうやり直さなきゃいけんと。このテントは1億円かかると。それから、ドームの樹脂がもう劣化しとると。これは三、四千万円かかると。これも全部入れて20億円の事業をやらせてほしいということをお願いしたんですが、結果的には管内流用してほしいと。平成31年10月でした。どうしても管内流用してほしいと。管内流用しないと、中国5県それから岡山県も国の国土交通省に対しての信頼が、次の事業をやるのに岡山県にも中国5県にも影響があると言われまして、私は3月31日まで権利があるんですから、これは管内流用をお認めするわけにいかんというお話をしたんですが、どうしても管内流用ということで、その代わり私はそのときに、次に和気町がこの社会資本整備事業交付金の申請をした場合採択してくれるんかと。採択してくれるということを担保してくれるんなら、それは管内流用を認めますという話をうちの副町長と担当課長と、県へ行って県の都市計画課長じゃったと思うんですが、そこを窓口にやっていただいたんです。それから現在に至とんですが、6町歩の地権者の皆さん方には、取りあえず延期をさせてほしいと、何とか議会の皆さん方にこのことを御理解をいただこうと、特に交流人口を増やすことによって経済効果も発生させていこうと。益原は、ちょうど合併して和気町の中心的位置にあると。あそこをそういう状態で活用させていただくことによって、かなり温泉に対しても利用者が増えてくるだろうし、あの周辺一帯が変わってくるだろうというのでお願いをしたんです。それで今、次に私が和気町として事業計画を出したら採択はしていただけるというお約束はしとんですが、なかなかお約束だけでございますから、実際は採択してくれて初めて成果が上がるんであって、このあたりのことを私も考えてみると、何とか和気町の将来の発展のためにも、地の利が和気町は国道374号が南北に走って、岡山赤穂線が東西に走とるわけでございます、しかも、高規格幹線道路のインターが2か所ある。それに山陽本線と和気駅がある。山陽本線と和気駅も減便になってくるような状況になりようりますから、何とかこういう事業をやることによって和気町の活性化に結びつけたいという気持ちは、今でももうこの前以上に私は持っておりますから、そのあたり次の選挙のこともあります。次の選挙を、私がほんなら立候補を決意いたしておるわけでもございませませんが、そのあたりのことも含めて今後皆さんで和気町の発展を前向きに、真摯にお考えをいただければ非常にありがたいなと思っておるところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 今御答弁いただいたんですけど、平成30年と令和元年と平成31年、令和元年度のお話をされましたけど、結局平成30年度から5か年の事業ですから令和4年度までですね。その間に着工して、事業を完了させるというのが原則なわけです。

今町長がお話しになったのは、平成30年度と令和元年度の議会でのやり取りとか経過、経緯を言われたわけでありまして、令和2年度と令和3年度、今日まで何をされてきたんかということになるんですけど、管内流用の話をされて、それでこれで流用すればまた次回もというようなことを言われました。次回もこの事業をやらせていただきたいというような願いをしたというようなことだろうと思いますけど、それだったら5年間はやれる状況にあるわけですから、平成30年度と令和元年度はそういうことであっても、あと2年、3年、4年と3か年あるわけですよ。その間に議会とも検討したり協議したりして、何とか5年のうちに着工に持っていくというのが、これが本来の姿じゃないかと思うんですよ。ほんで、今のお話は、私が聞いてて思ったのはそういうことだった。ただ、自分としては、有利な補助メニューを使って、なおこの事業が和気町にとっては大切な事業だと思うからやっていきたいというような気持ちを述べられたんかなと、こう思うんです。ただ、繰り返しますけど、平成30年度からの5か年事業ということで、来年、令和4年度までの事業ということは、この令和3年度の11月か12月の予算要求で予算を上げない限り来年はできないと、これが普通の考えだと思うんです。そういうことであれば、令和4年度まではもうできないと。この今工事をやってもいいと、このメニューでやってくださいという期間は過ぎてしまうわけですよ。そういうときに当たって、町長のこの平成30年度から令和4年度の期間ではできなかったということに対して、議会とか町民に自分の考えとか、それからまだそれでも和気町にとっては有意義な事業であるからやりたいんだと、そういったメッセージ、そういうものをしっかりとというか、はっきり示す、そういう責務がやっぱりあるんじゃないんですか、町の責任者として。町民と向かい合うというのはそういうことじゃないんですか。私はもう単純にそう思うんです。

ですから、今町長が率直に、いや、自分として来年度というか、次回ももう一回申請し直してやりたいんだと。そのやりたい内容というのはまた別にしても、そういうふうに思われるんなら、きちりそういうメッセージを発信されないと、けじめがないんじゃないんですか。平成30年度から令和4年度の事業である。ただ、それはできなかった。できなかったということは、ちゃんと現実でありますから、それを議会なり町民に発する。それが議会や町民と向かい合うことだと私は思うんです。それをお願いしたいなと。それは12月の議会の諸般の報告でも結構ですし、どういう形かお考えいただいて、それが先につながっていくことじゃないかなと思いますので、そういうことを一番に考えてもらいたかったんですよ。ほんで、今この時期を捉えて一つ質問をさせてもらったんで、そのことをぜひよろしく願いできたらなと。この1期目といいますか、平成30年度から令和4年度までのこの期間を要してやろうと思ったけどもできなかったということ述べた上で、今後の自分の抱負というようなものでも結構ですから、それを議会と町民に語ってもらいたいと、こう思います。

○議長（山本泰正君） 答弁は要るんですか。

（7番 万代哲央君「はい」の声あり）

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 万代議員がおっしゃる理屈、私もそりゃあ分からんことはありません。分かっとなります。分かりますが、ただ行政上5年間という期限の中でということでこの事業に最初かかったんですが、現実の問題といたしまして、議会の構成そのものが今の状況でございますので、議員の皆さん方には、全員にはお話しいたしておりませんが、お話ができる議員、万代議員にもかなり詰めた諮問委員会も立ち上げようじゃねえかというお話も実はさせていただいたんです。そしたら、万代議員もそのことについてじゃあ御理解がいただけたんです。しかし、最後のせつば詰まったところでそれは反対をせられました。そういうこともあったりした経緯があるんです。それは御記憶にあると思うんです。ほかの議員にも私はお話をさせていただいたんですが、今の議会

の皆さん方の空気の中ではなかなか私が説得できるだけの能力がないと、私の説得力は十分でない。私も自信がありません。こんな状況の中でお話しして混乱をさすだけの状況では、お話ししてもどうしようもありませんから、そこで私は潮目という言葉を使うことに対してもかなり批判をいただきましたから、状況が変わりましたらまた私もこの話ができるチャンスがもしあるのならやらせていただこうと、こう思っておりますので、そのあたりひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） もうやめようかなと思ったんですけど、できる議員には話をしたけど、できない議員にはしてないとかというんじゃないに、そら全員協議会でも何でもあるんですから話をされたらいいと思うんです。

町長は、検討委員会でそれを進めたのに私がやめたように言われますけど、それを何回も聞きましたけど、私そういうつもりで反対したわけじゃないんです。もし今度こういうことをやろうと、議会の体制も変わって賛成してくれる人のほうが多くなったら、そういう環境が整ったらやられるというふうに受け取りましたけども、そうなったらその検討委員会もやってください。私は賛成しますよ。

だから、そういうことでこれについては終わらせてもらいます。

それでは次に、ドローンの活用事業につきまして、町が国に対して特区の申請をして以来相当年月がたっているわけですけども、現状特区のことはどうなっているかという質問であります。

先週の10日の金曜日、議会全員協議会が開かれまして、担当課長からこのことの詳しい説明がありました。ライブ配信で見られてる方もいて知られたい方もおられると思うんですけど、この前のように長くなってよろしいんで、規制緩和を要望した主な法律とか規則とかそういうところは省略していただいて、簡便に御答弁いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、万代議員から御質問いただいております特区の状況につきましての答弁をさせていただきます。

先ほど万代議員も言われましたが、9月10日の議会全員協議会でも御報告をさせていただいておりますが、平成29年12月に内閣府国家戦略特区推進事務局へ国家戦略特区の提案書を提出後、平成30年2月と平成30年8月、それと令和元年12月の3度内閣府のヒアリングを受けております。また、令和元年11月には、追加提案を加えた提案書を再提出するなどし、特区指定に係る診査の結果を待つておりましたところ、9月2日に内閣府地方創生推進事務局から、本町からの提案に対する対応を終了すると、そういう旨の通知が出されたところであります。

なお、提案書において要望した様々な規制緩和につきましては、処方箋薬の配送とかドローンの製造の重さの上限の変更、そういったようなものがございましたが、国土交通省や厚生労働省等の所管される各省庁から出された回答につきましては、平成29年12月の提案書の提出から4年近い期間が経過しているということもあり、既に法改正等で対応が済んでいると、そういったような回答、また各省庁の見解として規制を緩和するというには至らない、規制を緩和するという考えはないといった回答のようなもの内容でございまして、こういうことで特区としての対応は終了すると、そういった内容のものでございました。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

すみません。少し追加をさせていただきます。また途中では、今年度公募がありましたけれども、スーパーシティ構想とってスーパーシティ型という新たな国家戦略の特区のことがございます。そういったものにつきましても、国のほうから、県のほうからもこういうのをされてはいかがかというようなこともございましたが、こちらのほうは幅広い分野のことを取り扱うものであったり、それからあと区域の指定等、なかなか町全体での

均等なサービスをやるということは難しいという状況、それからまた特区に指定された場合に、費用もこれまでドローン以外ではないほどまた莫大な費用がかかると、そういったようなことがありますので、これはデメリット、リスクのほうが高いというふうに判断いたしまして、特区のスーパーシティ構想の応募のほうは断念しておるといふ状況でございます。

以上、追加でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代議員。

○7番（万代哲央君） ありがとうございます。特区のことはこれで終わりたいと思います。

先ほど、もう一回町長にお願いしようと思うて言い忘れたんですけど、1問目のことなんですけど、ぜひ議会あるいは町民に向けてこの事業、令和4年度までの事業はできないと、しかし自分はこう思うという考えを言っただくということをお約束いただきたいと思います。

次に、3点目でございますけど、和気駅構内のエレベーターの設置の実現に向けてということなんです。

質問内容は、エレベーター設置に関して、以前JRと協議をしている内容についての説明、それともう一点が南口の改札口と券売機の設置に関してお考えがあるかないかを併せて答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、万代議員の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問についてでございますが、計画案につきましては、平成27年度に和気駅バリアフリー化基本計画作成業務をJRコンサルへ委託し、作成しております。内容につきましては、エレベーターの設置案の作成になります。和気駅にエレベーターを設置するためには、JRの財政事情にもよりますが、バリアフリー基本構想作成後、JRが概略、実施設計を行い、事業に着手する必要があるとございます。計画案はまだ協議段階の資料であるため公表できる時期が参りましたら御報告させていただきますので、現時点での提出につきましては控えさせていただきます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の御質問についてでございますが、南口への改札口と切符売場の設置につきましては、和気駅をより快適に利用していただく上で必要な事業であると認識しておりますので、設置に係る事業費が高額になることから、慎重に検討する必要があると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

エレベーター設置につきましては、今後とも引き続きJRへ積極的に要望活動を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 答弁ありがとうございます。

今の答弁で1点だけお聞きします。

エレベーターというのは1基どれぐらいするものなのかということと、それから南口の改札口と券売機、高額だと言われたんですが、幾らでしょうか。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

価格についてでございますが、このバリアフリー化基本計画の作成業務内にある数字でございますので、同様に控えさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 私も、おととい瀬戸駅——エレベーターを設置したところ——へ行って、エレベーターが

3基ありますけど、乗ってみたんですけど、エレベーターの設置場所とそれからあとエレベーターの中、定員が11名までで最高で750キロまでが許されるというようなことを書いてました。

それから、反対側の改札口と券売機が2階にありまして、2階の通路には両方の横の壁に手すりといいますか、それが上と下と2本あると、そういうふうな状況であったのを見て、エレベーターにも何回か乗りましたが、非常によかったです。

私がこういう質問をするその発端は、私は和気町の資源というものについて考えてみたんですけど、町の資源として私が思い当たるのは3つ施設がある。JRの和気駅と、和気橋と、和気閑谷高校なんです。どれも古い歴史を持った施設ですけど、その資源を大切に有効活用することが今一番大事なんじゃないかと最近とみに思うようになりました。現在は、地方創生のために何をするかとか、にぎわいのあるまちづくりのためにはどうしたらいいんかとか、そういうふうなことを言われますけど、それもそうですけど、一番にすべきことはやっぱり町民サービスになることだと思うんです。それが、私は個人的に思いついたのがエレベーターの設置なんです。和気駅は当然、利用率に直してみるとそれよりは減ってると思いますけども、それでも今1日平均2,700人前後の方が乗れとるというわけでありまして、和気駅というのはもう町民の交流の場所だと思うんです。友達と待ち合わせる場所でもあります。待合室もあります。電車の中でも、たまたま会った知り合いと世間話に花を咲かせるそういう場でもあります。

エレベーターを設置したら、町民の皆さんは大変ありがたいがるんじゃないかなと。そりゃあ、要するにお金の問題なんだということになってくるわけですけども、高齢者の方から、私が印象的に残っているのは、エレベーターがあったらもっと岡山へ行きたいと、行けるのになということ、それから生きてるうちに電車でぜひ奥さんを岡山へ連れていってやりたいんだというような話が私は耳に残ってるんです。階段を上がっていると、和気閑谷高校の生徒が荷物を持ってくれると、ありがたいと。で、岡山へ行ってリフレッシュして、帰りの時刻表を調べてみると、和気駅どめなんだと。和気駅どめというのは2番ホームへ着くと。これだったら、また階段を上がって下りないかんから、もうつらいと。で、1つ電車を遅らせると、こういうことも聞いたことがあります。駅のバリアフリー化の事業に乗れば、これはもう最高だと思います。でも、昨日も御答弁がありましたけども、JR西日本では、11の駅と言われたんですかね、和気駅よりもその事業に乗れる優先度が高いと、こういうようなことだった。

町長にも御意見を聞かせてもらいたいと思うんですけど、私は端的に申し上げて、JRと設置の協議をする中で、JRの負担分を町が持つことであってもすべきじゃないかと考えております。ほんで、そのように思って、昨日の答弁の中に、事業主体はJRなんだからJRがやらないと全額を町が負担することになるよというような答弁があったと思います。で、ああ、全額かというのを思いました。それで、今1基どれくらいするんかとお尋ねしたわけです。私は、JRがしなかったら3分の2持てばいいのかなと思ってたんですけど、そうでないということは昨日同僚議員に教えてもらいました。JRが事業主体となって計画書を三者でつくと、自治体とJRと国でつくと。自治体とJRでつくる、で協議会でつくる。で、それを地方運輸局のほうへ提出して、認められればできるんだというようなことを教えていただいたんですが、そういうことであっても私は考えていったらいいんじゃないかなと、こう思っているんです。昨日も町長が言われたように、谷合参議院議員とかから国土交通省大臣とまだ折衝する余地が残ってるというようなことを言われましたので、このバリアフリー事業とは別にそういう事業、エレベーター化することにおいて、国の御支援とか助成が得られる道というのはまだ残っていると思うんです。そんないろんなルートを活用して、ぜひこのエレベーターの実現をすべきであると私は考えております。

ほんで、昨日もお話でありましたが、11駅がまだ和気駅より上にいるということは、仮に12番目に和気に戻ってきたとしても、それ1年に1つもつけれないわけですから、20年以上かかるわけですから、普通に待って

たら。それじゃあ遅いですよね。それほど悠長に待つというわけにはいかんと思いますので、ぜひともこれに力を注ぐべきであると思うんです。私は、エレベーターの設置というものに、和気のにぎわいといいますか、そういうものを期待します。和気にある資源を資産にすること、これが大事だと思っております。

次、町長がどのようにお考えになるか分かりませんが、防災公園事業、先ほどいろんな予算的な話もされました。私、全部は聞けなかったんですけど、総事業費が20億円として、8億円から半分の10億円ぐらいの、地方債を借りるにしても一般財源が要るんじゃないかなと。それと、このエレベーターの設置、どちらを優先するかというのは、これはもう比較できない問題かもしれませんが、私はあえて言わせていただければ、エレベーターの設置、これに期待します。町がもしこのこと、エレベーターの設置に関してあまり積極的にできないというようなことになると、やはりその前にそもそも予算のことはありますから、国とのそういった支援とかいろんな協議というのはして、できるだけ節減してやるということはもちろんなんですけど、これに尽力することを和気町の大きな目標の一つにしてもいいんじゃないかなと思っておるんですけど、町長の考え、これをほかのことに優先してでも取り組んでいくというお考えがあるかどうか、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） さっきからお話ししようりますように、基本構想そのものはこれからなんですけど、その前にエレベーターだけ設置というそういう考え方もあるんでしょうけど、そら在来線2番ホームへ入って、あそこの階段を上がりようのを見ると、本当に申し訳ねえなという気が私もします。ところが、どうも全部町費で見いというて、ほんならまた議会の皆さん方のそれぞれのお考えがまたありましようし、私は就任させていただいてからこっち財政調整基金一円も手をつけてねえんです。（「平成30年度に1億2,000万円の財政調整基金の取崩しをやって財源充当をやっております」と後刻訂正）財政調整基金もどんどん増やしていきようりまして、今年全部の基金が42億円ほどになる。それから、減債基金積立金なんかでも1億円ずつためていったんも一円も手をつけてねえんです。ですから、それを使わせていただきゃあそりやできるんです。全部和気町が持ちゃあできるんですけど、全部和気町が持つてというのがなかなか、万代議員には御理解をいただけたって、ただ皆さん方には御理解をいただけるかいただけんかということもありますし、そら必要なことは十分理解ができるんです。ですから、これはよう検討させていただいて、また協議をさせてください。話し合いをさせてください。ここでほんならやりましようというて、そねえなことを言ようたらまた怒られにやいけませんから。そういうことにしてください。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） もう時間があまりないんで、4番目の質問はもうやめます。時間がない。途中で尻切れとんぼになるんでやめたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） それでは、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（山本泰正君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

21日は、午前9時から本会議を再開しますので、出席方よろしくお願ひいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後0時01分 散会

令和3年第6回和気町議会会議録（第16日目）

1. 招集日時 令和3年9月21日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年9月21日 午前9時00分開議 午前10時59分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 尾崎 智美                      2番 太田 啓補                      3番 從野 勝  
4番 神崎 良一                      5番 山本 稔                        6番 居樹 豊  
7番 万代 哲央                      8番 西中 純一                      9番 安東 哲矢  
10番 当瀬 万享                      11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町長 草加 信義                      副町長 稲山 茂  
教育長 徳永 昭伸                      民生福祉部長 岡本 芳克  
総務課長 永宗 宣之                      危機管理室長 河野 憲一  
財政課長 海野 均                      まち経営課長 寺尾 純一  
税務課長 岡本 康彦                      生活環境課長 山崎 信行  
健康福祉課長 松田 明久                      介護保険課長 井上 輝昭  
産業振興課長 新田 憲一                      都市建設課長 西本 幸司  
上下水道課長 田村 正晃                      総務事業課長 久永 敏博  
会計管理者 清水 洋右                      教育次長 万代 明  
学校教育課長 國定 智子                      社会教育課長 鈴木 健治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	議案第51号 令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第52号 令和2年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第53号 令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第54号 令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第55号 令和2年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第56号 令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第57号 令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第58号 令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第59号 令和2年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第60号 令和2年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第61号 令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第62号 令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第63号 令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第64号 令和2年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第65号 令和2年度和気町上水道事業会計決算認定について	認定
議案第66号 令和2年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	認定	
日程第2	議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決
	議案第68号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決
	議案第69号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決
	議案第71号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決
	議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決
	議案第73号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
	議案第74号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
	議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
	議案第76号 和気町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第77号 和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第78号 和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第79号 和気町営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第80号 令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
	議案第81号 令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第82号 令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第83号 令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第84号 令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第85号 令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第86号 令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第87号 令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第88号 令和3年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第89号 令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第90号 令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第91号 令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第92号 令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第93号 令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第94号 令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第95号 令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
	請願第3号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願	採択
	請願第4号 「再犯防止推進計画」に関する請願書	趣旨採択
	陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	不採択
	陳情第4号 要請書（人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること）	不採択
	陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	採択
日程第3	発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	原案可決
追加日程第1	発議第5号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書	原案可決
	発議第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書	原案可決
日程第4	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、9月16日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る9月16日木曜日、本会議終了後、3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、総務課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、常任委員長及び特別委員長から付託案件の審査結果の報告がありました。

次に、討論の申出については、議案4件に対し反対討論4件、陳情2件に対し賛成討論2件であります。

次に、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、発議第4号として提出することになりましたので、御審議をお願いいたします。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から提出されておりますので、本日、議題といたしております。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第51号から議案第66号までの16件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長(居樹 豊君) それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算認定議案2件につきまして、去る9月13日午前9時から、和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長及び各担当課長出席の下、慎重に審査した結果を報告いたします。

初めに、議案第51号令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第57号令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

以上、決算認定議案につきまして、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第57号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第57号令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第57号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第57号の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算認定議案14件につきまして、9月14日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長及び担当部・課長出席の下、審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第51号令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、歳出の特産物振興費、備品購入費は何を購入したのかとの質疑に対し、ぶどうのジベレリン処理機や防犯カメラ、カメムシ捕獲器等であるとの答弁がありました。

次に、議案第52号令和2年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第53号令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第54号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第55号令和2年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第56号令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第58号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第59号令和2年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、歳出で一般会計繰出金400万円があるが、主にどういったときに繰り出しされるのか。また、令和2年度はコロナ禍で収益が減っているが、800万円程度のプラス収支となっている。今期の収益をどの程度見込んでいるのかとの質疑に対し、収支が黒字の場合には、400万円ずつ、約10年間、一般会計へ繰り出し

する計画である。現在、コロナの影響で駅前・駅南駐車場の収入が落ちているため、今後のプラス収支は厳しいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第60号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第61号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第63号令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第64号令和2年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第65号令和2年度和気町上水道事業会計決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第66号令和2年度和気町簡易水道事業会計決算認定についてであります。全会一致で原案認定であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。  
委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第52号から議案第56号まで、議案第58号から議案第61号まで及び議案第63号から議案第66号までの13件は、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第52号から議案第56号まで、議案第58号から議案第61号まで及び議案第63号から議案第66号までの13件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第52号令和2年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号令和2年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号令和2年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号令和2年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号令和2年度和気町上水道事業会計決算認定について、議案第66号令和2年度和気町簡易水道事業会計決算認定について、以上13件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。13件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号から議案第56号まで、議案第58号から議案第61号まで及び議案第63号から議案第66号までの13件は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 神崎君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（神崎良一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

令和3年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算認定議案2件につきまして、去る9月10日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第51号令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、賛成多数で原案認定であります。

次に、議案第62号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、賛成多数で原案認定であります。

なお、この2議案の審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、1億6,100万円の繰り出しについて、結果としては非常に過大な繰り出しであったのではないかと。財政規律上ではどうかとの質疑に対し、公営企業には独立採算のルールがあるが、公営企業法ではその経営に伴う収入だけで困難な場合、今回のコロナ禍のように災害に匹敵する影響がある場合には繰り出しを許すという法的な根拠がある。適切な繰り出しの執行であると考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、令和2年度末に導入した自動改札機の効果についてはどの質疑に対し、現在のコロナ禍で効果の検証はできにくくなっているが、職員でいうとパートタイムで1.5人分ぐらいの削減につながっている、そんな感触だとの答弁がありました。

以上、決算認定議案2件について、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第51号令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第51号令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について反対でありますので、討論をさせていただきます。

地方創生臨時交付金によって2,400万円、また観光費で1億3,700万円、合計1億6,100万円を和気鶴飼谷温泉事業特別会計へ繰り出した結果、今年度の和気鶴飼谷温泉事業特別会計への繰越金は6,800万円を超えた。まさにその使い方について、放漫過ぎる経営ではなかったかというふうに思う。また、ローンの借上げ料金120万円、損害保険の料金など、ローンの会社に至れり尽くせりである。そもそも地方自治法違反の疑いがある事業、また実証実験はFDDI社やNTT、パナソニックの3社が、将来の会社の技術として利用するだけであり、直接の税金の出どころである和気町民には直接利益をもたらす可能性があるのか、非常に判断できないというふうに思われます。まさにうまく利用されたのではないかという感じがさえるところ

であります。せめてドローンを使うなら入札をして、一番適当な会社にさせるというのが本来であります。随意契約ばかりでやっているというふうに思います。そのような理由で、決算認定に反対であります。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号令和2年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号の決算に対する各委員長の報告は、認定とするものです。議案第51号の決算は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって議案第51号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、議案第62号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第62号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について反対でありますので、討論をさせていただきます。

新型コロナによる営業中止や、または飲食や入浴というものが、他人に接触したり感染をするという機会になる可能性が大きいという判断になり、避けられたりすることが多かったと思います。消毒液や食堂の施設改善なども進ませている努力、そういうことは評価するものでありますが、もっと世間で話題になるように、職員のPCR検査を徹底するなど、大胆な対策、宣伝が必要ではなかったのかというふうに思っておるところでございます。職員研修もやったと言われているところではありますが、私たちには内容の提示もされておられません。大変、不十分なものではなかったのではないかと思います。経営改革が叫ばれましたが、その実際の動きがまだ見えてこない、言葉だけで終わっているのではないかとこのように思うところあります。

以上、反対の理由を述べ、この決算認定に反対であります。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第62号の決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって議案第62号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

（日程第2）

○議長（山本泰正君） 日程第2、議案第67号から議案第95号までの29件及び請願第3号、請願第4号の2件並びに陳情第3号から陳情第5号までの3件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長（居樹 豊君） それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会では、去る9月13日、決算認定2議案に引き続きまして、付託されました議案12件と請願1件及び陳情3件につきまして、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第67号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、委員から、自走式草刈機の購入費用に辺地債を充当するための計画であると理解しているが、購入した自走式草刈機の運用についてはどうなるのかとの質疑に対し、この計画は、自走式草刈機購入のための有利な財源確保が一番の目的であり、運用面につきましては、これまでの事業と同様に理解を求めたいという答弁がありました。

次に、議案第68号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第71号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑及び答弁がありました。

委員から、室原辺地において、すもも園の木の老朽化による植え替えやぶどうの栽培にも取り組んでいるが、今後のすもも園をどのように運営していくのかとの質疑に対し、すもも園のすももの木が古木になり、地元室原区にお願いをして木の植え替えを行っている。また、一部試験的にぶどうの栽培、販売も行っているが、園全体を効率よく使うことが基本であり、しっかり計画を立ててやっていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第74号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第75号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第76号和気町税条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第80号令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、生活困窮者生理用品配布事業について、この事業は町独自で考えた事業なのか。中学生及び高校生も対象としないのか。配布方法については、対象の子供に配慮するなど、慎重に行うべきではないかとの質疑に対し、この事業については、昨年度から実施検討を行っていたが、生活困窮世帯の線引きについて苦慮していた。今回、就学援助を行っている義務教育課程の小学生及び中学生を対象とし、配布については、学校において慎重に行うよう配慮しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、小学校における長期欠席と不登校対策システム化推進事業委託金について、本荘小だけ

と聞いたが、スクールサポーターはどんな仕事をしているのかとの質疑に対し、スクールサポーターの任務については、今、多様な児童・生徒に対して、授業での個別の支援や、教室に入りにくい状況になった場合の別室対応や、特別支援的な視点で様々な場面で児童・生徒の支援に当たっている。本荘小の今回のシステム化事業については、新たなシステムを導入されたものではなく、スクールサポーター、登校支援員の配置に係る費用に予算のほうをつけていただいたものだと答弁がありました。

また、別の委員から、不登校については、本人も悩まれているが、それ以上に親が悩まれている。スクールサポーターの制度の中で、親からの相談も受け、親への援助もできるようにすべきではとの質疑に対し、保護者への対応については、担任をはじめとする教員が行うと同時に、スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーと専門家の方の力を借りながら対応を行っている。大きな組織として、子供たち一人一人の自立に向けての支援をしていくという体制で教育を進めていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定避難所のWi-Fi環境整備について、今回で指定避難所は全部Wi-Fi環境が整うかとの質疑に対し、新型コロナウイルスの影響により、安定したウェブ会議等を外部と行うに当たって庁舎内のWi-Fi整備のための費用で、指定避難所のWi-Fi整備については、本庁舎やサエスタ、各小・中学校については整備済みであるが、新築される日笠地区公民館へも配備していくとの答弁がありました。

次に、議案第86号令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、請願第4号「再犯防止推進計画」に関する請願書についてであります。審査の過程において、採択への意見が2名、趣旨採択への意見が2名、継続審査への意見が1名あり、採決の結果、採択と趣旨採択が同数となり、委員長裁決により趣旨採択となりました。

次に、陳情第3号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてであります。審査の過程において趣旨採択への意見があり、審査の結果、全会一致で趣旨採択となりました。

次に、陳情第4号要請書（人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること）についてであります。審査の過程において趣旨採択への意見があり、審査の結果、全会一致で趣旨採択となりました。

次に、陳情第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてであります。全会一致で採択となりました。

なお、審査の過程において、委員から、教育に関してはよりよい人材を育てるため、国でしっかりと予算をつけていただくための陳情であり、賛成するとの意見がありました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第67号から議案第76号まで及び議案第86号の11件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第67号から議案第76号まで及び議案第86号の11件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第67号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第68号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第71号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第74号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第75号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第76号和気町税条例の一部を改正する条例について、議案第86号令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、以上11件に対する委員長の報告は、原案可決であります。11件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号から議案第76号まで及び議案第86号の11件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、請願第4号「再犯防止推進計画」に関する請願書についてを採決します。

請願第4号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第4号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって請願第4号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、陳情第3号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についての討論を行います。

賛成討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 陳情第3号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について賛成でありますので、討論をさせていただきます。

日本の平和とか国際関係についても、国民はひとしく意見を言う権利を有し、地方議会でも中央政府に対して堂々と意見が言える、それが民主主義の国ではないでしょうか。総務文教常任委員会の結論は、この件について趣旨採択であります。意見が同じとするならば、国の関係機関に和気町民の意見を表明するというのが当然ではないでしょうか。人権のまち和気町と言うならば、なおさらです。沖縄の人だけにこの責任を負わせるわけにはいかないし、いわんや日本を守るのではなく、アメリカの殴り込み部隊、海兵隊を沖縄には展開しております。インド洋や中近東まで展開しようという、そのような日米関係になっております。そういうことが成り立つ基地であります。即座に辺野古の基地建設は中止すべきであります。沖縄は、1972年、昭和47年、本土復帰されましたが、いまだにいろいろな、人が殺されたり、女性がそういう暴行を受けるというふうな、まさに基本的人権が侵されている。非常に日本の本土とは格差があるという状況があると思います。また、この日本に海兵隊の基地を置く必要があるのでありましようか。そのことについて、いま一度、国会で民主的に議論することは当然でありますし、日本国内に代替基地が必要なのかも議論し、沖縄以外の場所も議論しながら、民主的な手続により決定するべきであるし、場所がないならできちんと、つまり日本にそういうものは要らない、普天

間はとにかく外せと、そういう議論でいくなればいくというふういきちと議論をするべきであると思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、陳情第3号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。採決は会議規則第81条の規定により、本案を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めますので、表決に当たってはお間違えのないようお願いしたいと思います。

陳情第3号は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本泰正君） 起立少数です。

したがって陳情第3号は、不採択とすることに決定されました。

次に、陳情第4号要請書（人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること）についての討論を行います。

賛成討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 陳情第4号要請書（人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること）について、賛成であります。採択していただきたいので、賛成討論をさせていただきます。

政府は、沖縄県南部、大体南部と言いますと糸満市とか、そういうふうなところを含む、大変激しい戦闘があった場所でございます。その場所の土砂を辺野古の基地建設に投入しようとしているところであります。その戦死者に対しても、また今でもその場所で遺骨収集に努力されている沖縄県の方にも大変失礼であり、またいわゆる亡き英霊と言うんですか、その英霊の心を冒瀆する行いであるというふうに思います。沖縄県南部の土砂には遺骨や魂がまだ眠っているわけであり、決してその魂を冒瀆、犠牲になった方の魂を冒瀆してはならないものであります。まさに沖縄は、軍人だけではなく市民が犠牲になった、そういう場所であります。日本で唯一住民を巻き込んだ熾烈な地上戦があった沖縄の事情を考えて、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府が主体になって戦没者遺骨収集ができるように、意見書を政府に突きつけるべきであると思います。よろしく願います。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、陳情第4号要請書（人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。採決は会議規則第81条の規定により、本案を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めますので、表決に当たってはお間違えのないようお願いしたいと思います。

陳情第4号は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本泰正君） 起立少数です。

したがって陳情第4号は、不採択とすることに決定されました。

次に、陳情第5号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、陳情第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について採決します。

陳情第5号に対する委員長の報告は、採択であります。陳情第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） 厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会では、9月14日、決算認定14議案に引き続き、付託されました議案17件及び請願1件につきまして慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第77号和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第78号和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第79号和気町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第80号令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、プレミアム付商品券について、以前、地域振興券が発売され、数量が限定されていたため、販売窓口が非常に混乱した記憶がある。今回は全町民が対象であるが、販売期間を何日ぐらい予定しているのかとの質疑に対し、コロナ禍でもあり、密にならないよう工夫をしたい。今回、全町民が対象であり、全世帯に案内をして買いに来ていただく予定で、休日も販売する考えだとの答弁がありました。

また、同委員から、販売見込みと販売場所、余った券は再度販売するのかとの質疑に対し、販売は80%の見込みで、販売場所は本庁舎と佐伯庁舎を想定しているが、町民の方が購入しやすい方法を考えていきたいが、使用期間がタイトであることから、二次販売は想定していないとの答弁がありました。

また、別の委員から、特産物振興費の修繕料、旧さくらんぼハウスの撤去費に関連して、そのハウスで試験的に栽培されているぶどうの規模はどの質疑に、すもも園と隣接しているハウスで町が一体的に管理している。ピオーネやオーロラブラック、シャインマスカットを育成中で、収穫はまだ先である。なお、すもも園には平成23年度からぶどう11本を植栽し、試験的に栽培を行っており、収穫できたものを和気鶴飼谷温泉等で販売しているとの答弁がありました。

次に、議案第81号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第82号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、備品購入費の冷蔵庫の非常用電源132万円について、停電時を想定したものであるが、停電がど

の程度の頻度で起こり、停電して復旧までどのくらい時間がかかるかを検討しての判断になると思われるが、もう少し違う方法を考えたほうがよいのではとの質疑に対し、現在、停電回数や停電時間の短縮がなされているが、瀬戸内市では落雷による停電でワクチンが廃棄処分寸前となり、急遽臨時で職員に接種した実例もあることから、ワクチンが不足する現在、廃棄処分は避けなければならないことから、蓄電池を購入し対応する判断で予算計上したとの答弁がありました。

次に、議案第83号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第84号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第85号令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第87号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第88号令和3年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第89号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第90号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第92号令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第93号令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第94号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第95号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、請願第3号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願についてあります。採決の結果、採択と趣旨採択が同数となり、委員長裁決により採択となりました。

なお、審査の過程において、委員から次のような意見がありました。

委員から、コロナ禍で米価が下落していると聞いている。非常に危機感を持っており、ぜひ請願を採択して、国へ意見書をお願いしたいとの意見がありました。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第77号から議案第79号まで、議案第81号から議案第85号まで及び議案第87号から議案第90号まで、並びに議案第92号から議案第95号までの16件は、討論の申出がありませんので、討論を省略

します。

お諮りします。

議案第77号から議案第79号まで、議案第81号から議案第85号まで及び議案第87号から議案第90号まで、並びに議案第92号から議案第95号までの16件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第77号和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について、議案第78号和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について、議案第79号和気町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第81号令和3年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第82号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、議案第83号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第84号令和3年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第85号令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第87号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第88号令和3年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第89号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第90号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第92号令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第93号令和3年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第94号令和3年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第95号令和3年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、以上16件に対する委員長の報告は、原案可決であります。16件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第77号から議案第79号まで、議案第81号から議案第85号まで及び議案第87号から議案第90号まで並びに議案第92号から議案第95号までの16件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、請願第3号新型コロナウイルス禍による米危機の改善を求める請願についてを採決します。

請願第3号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第3号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって請願第3号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

ここで場内の時計で、10時20分まで暫時休憩とします。

午前10時03分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 神崎君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（神崎良一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

当委員会では、去る9月10日、決算認定2議案に引き続き、付託されました議案2件につきまして、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第80号令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。賛成多数で原案可決であります。

次に、議案第91号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

なお、この2議案の審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金1,000万円について、具体的な数量や必要経費について、どのように使われるのかとの質疑に対し、ラウンジの椅子の張り替え、多目的ルーム等の空調設備工事、それに伴う設計委託料、水道蛇口の非接触式替え、和室のベッド化と洋室のベッド更新等であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、毎回、改善計画をやるという話が出ているが、改善計画を立てて、利用計画などを数字を把握しながらやっていったらどうかとの質疑に対し、昨年12月議会においてお示した和気鶴飼谷温泉事業改善計画のPDCAを実行していきたいと考えているが、現在のコロナ禍で実行に移せないのが現状である。この計画については、利用目標数や経費率等の数値の目標を掲げている。新型コロナが落ち着いたら、実行、チェックを行い、改善するアクションについて進めていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、緊急事態宣言下における時短営業や休業期間、職員はどう対応していたのか、また運営の規模にあった職員数で適正に進めるべきではないかとの質疑に対し、職員研修や建物の環境整備、平素できない場所の清掃、営業再開へ向けた準備等を進めながら、他部署への応援にも出向いている。今の営業体系において、職員数はぎりぎりであるとの答弁がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 質疑というより、報告の中に少し加えていただきたいと思うんです。というのが、私のほうで、今まで一般会計からどのくらい補填をしてきたんだということで、私が議員になってから1億6,100万円、それから今回2,300万円ということで、非常に多額のお金が温泉に入ってるんで、以前あったのかということをお尋ねをして、ポンプを直すときに約3,000万円ぐらいというようなことも言われてましたけれども、そうしたことも含めて付け加えていただきたいなということと、時間短縮の要請協力金が、今までだったら公営企業に下りてなかった、今までね、雇用調整助成金だとか。このたび、飲食店関係だけ、要はラーメンハウスとレストランは対象なってるんで、それも含めて入れていただけたらなというように思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 神崎君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（神崎良一君） そうしましたら、今、太田議員のほうから追加要請があった、補填した金額、過去も含めてということなので、議事にも太田委員から質問があって、その記録は、金額、多少残ってたが、不明確な答えであれば、それはもう一度、新しいので確認して、金額の追加をさせていただくということと、今もう一つあったのは、ラーメンハウスと、それからレストラン、いわゆる補助金があった金額、これも一緒に報告に加えていくというか。あのとき、答えはあったと思うんですけど、金額、私ちょっと覚えてないんですけど、たしかあったと思うんで、その金額をまた報告の中に加えていくと、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦勞さまでした。

次に、議案第80号令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第80号令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）について反対討論をさせていただきます。

佐伯庁舎の耐震工事や、コロナ禍によって冷えている地域経済に活力を与えようとプレミアム付商品券事業など、大切な事業であるし、和気鶴飼谷温泉の洗面所のセンサー工事やベッドの更新、そしてベッドの和室への導入など、評価するところもあるわけであります。しかし、そもそも3自治体の組合から平成24年に譲渡を受けたその温泉の特別会計へ、一般会計から繰り出しをしたのは平成24年度、お湯くみ上げのポンプ故障のときだけでした。そのように思っております。それを、昨年度に続き今年度も、地方創生で1,000万円、商工費で1,300万円、合わせて2,300万円、和気鶴飼谷温泉特別会計へ繰り出ししようというわけであります。これは、昨年度1億6,100万円、一般会計から繰り出した結果、温泉特別会計に繰越金が今年度の会計に6,800万円にも上っていたというので、必要ないのではなかろうかというふうに思われます。

また、佐伯の共同調理場のエアコンが不調だということで、本来機器更新すべきものであるのにもかかわらず、2か月だけの借り上げで乗り切るなど、調理員の職場環境条件、ひいては子供の教育を考えているのか、ちょっと疑問ができるようなところであります。本来なら、佐伯調理場の改築計画を実施して、完成するまでのつなぎで必要なエアコンを1年とか改築まで使えるようにするべきではなかろうかというふうに思っております。今、本当に困っているところへすぐに財源は使うべきであるというふうに思います。

以上、反対討論とするものであります。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、議案第80号令和3年度和気町一般会計補正予算（第3号）について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第80号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第80号は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第91号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉特別会計補正予算（第1号）について反対でありますので、討論をさせていただきます。

忘れもしない昨年9月23日に、和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議が全会一致でなされました。その結果、改善計画書なる文書が12月には出されておるんですが、目に見えるような業務改善というのは、私は見られないというふうに思います。入浴入り口の自動化が行われたということはあると思います。現

在、賄材料費など、特定の品目を除いてほとんど入札が行われないで購入しているし、ある程度のなれ合いがあるのではなかろうかということが、一番私は思うところでございます。職員の顧客対応研修等を実施しているというのですが、本当でありましょうか。内容が紹介されておりません。素人の講習では追いつかないというふうに思います。プロの方に依頼して、きちんとした研修をしなければならぬというふうに思います。本当になくてはならない温泉であるというのであるならば、大胆な改革や改善をして、長期に持続可能な経営体質にするべきであるというふうに思います。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、議案第91号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第91号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第91号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって議案第91号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

意見書につきましては、お手元に配付しておりますので御覧ください。

次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 発議第4号のコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について趣旨説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の多方面に甚大な経済的、社会的影響を出しており、国民生活への不安が続いている中、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策と財政需要の増だけが見込まれる社会保障等への対応に迫られており、地方税財源の充実が不可欠であることから、国に対し、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望するものであります。1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については十分な総額を確保すること。2、固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって終了すること。3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとすること。4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないことなどであります。

以上、発議第4号の趣旨説明といたします。

○議長（山本泰正君） これから発議第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第4号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第4号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） それでは、先ほど第1会議室で開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告申し上げます。

本日の日程等において採択されました請願第3号及び陳情第5号を発議第5号及び発議第6号として、本日追加提案することに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の委員長報告とします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

議案第5号及び議案第6号の2件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって発議第5号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書について及び発議第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

○議長（山本泰正君） 追加日程第1、発議第5号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書についてを議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので御覧ください。

次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、発議第5号の新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の趣旨説明を行います。

コロナ禍における米の需要消失は、2019年産米の過大な在庫を産み、2020年度米の市場価格は大暴落し、需要減少に歯止めがかからず、2020年度米の販売不振と米価下落は底なしの状況になっています。このままでは2021年度産米の大暴落はもとより2年連続の米価下落にとどまらず、2020年度産米価格も上昇することはかなわず、3年連続の米価暴落になります。コロナにより生じた需要減少分は、国が責任を持って、その責任を生産者、流通業者に押しつけることは許されません。県内でも多くの住民が農業に関わっており、特に中山間地域は農業が経済活動の中心です。安心・安全そして豊かな食あってこそ、人々は安心して暮らせるのです。人々の暮らしを守るために、次の事項を強く要望するものであります。1、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなど、米価下落に歯止めをかけること。2、コロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食料支援制度を創設し、政府が支援すること。3、国内消費に必要な外国産米は、国産米の需給状況に応じて輸入数量の抑制を直ちに実行することなどであります。

以上、発議第5号の趣旨説明といたします。

○議長（山本泰正君） これから発議第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第5号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって発議第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第5号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第5号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書についてを議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

5番 山本君。

○5番(山本 稔君) それでは、発議第6号の教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書について趣旨説明を行います。

改正義務標準法により、小学校の学級編制標準が、学年進行により段階的に35人に引き下げられます。しかし、多くの国民が求めた30人学級には届かず、また中学校、高等学校の学級編制標準は現在のまま据え置かれています。さらにきめ細かな教育をするためには、30人学級や中学校、高等学校での少人数学級の早期実施が必要です。また、子供たちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。子供たちの豊かな学びのため、厳しい財政状況にあっても、全国の多くの自治体が独自財源により人的措置等を行っていますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であることから、国会及び政府において、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じられるよう強く要請するものであります。1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級等、さらなる少人数学級について検討すること。2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用ができるよう、少人数学級実施のための加配を削減しないこと。4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることなどであります。

以上、発議第6号の趣旨説明といたします。

○議長(山本泰正君) これから発議第6号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第6号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。

したがって発議第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第6号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 異議なしと認め、これから採決します。

発議第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 異議なしと認め、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

(日程第4)

○議長(山本泰正君) 日程第4、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 議長に許可をいただきましたので、閉会の挨拶の前に一言訂正をさせていただき、おわびを申し上げさせていただきたいと思いますが、16日、17日の一般質問の答弁に対しまして、16日につきましては、太田議員の、たしか乳幼児の法定定期健診だったと思うんですが、その席で、和気町には眼科医がないというような答弁を私が出しました。大変失礼なことになりましたが、和気町には眼科医が、なかつか眼科がありますので、訂正をさせていただきます。

それから、17日の万代議員の質問に対しまして、財政調整基金の取崩しを私はしてないという答弁をさせていただいたんですが、実は平成29年度と勘違いをいたしておりました、平成30年度に1億2,000万円の財政調整基金の取崩しをして財源充当をしておりますので、これも訂正をさせていただきたいと思っております。大変失礼なことを申し上げてすいませんでした。

それから、今期定例会中に資料の訂正とか、そういうこともありました。今後、こういうことにつきましては、職員も一丸になってこういうことがないように取り組んでまいろうというふうに思っておりますので、どうぞ御理解と御協力をひとつよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、閉会の御挨拶を簡単にさせていただきます。

令和3年第6回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました報告2件、決算認定16件、辺地計画9件、条例改正4件、補正予算16件につきまして、慎重に御審議、御議決賜りましたことに対しまして、大変ありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、健康に十分留意され、ますます町政発展に御活躍されますようお祈りいたしまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（山本泰正君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

今回の議案の中心でありました各会計の決算につきましては、おおむね適正な執行がなされておりましたものの、監査委員の報告やそれぞれの議員からの指摘がございましたように、まだまだ改善すべき箇所が見受けられるように感じております。なお、先ほど町長も閉会の挨拶でお断りをされましたが、先般の第5回議会臨時会及び今定例会において、間違った答弁や不適切な回答が多々見受けられました。執行部の方々におかれましては、議員からの質問及び質疑に対する答弁については、正確な根拠や見積り等に基づき、慎重かつ丁寧に行われますよう要望をいたしておきます。特に本会議においてはネット配信しております。町民の方からも既に、答弁に間違いがあるのではとのメールも届いております。町民の関心も高いものと感じております。苦言を呈しましたが、執行部の皆さんは健全な議会運営に御協力をいただけますよう、さらなる努力を重ねられることを切にお願い申し上げます。

最後に、コロナ禍も収束に向かいつつあるようにも見えますが、まだまだ先は読めません。議員各位におかれましても何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛いただきまして、町政の適正な推進に御尽力賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして令和3年第6回和気町議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

午前10時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月21日

和気町議会議長           山   本   泰   正

和気町議会議員           安   東   哲   矢

和気町議会議員           当   瀬   万   享